

尙ほ明治二十六年に至り、京都の人奈良四郎なる者能福寺大佛鐵柵其他の營繕の爲め廣く淨財の寄捨を仰ぎ兵神兩市の人々多く喜捨する所ありき。

○第二百四十四節、明治二十四年後の宗教界、市民の宗教的感念。明治二十四年以後、宗教演説依然として開會されたりと雖も、佛耶兩教徒らに攻撃を事とせず、専ら自宗の教義を説て、勸化誘導を謀るの傾向となる。而して天理教など稱する通俗卑近の宗教信者は、漸次其數を加ふるに至りぬ。明治二十五年四月には佛教青年會の組織あり、多聞通二丁目楠社東門筋には佛教說法所の設けらるゝを見き、七月十、十一の兩日には、多聞教會に於てデビス、クレイ、ローランド其他外國傳道師の基督教大說法を開く。(此年四月十六、十七兩日を以て、須磨寺興隆起工式あり、京阪神及び東京に於ける紳士五千餘人を招待し、頗る旺盛なる典を行へり)同二十六年八月神戸基督教會に紛議起り、會員數多牧師本間重慶に屬して教會を脱す。同月大阪日蓮宗開會員葺合村中町日蓮宗說教所に於て、眞宗派攻撃の演説を開く、之が爲めに兩宗の間に大論議を生じ、眞宗僧侶亦日蓮宗攻撃演説を爲したりき。同二十七年四月全國基督教宣教使大會あり、耶蘇正教會亦大阪會議を開き、神戸を傳道區と決議し、大に布教の目的を達せんとして、橋町一丁目に講議所を開設す。同二十八年九月兵庫佐比江町に伊勢太神宮分教場を設置され同年十一月を以て新築工事成る、同二十九年六月十七日神戸下山手五丁目神戸教會堂に於て、基督教大演説會の催はしあり、同三十年二月出雲大社教會々員は、各所に説教して神

道擴張に勉め、基督教信者亦其勵會を開きて、其信仰を勵む。要するに佛耶兩教の、一時辯難攻撃を極めたる時に於て、神道教は中層以下の階級に向て、大に其勢力を張り、而して市民大部分の宗教的感念は、敢て基督教を疾視せざれども、亦其信者たるを欲せず、依然習慣的佛教信者、國風の神道者として存するなり、故に其品性の上に及ぼせる宗教的感念は、其力甚だ薄弱なるに似たり。

○第二百四十五節、楠公贈位の宣下。市内に存在する神社の昇格、及び市民執行の祭典等に就て記せば、明治十三年七月車駕西巡の事ありて、同月二十日海路神戸港へ寄港あらせらる、此時楠公贈位の御沙汰ありて、宮内卿徳大寺實則より、兵庫縣令森岡昌純への沙汰書に曰く、

今般贈正三位橘朝臣楠正成へ贈位宣下相成候に付、其縣正成墓所へ、勅使として九岡堯爾被差遣候條此段違候事。

明治十三年七月二十日

而して同二十一日午前七時勅使式部介九岡堯爾は、騎馬せる警部二名の先驅にて馬車に乗じ、湊川神社表門に於て下乗し墓前に臨みて左の如く宣命す。

天皇乃大命爾坐世、贈正三位橘朝臣乃萬乃前仁、式部介兼一等章典從五位九岡堯爾乎使止爲底、宣給波久止宣留、往昔年號元弘建武止云之頃、天下亂禮爾亂禮、人心荒比爾荒比天、天津日嗣乃、伎事乎母知留者無理之時爾、汝命伊、清久、直久、正久、誠實乃心乎振起之、皇御稜威乎、爾高爾

彌高爾助奉利、作奉良牟止爲豆、家族親族乎引率、射向布賊等乎伐割米、最後爾波戰場爾身歿給比支、惟已命乃身歿給比之而已爾非寸、兄弟子孫爾至萬傳爾、都賀乃木乃彌繼嗣爾、草牟須屍、水都久屍、天皇乃御楯止爲豆、許多乃年乃間、吉野乃山乃行宮乎守奉利之事、專良汝命乃訓爾依底之然在留者曾止那武常母御思寸、凡汝命乃

皇御廷爾仕奉利之狀波、天地乃共臣止云布臣乃、鎮止在留可志止御思須加故爾、先年湊川神社乎別格官幣社止宜奉給之加止母、尙不飽御思召須間爾、此所爾至良世給布爾依利天、特爾殊那留大命以豆、慕爾使差底、更爾正一位乎贈給布故爾、斯狀乎聞食世止宜給布、天皇乃大命乎聞食世止宜留。

明治十三年七月二十一日

○第二百四十六節、市杵島神社拜殿造營、福原の琴平神社、楠社忠節紀念碑。 明治十五年春、辨天濱市杵島社本殿の建立あり、三宮神社の拜殿亦落成を告げて、遷宮の式あり。同五月福原町に金刀比羅社の造營を見き。

(補)金刀比羅社の造營は、蓋し福原花街の繁榮を謀らんとて妓樓三巴等の發起せしものなり、社地は元妙見堂の存せし處にして、境内に池を鑿ち、新たに湊川上流を導きて泄けしめ、尙は花街の風致を添へん爲め、各樓前の滯に其池水を注がしむ、福原花街に疏水あり、溝側の左右に樹木を見たるは此時より始まる。

同八月和田神社の新造營成りて祭典あり、造營並に祭典費壹萬五千圓に達せりと云ふ。同月湊川神社内に忠魂紀念碑建立さる、蓋し明治十年西南の戦役に斃れたる、忠節なる兵士の爲めに建設せられたるものなり。

(補)碑面の文字は、有栖川宮熾仁親王の筆にして、左側には明治十五年壬午夏と記るせり。碑は劔形にして高さ一丈八尺、上幅一尺八寸、下幅二尺五寸、鏝形石高さ三尺五寸、幅三尺、角上臺石高さ一尺五寸、幅四尺、中臺石高さ二尺、幅五尺五寸、角下臺石高さ二尺五寸、幅七尺五寸、角門柱石高さ一丈二尺、幅一尺二寸、角玉垣四方高さ八尺、柱石幅一尺、角玉垣高さ七尺、幅八寸角、總て含晶石質なり、有志者の義捐金を以て成る。

○第二百四十七節、生田長田兩神社の昇格、奥平野村海上家の系譜、七宮神社再建。 明治十六年九月福原町に妙見堂の新築成り、同十八年生田神社及び長田神社は、官幣小社に昇格す。

(補)生田神社昇格の御沙汰は、十八年四月二十二日を以て達せらる、其達書に曰く、
一生田神社 攝津國八部郡神戸鎮座

祭神稚日女尊

右官幣小社に被列候

右相違候事

明治十八年四月二十二日

此に於て五月二十七日社務所を開廳し、六月二十二日内務大臣伯爵山縣有朋より、「其神社例祭日、自今四月十五日に被_レ定候條、此旨相達候事」との達あり。七月十一日奉告祭執行、勅使兵庫縣令内海忠勝參向す。勅使參向の行列は、前驅一騎警部、次に勅使は馬車、次に縣屬兩名、次に警部一名騎馬にて後驅せり。境内は警部巡查數十名出張警衛し、表門に於て衆庶の參拜を差止めたり。夫より虔敬なる奉告の儀式あり、而して其際勅使の讀上たる奉告文は左の如くなりき。

天皇乃大命爾坐世、挂卷母恐支、

生田神社乃大前爾、兵庫縣令從五位勳六等内海忠勝乎使止爲_レ且、白給波久止白左久、昔與利此國乃守止坐_レ且、國人等我、廣久厚支恩願乎、蒙奉留實故爾、最母尊美仕奉禮留乎、此度特爾崇敬比給比、官幣小社止定奉_レ且、御幣帛奉出志、齋祭良世給布故、今與利後爾遠長爾、意留事奈久祭給波牟事乎、聞食_レ且、天皇乃大朝廷乎始_レ且、仕奉留百官人等、四方國乃公民爾至留萬_レ且、爾伊加志夜具波延乃如久、立榮志米給倍止白給布、天皇乃大命乎、聞食世止恐美恐美母白須。

明治十八年七月十一日

已にして八月十日聖上御巡幸、辨天濱御用邸へ御駐遊ばされ、侍從北條氏恭を勅使として奉幣の事あり。明治二十二年二月十一日憲法發布、皇室典範治定に付、勅使兵庫縣知事從四位勳四等内海

忠勝代理兵庫縣書記官正七位尾越悌輔參向、奉告の典を擧ぐ。

抑も生田神社祭神の稚日女尊なることは、既に上卷に於て記せし所なり。官幣小社として昇格の以前、明治七年に當りて全國社寺由緒取調の事ありて、當時生田神社由緒として差出したる調書を見るに、その全文左の如く記せり。

兵庫縣管下第一區攝津國八部郡神戶港

鎮座生田之小野、延喜式内官幣大社、活田神社

方今生田と書し當縣社

祭 神 稚 日 女 尊

由 緒

日本記神代卷曰稚日女尊坐于齋服殿、而織神之御服云々。

舊事記曰稚日女尊者天照大神之御妹也云々。

社傳(務古水門活田宮記)曰稚日女尊は大神宮之別名也。

日本書記(神功皇后之御卷)曰皇后之船、直指難波、于時皇后之船廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、(中略)亦稚日女尊諱之曰、吾欲居活田長峽國、以海上五十狹茅令祭云々。

勅

以汝祖神權護、帝船全矣、帝之惑不淺矣、因賜勝矢護和衣、爲活田長峽國主、令祭汝祖神、自是後、祈天下泰平、可令滿帝之仁心。

延喜式に曰、官幣大社、名神六月次相替、新作、四時祭、祈雨神祭、名神祭、右之外、救順、神階、勳位等之儀は、延喜式始、古史國典に密にして、四時臨時祭、敕使参向之官幣大社也、三代實錄(清和天皇御卷卷記)に曰、奉幣使大中臣朝臣國雄、貞觀十年閏十二月十日云々、

奉幣使告文に曰、天皇我詔旨止生田大神乃廣前爾申賜倍止申須大神乎彌高彌廣仁供奉奉止所念行須而爾爾攝津國解良久地震乃後爾小覺不レ止因卜求之奉禮波大神乃布志已利賜天所致賜奈利止由利又先日爾申賜布事宅有斤利因今從一位乃御冠爾上奉里崇奉留狀乎主殿權介從五位下大中臣朝臣國雄乎差使天御位記乎令捧持天奉出須太神那加其毛聞食天今毛往前毛天下平安爾天皇朝庭乎實位无動久常盤仁賢盤仁夜守日守爾護幸倍賜止申賜波久止申須又辭別爾申須去八月三日所申須爾旱乃災無之天五穀無損須天下饑年之米賜倍止所申賜比岐而所申毛餘久諸國豐饒爾收訖大利此又皇大神乃厚助奈利止祭毛觀崇比所念行須因今禮代乃大幣帛乎令捧持奉出大神平介久聞食天下平安爾助賜倍止申賜波久止申須、

末社 八祠之記

生田大神宮雜日女祭 荏合莊、福原莊、上ノ莊 惣生土神
わたのばらかすむあしたのひのかけるり紅のめつるたうとさ

銀玉尊納之中所生神三女五男

一、御前

筑前國宗像郡宗像神社 田心姫 福原北野村鎮守
たに河のまほりもとくるりをおもへ光あまねくめくる日のかけ

二、宮

山城國宇治郡許波多神社 天恩權耳歌 荏屋莊六ヶ村鎮守
おほ君のしめぬる國の外までも道にまなひく御世ののどけさ

三、御前

豐前國宇佐郡宇佐神社 湍津姫 福原神戸村鎮守
たまとおくさくのわか葉の露に今ひかりをそへてめましく見る

四、御前

安藝國佐伯郡巖崎神社 市杵島姫 福原花熊村鎮守
いほしるやちまのさなへきても見よしけりしけるまつの下陸

五、宮

出雲國能美郡天穗日神社 天穗日命 平野村鎮守
ほむけするひなみよき風野も山もむろの早かせ千里八千里

六、宮

大和國高市郡御懸神社 天津彦根命 上ノ莊坂本村鎮守
飛たすらにこゝろのしめをねかふにや虫さへ鈴を千たひふるなり

七、宮

近江國蒲生郡彦根神社 活津彦根命 上ノ莊兵庫津鎮守
いさましく國の御かへとつもりぬる武庫の浦邊ちへのしら雪

八、宮

遠江國周智郡横須賀神社 熊野權尊日命 福原莊宇治野村鎮守
くにの風すなほなる世のひも鏡のむかふうれしきちきのかたまき

例祭日

四月初日太々神樂執行、六月初日千燈千座祓執行、四月八日神輿渡幸神事
但往古より七月晦日に候處御一新以來改正四月八日に定む

八月十九日、二十日 祈念祭

社殿建坪

本社、表口三間半奥行五間、此坪、拜殿、表口五間奥行五間、此坪、神樂所、表口二間一尺奥行三間七尺、此坪、外攝社四祠末社、祠御供所御輿入裝束所寄略す

境内 反別

五千百十六坪三合四夕、舊社領九百坪餘、

右者大阪城之節、片桐東市正殿寄附御供田、徳川時代に至り、尼ヶ崎城主代々黒印に候處、御一新後御上地に相成候也

氏子、八部郡福原庄、萬原郡荏合莊、上ノ庄、月數合凡一萬八千餘

自該處距離、凡三丁餘、

右生田神社之舊祀、證書、繪圖面等取纏、由緒奉上台候、右書類 御上覽の上は、御下渡被下度奉願上候以上、

明治七年十一月

福室岡田伊津茂、祠官後神秀運、苺神官海上五十狹茅九十三代孫海上八良兵衛

右之通相違無之候に付奥印仕候也

第二區副戸長生駒治左衛門、第一區戸長生駒四郎

兵庫縣令神田孝平殿

右級玉響ひの古事は神代卷に審也

勤請年月

神功皇后三韓御親征御歸朝之明年春二月、稚日女尊之神託に依り、神功皇后御敷祭御勤請被レ爲レ在候譯者、則六國史を始め朝廷御録諸書に審也

此書に所謂社傳(務古水門活田宮記)とあるは、海上五十狹茅の後裔海上家に藏する所の古記にして、五十狹茅二十八代孫海上八十速の遺書なり。海上家は五十狹茅第九十四代孫五十雄之を繼承し、連綿として今猶は奥平野村に在り。編者は本史編纂の材料蒐集の爲め、同家に就て其舊記を一見するの榮を得たりき。而して其「務古水門活田宮記」なる一軸には左の如く記するを見たり。

務古水門活田宮記

稚日女尊事紀云、天照大神之妹也、有案傳、日本紀神功皇后、聞忍勝王起師待命、武内宿禰懷皇子、橫出南海、泊于紀伊水門、皇后船廻於海中、以不能進、更還務古水門、而卜之、稚日女尊傳之曰、吾欲居活田長峽國、因以海上五十狹茅、令祭之地也。日本紀一書曰、稚日女尊坐于壹服殿、而繼神之御服也、素戔嗚尊見之、則逆刺班駒投入之殿内、稚日女尊乃驚而墮機、以所持棧、傷體而神退矣。

日本紀曰、素戔嗚尊、見天照大神方繼神衣居壹服殿、則刺天班駒、穿殿裏而投納、是時天照大神驚動、以棧傷身、由此發機、乃

入于天石窟、閉鑿戸而幽居焉。

右舊事記、古事記、所載各有差、

我遠祖傳云

入于天石窟、謂之死、又謂之神退、入于天窟而再出、故名稚日女尊、考之於古書、實是天照大神也、宜哉我遠祖、以天照大神爲稚日女祭之、實是古來相傳之秘事也、我子孫深秘之勿洩矣。

延曆七年三月詔日

海上五十狹茅三十八代孫

海上八十速謹記之

稚日女尊を以て天照太神と爲せること、蓋し一説なりと云はんか。而して前掲由緒書中に見ゆる所の勅なる古書も、亦海上家の秘藏にして、武内宿禰の書なりと傳ふ。其書は頗る古代の絹地に認めたるものにして、如何にも稀世のものたるに相違なし。去れども之を年代より考ふるに、紀元八百年代に於て、彼の如き絹地の存せしや、又文體、書風此の如く發達し居たるや否は疑ひなき能はず。故に眞偽は博識の閱覽を経ざれば決し難しと雖も、而かも九十七代を傳へて現今に至れる海上家の稀有の舊家たるは稱せざるべからず。想ふに同家の祖先海上五十狹茅は、征韓の頭水手として皇軍に從て渡韓せし者か。而して生田神社祭祀の後は、連綿として神事を司り、現今に至るも猶は祭事に預れるなり。而して五十狹茅は其當時より、元小平の莊と稱したる今の奥平野村に永住せしなり、去れば明治四年阪本村に湊川神社の齋祀ありて、奥平野村も亦其氏子たるべき旨を達せらるゝや、同村民は、同年十二月六日を以て左の如き嘆願書を提出せり。

乍恐以書附を以奉款願候

奥平野村三組

一今般補公社被_レ爲_レ在_二御遺登_一候に付湊川より宇治川迄の間村町共補公社氏子に被_レ爲_二仰付_一承知奉_レ畏候然處當村之儀者人皇十五代神后様三尊被_レ爲_レ在_二御征伐_一候節五十狹茅と申者奉_二供奉_一帝船之守_二護行届御歸朝之上活田社被_レ爲_レ在_二御勸請_一此地に五十狹茅を止め就御還御之上右帝船御全被_レ爲_レ在_二渡御_一候儀御感慮之餘り海上五十狹茅へ御給言被_レ爲_二下置_一令_レ祭_二生田社_一候に付同人此地に永く止り候に付而者累葉之者追々多數に相成元野原草林之場所切開住居仕候義起本に而一村と成今

之奥平野村に御座候當村舊家之者は悉く海上五十狹茅之累葉之者に付外村と違當村之儀者生田社へ格別之由緒御座候に付右始末早速御伺奉_二申上_一當村之儀は是迄通生田社氏子に被_レ附候様仕度毎々集會評儀仕何分從_二御座候_一御座候の廉を奉_二恐縮罷_一在_一候義に御座候得共小前之者共氏神に離れ候義村役人に取組り難し息仕義に付色々利解申間候得共抑而相願候間不_レ得_レ止事乍_レ恐此段奉_二懇願_一候然所補公社之義者一旦從_二御座候_一御座候御座候儀に付雖令有願之通被_レ爲_二仰付_一候共決而他外には不_レ相心得_二氏神同様_一に信仰仕踏寄進等御沙汰御座候節者柄相離之寄附等可_レ仕候何卒厚御仁恵を以て御聞濟被_レ爲_二成下_一候は_レ難_レ有仕合に奉_レ存候以上

明治四年十二月七日

上組庄屋

右願書に署名せしは、同村上組庄屋森本權兵衛、年寄山根源兵衛、百姓代山根直右衛門、中組庄屋秘本久右衛門、年寄乾八左衛門、百姓代樋上利右衛門、下組庄屋村田市左衛門、百姓代村田平左衛門なりき。

此願書は幸にして聽許され、明治五年正月十九日、左の請書を捧呈せり。

乍恐御請證之事

攝州八部郡奥平野村三組

一今般湊川より宇治川迄の間村共補公社之氏子に被_レ爲_二仰付_一承知奉_レ畏候然處當村之儀は外村とは違生田社へ格別之由緒御座候に付永年生田氏子に被_レ爲_二附置_一一度段乍_レ恐不_レ得_二止事_一奉_二嘆願_一候處御感慮を以て願之通御聞濟被_レ爲_二成候難_レ有仕合に奉_レ存候に付乍_レ恐合印を以て御請證文奉_二送上_一候爲_レ其依如_レ件

明治五年壬申正月十九日

右合印は三組庄屋と、生田神社神職後神肥前守の四名なりき。斯の如くにして奥平野村は、依然生田社の氏子たり。奥平野村と海上家の關係ある、それ斯の如く、而して海上家の系譜は彼が如くなれば、生田社の神祭に方ては、同家の當主たるもの歴代其式に預り來りしものにして、今寛文三年八月二十日の神祭に係る社記の次第書を見るに左の如くなり。

寛文三卯年八月二十日

和田崎御幸之次第書

四宮長右衛門鼻高面にて鉞を持、馬に乗鳥帽子白張、馬は後神より出る、兩口にて道す、但先太鼓打は兵庫より出る原ひ。神子伊勢馬に乗る、馬方八人、新右衛門上下にて供仕る。兵庫兩濱よりねり船出る、是は先年よりなき事に候得共、殿様御落にて御座候、此船神輿近邊に居申度と被レ届候得共、此年始て庄屋何れも相談之上、庄中より先へ參せ如レ此候。庄中者馬立場不定候、圍取にて相定申候。
一神戶村は圍之外にて、神輿先二番なり。馬三正侍二人、大紋掛鳥帽子、馬に乗、村中供。
一生田村獅子頭屋形出る、屋形口へ刀籠馬に乗供、村中供仕候。
一神輿、神輿昇兵庫津より出る、但神輿付之道具、先年之通り出る。
一神輿之次、神馬、兵庫御屋敷の馬なり、馬方十人、兵庫津町年寄衆より一人づゝ出る、御座之由。
一次、神主後神中務、乘馬兩口にて、鎗二筋、長刀一振、太刀一振、幣二本、杓一本、立傘一本、但與一右衛門、佐左衛門上下にて供仕候、嵐ひ外に、兵庫より日履のもの三人履供仕候。

一中務次 平野村、村田八郎兵衛、先御馬一匹、村田より出す、馬方十人、鎗二筋、長刀一振、太刀一振、立傘一本、うつり一本、八郎兵衛馬に乗、右同斷、年寄何れも村中供。
一次に瀧守宮僧馬に乗る。(三番)馬一匹、大紋掛鳥帽子、乘馬、村中供仕候熊内村。(四番)馬一匹、同斷馬に乗る村中供、筒井村。(五番)兩村にて馬一匹同斷、村中供、中尾村、中村。(六番)馬二匹同斷、馬に乗る、村中供、脇濱村。(七番)馬一匹同斷、馬に乗る村中供、北野村。(八番)馬一匹同斷馬に乗る、村中供、花熊村。(九番)馬一匹同斷、馬に乗る、村中供、夢野村。(十番)兩村にて馬一匹、同斷村中供、坂本村、走水村。(十一番)馬一匹、同斷馬に乗る村中供、荒田村。(十三番)馬一匹同斷、馬に乗る、村中供、石井村。(十四番)兩村にて馬一匹同斷、村中供、中宮村、宇治野村。(十四番)馬六匹、何れも大紋掛鳥帽子、馬に乗る侍六人、村中供、二茶屋村。(十五番)馬三匹同斷、馬に乗る、町中供、兵庫津。

和田崎にて作法之次第

御旅所 和田崎水の子、御御輿居、但南向、神輿守護人は、兵庫津より仕候。神輿之前、神主中務、次八郎兵衛、生田村刀禰、瀧守宮僧、神子伊勢、鼻高長右衛門。但御神前之通、瀧藤藏を敷なり、御旅所は圍共兵庫津より出す、尤四本の柱に笹を立てる。御神酒上る、生田村刀禰、二の御膳、かはらけ盛、本御膳、同斷、同二の御膳、同斷、大三寶に、御菓子いろく盛、給仕生田村與右衛門、平野村五郎八。
御神樂祝言、神子伊勢勤る。神主中務、八郎兵衛、刀禰、瀧守宮僧御祈念神道之行相勤申候。
一兵庫御屋敷より、同心衆四人、尼ヶ崎御郡代より、同心衆三人、以上七人にて警固、御下知被レ成候故、何れも神妙に御座候、村々庄屋上下にて押。

一八月二十日丑下刻より大雨降申候へども平野村より相踏申候、餘り大雨降り申候に付、村々へ達し、辰の中刻御社を御出被レ

爲レ成、和田崎へ未の下刻御着被レ成候、還御生田宮にて日暮申候、御神輿、寶藏へ御入被レ爲レ成候。中務、八郎兵衛御供仕候。

右次第書中に所謂西宮長右衛門と云へるは、兵庫西宮内町の住人なるが、其鼻高面にて渡御の先驅たる由緒に就ては、今聞く所なし（維新以後は、鼻高面の役は、兵庫湊町に於て受持となれり）。中務は現在の福宜後神家の祖先にして、刀禰は生田村刀禰某の祖先たり（維新以後は、刀禰の家衰微して、遂に祭事に携はるること能はざるに至る）。而して村田八郎兵衛とあるもの、即ち海上家當時の繼承者たりしものなり（海上家は遠祖五十狹茅、及び三十八代八十速に因み、代々八の字、又は五の字を冠し、八郎兵衛、或は五郎右衛門など稱せり）。其村田姓は或る筋より、特に恩賜されたる所なりとか。是を以て海上家は、中葉以降村田の姓を稱し、今に奥平野村に同姓十名許あり、孰れも海上家の分派たり。生田神社に就て、海上家の關係斯の如くなれば、明治七年生田社由緒取調の命あるや、村田即ち海上家所藏の古記を證左とするの必要あり、乃ち祠官後神家と海上家の間に、左記の取爲替を爲し、以て其所藏の舊記を提出せり。

爲取替證券

一 生田神社は人皇十五代神功皇后征三新羅、御歸朝明年二月仍二神託、御勅祭被レ爲レ在二御勅贈、令レ祭三海上五十狹茅、則同人へ御勅書賜レ下に付海上氏累世經二并誠、神事取行來候處年所不三相障、我等舊祖へ社守受其後、今に至る迄代々神官相續罷在候處當今東京於三教部省、神名帳被レ爲レ在二御纂定、候條延喜式内並國史見在の神社證書及由緒書繪圖面相添可三差出、旨御布令有レ之候に付其許殿傳來御所持之、御勅書並海上五十狹茅三十八代海上八十速殿延曆七年三月に認置れ候證書等爲二御上覽、縣廳へ御送相成候段相違無レ之有於三東京、御調査候上御採用相成萬一古典古格に復し御改正官幣大社に被レ仰付、御由緒之條を以て自然其許殿位階被レ下置、候條於レ有レ之者社殿祭典尙は其許殿可レ被レ司管に付神事修行之節は出務可レ被レ致候得共傳來我等方へ社殿引受神官相續罷在候條に付今後右例に泥み社頭へ日供獻贈は勿論本殿攝社未社境内廻り掃除等部而社用は悉皆我等手元にて相勤可レ申旨協議之上確定候得共其許殿格別之御由緒も有レ之神社祭典之節は出務有レ之義に付右古典古格復し候御沙汰之有無不レ拘前書之規矩を以て裝束爲三修覆料、と年々金壹圓五拾錢宛可レ會三送進、候右邊約無レ之條一同立會祭約書認席上にて調印致候處如レ件

明治七年十月

現當祠官 後神秀運、祠掌 岡田伊津茂、氏子總代神戶港 山本三四郎、同 藤原仁左衛門、同 松本治兵衛、

同 河西又兵衛、同兵庫港 福本與三郎、同 本間文左衛門、同 小柴善三郎

海上五十狹茅九十三代孫

海上 八 耳 兵 衛 殿

前書之通相違無レ之に付致三典印一所仍而如レ件

第一區長生島四郎、第二區長神田兵右衛門

今茲に官幣小社に昇格の事ある、蓋し明治七年の由緒取調書の功與れりと云はん。斯かれば往年祠官後神家の、士籍に編成されたる時、此事に斡旋したる第一區々長生島四郎は、海上家も亦士族籍

編入を出願する理由を有せりとて、其出願を徳憑したりと雖も、當時故ありて果さざりしと云ふ。明治二十一年九月湊川神社へ、花崗石の神燈(高二丈餘)の奉獻あり、市民光村彌兵衛の奉獻する所にして、同月九日建燈の式を擧げたり、尙は光村は、劔(長光銘)一口を奉納す。明治二十二年六月二十一日兵庫七宮神社焼失、乃ち再建の計畫成りて、同二十四年七月十三日より七日間、兵庫市中の男女砂持儀式を行ひ同二十九年五月に及んで造營全く成り、正遷宮の式あり。同二十五年七月十一日長田神社八雲橋の架け換へ工事ありて、同月十一日夏祭を擧行せり。

(補)八雲橋は、社前を流る、細流菊藻川の架橋なり、長田神社の馬場よりして、社内への入口に當る。昔は木橋なりしを、此新架橋の時を以て鐵桁に改めて板を敷く。後に神官林原吾、神橋に鐵桁は、ふさはしからずと爲し、更に板橋と改造せり。

長田神社は、事代主命を祭る。日本紀に、事代主神、詔而誨神功皇后曰、祀吾子御心長田國、則以葉山媛之弟長媛令祭之とあるものは是れなり。去れば延喜式内に加へられたる神祠にして、歴世御朱印地たり。境内三千餘坪、社前馬場の長二町餘、左右に老松蒼鬱として繁茂し、如何にも神寂びたる靈地なり。

○第二百四十八節、楠公五百五十年祭。 市内に於ける各神社の祭典は、年々例祭日を以て擧行さるゝと雖も、其殷賑なる否とは市況の奈何に由て異なれり。今明治十年以後、最も盛んなりし祭典

の擧行を記せば、其最も莊嚴壯大を極めたるは、明治十八年七月を以て執行せる、湊川神社五百五十年祭なりき。同月十八日午前八時過る頃、渡御の神輿は社内を出づ。宮司折田年秀を始め、生田、長田兩神社の宮司は、各騎馬にて供奉を爲し、陸軍教導團より出張の樂隊(五十一名)亦之に隨ふ。武具を着用せる扈從の面々は、櫛、劔、鋒等を捧持し、先づ縣廳に渡御ありし上、徐ろに各市街を経て和田岬に渡らせられき。過る所拍手奉拜の人を以て満たせり。忠情義膽の人を感せしむるもの、凜として今尙は古への如きの感を發せしむ。翌十八日には、神劔鍛冶式並に斬試の式あり、詩歌詠進式あり、斬試の式は楠公往日奮戦の狀を聯想せしめ、奏樂の劉曉たるは、人をして轉た敬虔の感に堪えざらしむ。當日は會々日曜日なりしかば、參拜者の多きこと一入にて、社境雜沓を極む。拜殿の正面には、右側に湊川接戦圖(竪四尺横六尺)の額面を掲ぐ、前田吉彦の筆なり。左側には菊水の紋打たる幔幕を引廻らしたる小屋園あり、是れ月山貞一が、神劔を鍛鍊するの式場たり。拜殿の兩側より後方に亘り、數十の椅子は排列されぬ、是れ皆祭式拜觀者の爲めに供へしなり。繼て午前の十一時宮司折田は、神官禰宜等を率ゐて神饌を供へ、祭文を奏せり。奏樂は和洋混みの吹奏にて、特に洋樂は、外山正一作抜刀隊の歌譜を撰びたれば、其勇壯快活、懦夫をして能く起舞せしむるに足るものあり。已にして午後月山貞一大小數口の劔を鍛冶し終る、乃ち滋賀縣の劔客高山峰三郎、そを執て斬試の式を行ふたりき。其翌二十日大坂鎮臺司令長官高島鞆之助等、一大隊の兵を帥ゐて參向す、其先驅の社門に達する

や、樂隊之を迎ふ、兵士華表門前に整列す、此時宮司の祝詞朗讀あり、已にして奏樂一曲、兵士の最敬禮を表するあり、其儀様肅として眞に神在ますに似たり。兵士參向拜賀の式終れば、擊劔の會は開かれさ。劔客の多くは警察署若くは監獄署に奉職するの人々にして、審判は岡山縣奥村左近太、滋賀縣高山峰三郎の兩人其任に當る。十八日より二十二日に至る祭日五日間、市中の氏子は各家軒頭に菊水の紋提灯を連ね、國旗を掲ぐるゝこと例の如し、晝夜熱鬧殆んど名狀すべからず、神社の門前は人車馬車の通行を禁じ、以て行人不慮の危傷を戒めたり。

(補) 詠進の詩歌は、豫め「湊川懷古」と「みなとかはのむかしを思ふ」と云へる二題を以て、廣く世間に募りしなりき。應募の詩は四百首、歌は千二百五十八首の多きに及び、其内高雅雄健なる詩歌二百首を撰拔し、詩は三條實美、歌は小松宮の題字を請ひ、以て永く大祭紀念の冊子と爲せりとかや。宮司折田年秀が擊劔會開會に先ちて朗讀せし文は左の如し。

湊川神社宮司折田年秀謹て兵庫縣令從五位内海忠勝公閣下に白す年秀嘗て之を聞く前事の忘れざる後事の師なりと善哉此言や泰く以みるに弘化文久の際に當り幕府威職を失し名分正しからず武備修らず外寇の戒嚴頻繁にして侯伯力を國事に勤む此時に當り年秀一匹夫を顧みず攝海に十砲臺三城砦を築き浪花城を修整して鎮守府を置き又補公の廟社を湊川に造營して大忠を旌表し祀典を永世に垂れ世の忠勇義烈の洪義を激發せしめんと欲し當時の藩主島津久光に附き請て救護を請ひ允許を賜はる實に維れ文久二年十二月十日なり又砲臺城砦の如きは現に二條城に上り直に水野山羽守稻葉伊豫守等の閣老に述言論議し圖を作り説を附して之

を上る是又文久三年正月十五日なり終に採用せらるゝを得て其年二月二日台命あり召されて攝海防禦線を計畫して砲臺を築かしむ即ち今の大阪天保山砲臺是なり而して補社の如きは已に土木を本所に創むるに方り京師の變亂あるを以て皆中止す慶應四年二月更に補公及織田豊臣二公の三廟社を建てて以て優待あらんことを建言す同年四月二十一日敕して祀殿を造營せらる明治五年湊川神社の稱號を賜はり十三年正一位を贈らる此より先き贈三位の榮贈あるも降て元祿年間に至り源光國碑を建營し碑背に勅するに身を以て國に許し子に訓て私に及ばず父子兄弟忠貞に爲く節孝一門に萃るの略に止り當時虎狼百萬の中に孤立し獨り義を唱へ王に勤め志士を鼓舞し其衝鋒に當り列聖の深仇を報はし累朝の大耻を雪ぎ回天動地其大節鏗々然たる英雄兒女の知悉する所を略するに似たり今上陛下即位の始め元弘建武の往昔を追想せられ身は亂賊の爲に斃はるゝも再び日月の光を仰ぐに至り廟社造營恭しくも祀典を永世に列せらるゝも猶未だ聖意に滿たずと巡行の途次敕して正一位を贈り尋て鳳釵を社内に挿し千古の忠臣臣子の繼繼たるを旌表せらる聖恩の優渥鬼神も感泣せざるべからず蓋し聖世殊遇の賜にして夷齊も孔丘なかりせば義士たるを知られず騏驎も伯樂あるに非ざれば千里を以て稱せられず補公一門の大節も今日に遭遇せざれば一片石に止るや言を疎たざるなり凡人の感觸を來す見聞の二途よりす年秀嘗て聞く世道人心をして標榜匡濟する容を以するに若かずと果せる哉此言や我湊川神社の如き一片石の住時と前後日を同ふして語るべからず之を見るの聞くに勝れる所況んや廟社の地位に於る海外各國の互市場咫尺の間にあるを以て外客常に尊神の遺傳を質し仰ひて當時を慨嘆して今時を感泣するをや其國を異にするも其情を同ふするを以てすれば知らず識らず聖徳の海外に赫耀たる年秀が賢言を疎たすして燦々たり願ふに年秀乏しきを受け識きに建言の因あるを以て大誠を不朽に垂れ前事を以て後事の師とせんを往日を追想し玆に五百五十年の祭典を舉行し今時殆んど地を拂ふの日本刀精銳の技術を再興し其の利鈍を試み且擊劔の諸彦に請ふて勝負を争ひ奮闘鏖戦の實況を競ひ當年補公の一門奮擊吶喊熱血を湊川に瀉ぐの忠

魂を慰せんす幸に閣下按に賁臨を辱ふす感激せざるべけんや誰で以かるに初め今上陛下廟社造營の恩教を下し賜ふの日閣下本縣參事奉じ聖恩慈仁甘棠も之に如かざるを感佩し神聖英武の勳靈を光被し大忠壯烈の士を發奮して世道を濟はんと欲す大に之が徑應準備を創む而るに今亦敎旨を奉じ來りて本縣を統理し此年祭に臨むものは始終遺徳の尤も著しき良に以ある哉憶ふに楠公の一門逢ひ難き聖世に逢ひ難き鴻恩に浴し又閣下按に臨賜せらるゝを視在天の神靈其れ之れに鳴動せざるべけんや誠惶頓首謹言、明治十八年七月二十日

此文に據れば、楠社造營は一に年秀の力に出たるに似たれども、其實楠公追祀の事は、勤王家たる者の建言一二にあらざりしなり、而して社殿營造の事は、既に上卷に記せしが如く、全く東久世通藏、岩下方平の建議によつて決せしなり、而かも年秀が亦建議者の一人たりしことは、大藏の屬官より、宮司に援擡せられしを以て明かなり。文中「人の感觸を來す見聞の二途よりす」と又「人心を嚮導匡濟する容ちを以てするに若かず」の言や寔に是なり、而して楠公社内今や行樂の一公園となり、俗塵滿目、雜鬧喧騰、人をして敬虔の感念を發揮せしめ、將た又忠勇義烈の性情を陶冶せしむる所以にわらず、熱性の志士にして一たび社内ノ現状を目撃せば、蓋し神威の爲めに一掬の涙なきを得ざるべし。

祭日二十日には福原狹斜の地よりは、藝妓舞子の屋臺を出し、或は曳手となり或は囃手となり市中を賑はし、又神戸の奥村某と云へる遊藝師匠は其弟子等の手踊屋臺を挽き出せり。二十一日には大坂の野村連能狂言ありき。湊川堤上には煙火の打揚あり。兵庫柳原の藝妓輩は嬌態を競ふて一同

參詣し、二十二日には福原神戸各檢番の藝妓踏舞ありし。

○第二百四十八節、元町天神社の砂持祭。 次には明治二十五年六月元町天神社の砂持祝祭の殷賑なりしを見たり。當時氏子たる各町にては、各辻々に大角燈を吊り、各戸亦軒燈を掲げざるはなし、而して元町通に於て趣向を凝らせる造り物は、其數二十餘箇所なり。其二十日の如きは中、西兩檢番の藝妓二百餘名、黒天鵝絨の大なる作り牛を牽き、孰れも此日を晴れと出立つれば、元町五丁目よりは山車二臺を出して男童に引かしめ、娘連の仕丁家臺も亦二臺あり、同四丁目にては町中の嬢娘をして汐汲女の扮装を爲さしめ、奥村連の囃家臺を挽き廻はすなど、夜に入ては街路一層の雜沓にて、元町五、六丁目の往來は馬車人車の通行を止め、天神社内は人を以て填充し、殆んど出入すべからず。異裝を爲して浮れ騒ぐあり、ぬらいやつちやと勇めるあり、居留地の外國人すらも、花模様の浴衣を着流し、黄塵漠々たる街衢を徘徊し、局々として笑ひ、賑々として愉むもの七八名を見る。斯かる際に發する市民の狂熱は、そもや何處に發し來る、寔に怪しの限りなり。

○第二百四十九節、和田、七宮兩神社の祭典、生田神社昇格。 明治二十八年五月二十二、三兩日を以て執行せし、和田神社の祭典も亦甚だ盛んなりき、蓋し征清軍勝利の爲めに、人氣大に引立たる折柄なりしに因る。兵庫各町の若衆連は、孰れも揃の衣裳を新調し、檀尻屋臺を曳出す等、其賑ひ云はん方なし。滿街の行人酒氣を帯びざるはなく、掏兒の嫌疑を以て拘致さるゝもの二十餘名、泥醉者

送子等、警官を煩はせし者少なからざるまでの賑ひなりし。同二十九年の五月兵庫七宮神社正遷宮式に祝祭の催はしありぬ。此年生田神社宮司林原吾は、氏子一同と相諮り、生田社昇格請願の書を携へ、願意徹底せざれば再び氏子と見ゆることなげんとの意を決して上京す、蓋し生田神社は、廣田神社、長田神社と共に、格式に優劣なかるべき筈なるに、獨り廣田神社のみ大社たるは、生田、長田兩社の神慮如何あらんと慮りしに出づ、故に生田社の昇格請願と共に、長田社の昇格をも建言し、遂に十月を以て生田神社昇格の命に接し、尋で長田神社も亦昇格し、共に官幣中社となる。生田神社昇格の命に曰く、

官幣小社生田神社

兵庫縣攝津國神戸市鎮座

祭神 稚日女尊

右神社を官幣中社に列せらるゝ旨仰出さる

明治二十九年十月二十日

内務大臣 伯爵 樺山資紀

乃ち十一月三日、兵庫縣知事正四位勳三等周布公平は、勅使として生田神社に参向し、報告の祭式を修む、當時宮司從七位林原吾の奉讀せし祝詞は左の如くなりき、

掛卷母慈文、生田神社乃大前附、宮司從七位林原吾慈美慈母自左久、天皇乃大命以豆、兵庫縣知事正四位勳三等周布公平乎御使止爲豆、御社乎、官幣中社附、進米奉利察祭良世給布賀故附、大前乎慎敬比、御食波和稻荒稻附、御酒波魂上高知護腹滿、並豆餅乃廣物、

又勅使の奉讀せし祭文は左の如くなりき、

天皇乃大命爾世世、挂卷母慈文、
生田神社乃大前附、兵庫縣知事正四位勳三等周布公平乎使止爲豆自給波久止自左久、古與利最母慈美祭良世給倍留例乎以豆、前年官幣小社正定奉給比志乎、此度猶其廣久厚俊恩賴乎思保志食須賀故附、更爾官幣中社止崇奉豆、御幣帛奉出志察祭良世給布故、此狀乎聞食豆、天皇乃大御廷乎始豆、仕奉留官人等四方國乃公民爾至留万豆爾、伊加志夜具波延乃如久、立榮志米給倍止自給布、天皇乃大命乎聞食世止慈美慈美母自須、

是より先き、明治二十六年六月兵庫水木通五丁目に行宮所(坪數四百六十九坪)の設置あり、而して現今生田神社の氏子は、三萬以上に及ぶと云ふ。

○第二百五十節、節會の賀式、舊風の消長存廢、
神社の祭典等今猶は古の如く行はるゝと同じく、節會の賀式も亦依然として舊風を存せるなり。三月上旬己の糺祭りは、市中、就中兵庫に於て最も盛んなり。明治二十七八年戦役以後、五月端午の大空には、翩翩たる幟の數を増し、舊式復古の感を發せしむ。彼の盆踊なる者は、明治十八年以後甚だ稀に催はされ、神社の祭典に女は男装し、男は女装する等の習風は、明治十六年警察の嚴諭以來殆んど其形影を絶てり。明治十九年まで、兵庫住民は盆節季を固守し、商家取引の精算勘定等、此節季に行ふの例なりしを、同年各商家の申合せを以て廢止せり、而かも魂祭に家業を休止するは其家少なきにわらず。明治二十年世に歐化主義の唱道されし影響

は、市中、就中、神戸に於て、迎春の門松、五七三飾を、縁門に換ふる者の數を増し、洋装の廻禮者も亦多かりしが、同二十四五年頃よりして、復た舊例を修むるの傾向となれり。明治二十一年より年賀缺禮を新聞に廣告するもの多きの例を啓き、市中の洗湯營業者が、正月二日の初風呂をば、湧いたくど騒ぎ立て、未明に觸れ廻る習慣は、明治二十二年より禁制されて、爾來僅に市の場末に行はる。節分の鬼と稱へ、男女異様の扮装を凝して、神社に賽し市中を歩行するの舊習は、明治二十八年に至て全く廢れたり。

○第二百五十一節、寶惠駕、駒ケ林の左儀長追儼式。

兵庫柳原の藝妓等は、十日惠比須に寶惠駕

を出すの古例ありき。近年に於ては明治二十一、二の兩年に於て、十五挺を出せしことあるのみ。駒ケ林の左儀長、長田神社の追祭式は、同二十九年に至ても行はれたり、去れど此等の舊例古式は、唯物珍らしとして行ふものにて、今は迷信の念を寓するにあらず。

(補)陰曆正月十五日八部郡駒ケ林に行ふ左儀長の式は、徒然草に「正月に打たるぎちやうを、眞言院より神泉苑にいだして、焼あくるなり」と又和漢三才圖會に「正月十五日清涼殿の庭に於て青竹を焼き、吉書を天に上らる、十八日にも亦竹を焼り、摺扇を結付、清涼殿の庭にて之を燃やし、唱文師大黒松太夫、其徒四人(翁形嫗形各二人)鬼面を被り、赤熊の髪を蒙り、二姫太鼓を携へ、二翁逐舞てこれを打つ、童子二人、素面にて赤熊の髪を蒙り、腰鼓をならす、又かたはらに肩衣袴を着たる

もの五人及び立て、之を囃し、「どんどんや」と云、摺袴をきたるもの一人、聲を和せて「はわ」と云、いまだ其來由をしらず」と云へると其趣を異にし、東の村、中の村、西の村、に各左儀長の神あり、東を大年と稱し、女神にして、大管部命を祭り、中を若年と稱し、天鈿女命を祭り、西を男年と稱し、猿田彦命を祭る。正月十五日各社の前庭に、竹木と藁にて山車を作る、之を「おやま」といふ、上に幣を安置す、「おやま」の總丈十三間半、「やま」は繩を以て巻き、其中央に五葉松を以て圓環を作り、下に三脚の木あり、直徑七寸許、上に七五三と羊齒草を繞らし、其上は藁葺の家の如くす。七五三の上には、赤色の金襴の幕を廻らす、是れ昔し京都より下りしものなりとぞ。三脚の間に直徑二寸許の角あり、木を以て作る。東の分は他の二者より小なり、是れ本式なり。十年以前までは時々之をなせしも、今は三脚の木に代ふるに竹を以てし、其大さも半にして、高七間半、金襴を施さず、古は早晚より式ありしも、近年は大抵午前十一二時頃に行ふ、定刻に至れば、三脚の下に木を組み、昇棒を作り、村内の若者之を昇く。其人員凡四百人、東の村の「おやま」先づ西の村に至て出迎へ歸て、次に中の村の山車、西の村に至るや、西の村(今堂の町と稱ふ)の山車之を追躡し、海濱に到て互に衝突し、いゝいゝ聲を出して敵を倒さんと競ふ、其争頗る見もの也。躡て一方倒れば、三者を海濱に燒棄す。此衝突には、東の村の山車は與からずと云ふ。維新前は、舊家の者弓術の競技を爲したれども、今は其事なし。此擧式の起原は、何れの頃なるや詳かならざれども、源

平以後の事ならんと云ふ。古老は夫婦間領地の争に、其母の命之を仲裁するものなりと語れども如何にや、同様の山車は、江州の八幡、播州地方にても出すと云へども、衝突のことはなしと聞く。駒ヶ林は、源平時代に於て戸數十四五に過ぎず、維新前四百戸に上り、現今は九百餘戸に及び。平氏の遺孽此間に住し、三河家其他の舊家ありて、租税を免除され居たる趣なれど、同家の火災に舊記焼亡して考古の資を失ふたり。然れども維新前までは、古禮舊格を守り、他村と嫁娶せず、家屋の構造自から古風を存し、其言語も殿上人の言語を存して、都雅なるものありき。現今は其等の風習全く亡失せり。古跡の如きも、多くは墮滅して、古歌に「いにしへの小馬ヶ林の松見れば植し二葉は變らざりけり」とある二葉松も、今は伐採されて存せず。

追儼式は、鬼やらひと云ふ、「五難祖」に「儼は以て疫を驅る也、古人最これを重んず。漢より唐に至りて宮禁中皆之を行ふ、護童儀子千餘人に至る云々。公事根源『大舍人寮鬼を勤め、陰陽師祭文をもて、南殿の邊に著てこれを読む、上卿以下之を追ふ、殿上人御殿の方に立、桃の弓、蘆の矢にてこれを射る』とあるものにて、長田神社に於て、晦日を以て行ふものは是れなり。同社に藏する鬼面は、頗る古るものなるやに聞く。

○第二百五十二節、迎春祝賀の新慣例、恵方參、開運祈、摩耶詣。 明治二十四年神戸の緒士紳商と稱せらるる者は、神戸商業會議所に、兵庫の人々は、常盤花壇に於て新年宴會を開きたり。爾後兵神兩

市の歴々は、神戸商業會議所に集合し、かたみに新年の賀儀を修むるの慣例を創めたり。尙ほ正月の恵方參り、開運祈りの神社廻り等、多數の市民は舊例を守て廢止せず、摩耶の觀音詣も亦依然として行はる。

(補)摩耶參は、併諧歲時記には二月の季に納む。佛母摩耶山刀利天寺は、攝州菟原郡畑原村の山上に有、大化元年の草創、伽藍坊宇三百餘ありしが、後蔽廢して今纔に存せり、二月初午の日に、飼馬の無難を祈るとて、馬を引て參らせ、土産の昆布を買ひて歸る、これを摩耶昆布と云とあり。今兵神人民の所謂摩耶觀音詣と稱するものは大にこれに異なりて、陰曆七月九日摩耶山に登るなり、此日の一參は、八千八度の參詣を爲し、均き功德ありとて、皆拂曉より出かくるの例なり。

○第二百五十三節、生田祭市と誓文拂。 又陰曆八月二十日を以て本祭りとせる、生田神社の大祭には、京阪等より百貨の小賣商人來り、元の神戸市元町一二丁目、又は生田神社近傍に露店を張るの古例あり、去れど此祭市は、神戸の繁昌にけおされて、明治十六年以後は、昔の如く盛んなるを見ず、而かも今猶は年々行はる。市中の商家にて、誓文拂と稱する事も、依然古への如く存する也。

(補)誓文拂は、誓文祓より來れるなり。誓文祓は神社便覽に「官社殿京極四條に鎮座、世舉てこの神は誓文起請赦免の社といふ」。紀事に「俗傳に此神は、偽盟の罰を免れしひと云ふ、故に商賈此社

に詣で、欺き賣るの罰を被ふなり、故に十月二十日(夷講)參詣するを、誓文祓といふ、此社何神なるや詳ならず、世に土佐坊正俊とす、正俊義經の前にて偽り、追討使たらざることを誓ふ、因て罰果に殺されし故に、他人の偽誓の罰を救ふ」とあり。阪神等の商家にては、誓文拂と唱へ、十月二十日前數日より、賣品を直引して賣るの習慣なり。去れど此誓文拂は殆んど吳服商に限れるの觀あり。東京にて店御と稱し、夷講切と云へるに同じく種々なる小切を入れたる袋を賣る、婦女子は此袋を買ふて小切の多少と模様を善惡とを評し合ふて喜ぶなり。

○第二百五十四節、冠婚葬祭等の風習。冠婚葬祭の舊式は、非常の變化ありしと云ふにはあらずれども、曾ては冠婚の禮に重きを置きたるに、今は冠婚の禮を簡素省略し、葬儀の方は極めてはやかなるに至る、這是明治十七八年以來の事にて、何事も實利主義と稱し、無益の費用を節約する心がけ深きに拘はらず葬儀に放鳥生花を贈る風大に流行し、下流社會の葬送にも生花數基之れなきはなし、婦人の白衣を着けて送葬するは年を追ふて漸く稀なり。悔返と稱する返禮には、「お茶の子」と云ひて青、黄、白、三色の搗餅を贈るを常とし、小身のものにては郵便葉書を返へしとせる事もあり。出産祝の贈物は、素より定まれる品あるにあらざれば、其反禮亦一定せず去れど赤、白の力餅を返へすは普通にて、贈物以上の價值ある返へしを爲すは、兵庫普通の慣例に似たり。

○第二百五十五節、近隣交接、家屋構造、節季の贈答等の風習。又借家來住者の隣家近付には、

向三軒兩隣りへ、葉書若くは横寸を配ること、近年殆んど一定の例となる。其數は來住者の貧富に拘はらず、葉書五枚位、横寸一打位を常とせり。家主又は差配人に對しては、東京の如く、家賃の多寡に應じ酒代と稱する者の多寡定まり居らず、借家人の意の儘のみ。敷金は近年神戸に於ては、家賃兩三ヶ月分を通例と爲せども、兵庫に於ては、尙ほ未だ家賃前納の貸家多し。然れども所謂敷金は、大阪市に於けるが如く、返却の際に歩引の不道理なる惡習は伴はざるなり、兵神兩市共に、造作なき貸家多く、近年造作付貸家の數を加へたる傾きあれども、未だ東京の如くに、一年二回、必らず貸主に於て、疊換の義務を負ふが如き慣例なし。家屋の構造は概して舊風にて、如何にも不器用に且つ不便なり。二階建の家は、概ね腰壁にて圍む、掃出なきを人怪まず。圓圍の置き所、甚だ不可なる家多し。神戸市に、人口増加の割合に比例を取り、呼吸器病患者の比較的増進するは、此家屋構造に原因せざるかの疑なき能はず。兵神どもに、歳暮、年玉、晝中見舞等の贈答は、猶ほ行はれざるにあらざれども、年々此禮の衰ふるを見る、而かも神戸人士に比せば、兵庫人士は今に此禮を守るの狀あり。歳暮の祝儀として、理髮湯屋等に惠物するは、兩市今猶ほ依然たれども、兩市の小賣商人が、盆暮二節季に於て、得意先に見舞物を呈するの例少なきと、店舗の番頭、小僧等が、客待振の不愛嬌なるとは、是れ亦神戸市に於ける特異の一慣習と見て不可なきが如し。若し下層社會の市民一般が、彼の洗滌に赴きて、垢膩澁々たる湯槽中にて、遠慮會釋なく頭髮を洗ひ、自から不潔と思惟せざる等の惡

習風は枚擧に遑わらざる也。

○第二百五十六節、服装の華美、兵神兩市人の相違。市民の身装は、明治十年以來非常の華美に流れたり、古より人生の必要條件を定めて、衣食住の三と云へり、神戸市の住民は、眞に此順序を遵奉するの觀なき能はず。而して一體に華美を費ふに至れりと雖も、若し夫れ兵神の兩人士を比較せば、神戸人士は一層衣服に向て贅費を顧みざるの風あり。特に近年に至り、神戸に於て服装上の一異觀は、手職に生活する中以下階級の者にして、數千萬金を有する商家の主人と同じく、儀式めきたる場所へ出るに當り、黒色三ツ紋羽織を穿つの習風を馴致せる事是れなり。概言せば、神戸に於ては、服装に上下の差違毫も之れなしと稱して可ならん。兵神兩市共に商家の故を以て、總て縞物を着用するは勿論なれども、其縞柄、品質の選擇に於ては、兩市の人士其選擇を異にするものありとかや。神戸商人には、平素洋裝する者あり、兵庫商人には厚子を穿て客に對する者間々之れあり、商業の性質異なる、氣風の相違にもよるなるべし。

○第二百五十七節、洋服流行の時期、税關吏の靴と小學教師の洋服。明治十二年縣會の創りて開かるゝや、神戸區選出議員は、兵庫の神田兵右衛門、藤田積中の二名なりき。二名の服装は洋服なりしかば、初對面なる縣下選出の各議員は、神田、藤田の兩名に最も視線を注射し、洋服議員として早く其名を記憶されたりと云ふ。然るに明治十五年に至ては、議員一同の申合せを以て、一齊洋服を着

して議席に列せり、去れども一般人は官吏會社等の外、洋服を所有する者は當時多からざりしなり。明治十六年十一月兵庫戶場町役場に於て、吏員服装一定の事ありしと雖も、洋服採用の議は出でずして、羽織袴と定まりぬ。同十八年神戸税關吏一同は靴を穿つの定めとなり、同十九年四月各小學校教員は、一體に洋服着用となり、各校月賦返済の法を設けて新調せしめたるの頃は、一時洋服流行の時期にして、商人中にも、洋服を新調せし者少なからず。

○第二百五十八節、女子の服装、束髪始めて行はる。女子の服装は、左まで著るしき變遷なしと雖も、明治十年以後に於ては、年を追ふて羽織、半纏の丈長なるを着するに至りぬ。明治十八年東京に於て、渡邊鼎、石川映作等が、頻りに束髪論を唱道したる時、神戸に於ては下山手に住したる小磯吉人之を主張し、同二十年に至ては、女學生、官吏の細君を始め、商家の嬢娘中にも束髪者を出したり。隨て婦人の靴を穿つ者其數を増し、當時營業鑑札を有する靴商十三戸にして、而して賣行多きは女靴なりしと云ふ。町家の子女にして、洋裝する者をも見るに至りき。

○第二百五十九節、市内の紳士禮に綱はざるあり。兵神の市民は一般に商人なり、故に假令美服を着し、公會の席に出るに當ても、袴を穿つことは極めて稀なり。冠婚葬祭の禮に於てすら、羽織着流しのもの多し。明治二十八年五月市會に於て議員横田孝史は、議員服装に就て勸議を發して曰く、議員の服装區々にして、議場の體面甚だ宜しからず、須らく議員は羽織袴の身装に一定せんと。時に

小寺泰次郎は曰く、身に羽織袴を着せずとも、心に着し居らば可ならずやと。横田乃ち曰く、然らば問はん、厚子を着して出席する亦可なるかど。時に鎌田覺藏は言を挿んで云へり、必ず羽織袴に限ること甚だ制限に過るの感あり、寧ろ服装の如何んよりは、議員の缺席取締を嚴重ならしめ、以て市會流會の弊を肅正せんかなど。現今に於ても、貴賓接待の席等に、背廣の洋服若くは「モーニング、コート」を著し、其他商談外の客を待つに店さきに於てし、座敷に通はして主客座位の顛倒する等を氣付かざる等、堂々たる紳士の稱ある市民にして、而かも禮に觸はざる不法法、殺風景の舉措あるを免かれざる者、決して尠なからざるが如し。

○第二百六十節、市民の嗜好、精神的快樂に淡泊なり。市民の嗜好に於ける、遊技其他の流行と見るべきものを觀察するに、美術、文學等に關しては、嗜好の形跡甚だ乏し、書畫、骨董、詩歌、俳諧、音樂、謠曲、香茶、插花、盆畫、盆栽等、高尚優美の嗜好は、上流社會僅少なる人士の間に流行の變遷なかりしにあらざれども、市民の總稱を冠するに足らず。男子は將菜を知る、而かも園藝を知る者少なきなり。女子は三絃を翫ぶ、而かも彈琴する者少なきなり。而して押なべて中以下の社會に流行する者は、極めて野鄙なる快樂を満足せしむる事柄のみ多し。市民の大部分は、精神的快樂を求むべき手段に於て、甚だ貧きに満足するの風情あり。

○第二百六十一節、萬年青と蘭の流行、神戸園藝會の催、井伊直弼紀念碑建設の企。明治十三四

年の頃、少しく盆栽を愛好するの風潮ありしも、商界の景況不振の爲に忽ち止み、僅に萬年青の賣買行はれ、同十五年兵庫湊町古手商明石松次郎の如きは、壹萬餘圓の資を萬年青に投じ、參千餘圓を損失するに至る。當時明石の有せし萬年青中には一株千八九百圓に評價さるゝものありしと云ふ。明治二十年の頃に至り、蘭の流行を來し、下山手七丁目鈴木常次郎は、鳳凰と名付けたる一鉢の蘭を、參千五百圓にて讃岐高松の某に賣却せり。此年又居留地外人等の發企せる、神戸園藝會なる者起り、居留地劇場に於て其第一回を開き、六百餘種の出品ありて、一弗乃至三弗の賞金を得しもの少なからず、内海忠勝、牧野仲顯、村野山人、馬屋原二郎等の官吏も、珍品を出陳して賞金を得たりき。明治二十一年五月には其第二回を兵庫縣會議事堂に開く、其陳列場(階下の大廣間)の大觀を記せんに、柱は總て葛蔓を以て螺旋狀に捲き、窓は杉葉を以て飾りたり、風致自から園藝の雅味を具ふ。陳列の花弁類は、外國人の出品、剪花類百七十五花、盆栽類百五十四鉢、雜集百十八品(宴席卓子飾花六臺、菓實類一籠、蔬菜類二籠)、外に六十六品の多きありき。日本人の出品は、盆栽百三十四鉢、蔬菜三十六種、花類百九十四品、外に特別出品四十五種、場内には來賓の需に應じ、茶菓を販賣する内外國風の茶店あり、日本茶店の擔當者は、内海、馬屋原等の各内室。英國茶店は、英領事ツループ夫人外三名。獨逸茶店は、獨領事クレンスキー夫人外二名。米國茶店は、コルゲット、ペーカー夫人外三名。開會日數は二日間にして、來觀者は千五百餘名に及び(入觀料は一人金貳拾錢)、出品の審査は京都の本草家

山本章夫と大住三郎外二名なりし。明治二十六年頃より復た萬年青を愛する者多く、現今尙ほ流行の中にあり。

(補)明治二十三年乃至二十五年迄、日本全國に各種の記念建碑の流行あり、當時此風潮は神戸へも侵入し來り、曾て開國の大策を決したる、故正四位上左近衛中將井伊直弼の偉勳を萬世に傳へんが爲め、卿が正服を着して騎馬に跨る銅像を鑄造し、兵神兩港中適當の地に建立せんと欲するの舉あり、明治二十四年春發起者井上勝彦(大坂)津田敬之(高砂)岩崎廣祥(大坂)生島四郎右衛門、橋本藤左衛門、山本繁造、瀬鴻莊右衛門、村上五郎兵衛(以上神戸)生駒治兵衛、神田兵右衛門、岡田利兵衛、柏木庄兵衛、藤田善右衛門(以上兵庫)等事務所を相生町に設け、義捐金募集に着手せんとせり、然るに主唱者井上に事情ありて、此事に奔走する能はざるに至りしかば、計畫は爲めに中折し終りたりき。

○第二百六十二節、體育遊技、擊劍の流行。體育に關する遊技に就ては、明治三十四年の頃より、居留地外人は神戸競船及體操會を設け、ユー、シー、シム會長となり、ウキルビー幹事となりて、屢演技し、同十五年四月青年「ボリス」、水夫等の競争を催はして、日本車夫輩に飛入を許し、優勝者へ壹圓乃至壹圓五拾錢の賞與を與へ、同年十月小野濱にて、横濱神戸聯合短艇競漕會を催はす等の事ありしも、當時市民にして此類の企を爲す者なく、唯此頃より少しく擊劍の流行を來し、明治十六年に至

ては、明かに一の流行となりて、か面か籠手の聲は各所に聞えたり。同十八年に至ては、鐵道棧橋附仲仕等すら、流船發着待合せ間に於て、若りに習練を怠らざるの勢ひあり、其後一旦衰微したりしと雖も、二十七八年以來柔術、擊劍大に流行し、今猶ほ神戸市中、道場として存するもの少なからざるなり。

○第二百六十三節、乘馬と自轉車の流行。擊劍の流行を來したる明治十八年の頃、既に前年より行はれたる乘馬は大に流行し、借馬營業は各所に開かれき。此流行は、明治二十二年に至て愈々盛んにして、馬術の心得なき者市中を乗歩行き、街路通行人の危險尠からざるを以て、明治二十年二月發布の街路取締規則を適用して、其危険を豫防するの必要を見るに至れり。此頃よりして流行は自轉車に移り、市中自轉車貸車七百五十七輛あり、一時間五錢の賃料を徴して營業す。同二十五年に至ては、土田貢太郎等居留地外人と自轉車俱樂部を設立し、爾來現時に至るまで益々流行の進み來れるを見る。

○第二百六十四節、球突、骨牌、投玉、吹矢等の流行。明治二十年元町四丁目、輕便球突場を開業する者あり。從來洋食店に於て、此遊技を試むる者なかりしにあらすと雖も、下層社會の市民中にも、此遊技を嗜む者を出せるの端は、實に此頃より開かれたり、當時「ゲーム」の演技料は參錢なりし。翌明治二十一年に至ては、神戸に於て四個所の球突場を見るに至り、其後紳士間には俱樂部設立の流行ありて、俱樂部には必ず球突臺の設備あり、之が爲めに上下の市民此技を争ふの快味を解す

る者を増し、今や此技の勝敗に、金錢を賭するの風を爲せり。球突の流行と前後して最も盛んに行はるゝに至りしは、骨牌を弄する事これなり。明治二十一年の半ばには、割烹店は骨牌箱にして、客も藝妓も皆な輪贏を争ふ博徒と化せり。二十二年球突遊技の廢れし頃は、骨牌の流行益々盛んにして、上流社界の人士にして、骨牌の使用法を知らざるものは、交際自から疎ならんと恐るゝものあるに至れり。明治十五年市中に玉投と稱し、營業者より投玉に巧みなる客に對し、景物として物品を與ふる賭博類似の遊技大に流行し、湊川神社内のみにも、五十餘個所の多さに及び、遂に警察權を以て其營業を禁止せしより、更に吹矢、鬮引等に變更し、再び之を差止むるや骨牌賭博は一層男女老壯の間に普ねく流行し、其流行の勢ひは滔々として上下貴賤の差別を問はず、一渦の内に捲き去て現今猶ほ衰退せりとは思はれず。明治二十年の頃弓術少しく行はれしと雖も遂に流行の一時期を畫するには至らざるなり。同二十五年春、闘犬に金錢を賭する事行はれ、猪々の聲は、市街を遠隔せる山野に聞ゆ。○第二百六十五節、市民の慈善事業。流行等より見れば、市民の品性概ね斯の如く野鄙なる類多しと雖も、此間、仁慈事業等の稱讚すべき企てなきに非ず。抑も富有にして力强きものが、貧くして力乏しきもの、爲めに謀るは、若し其心術に立入りて之を云は、或は卑むべきものなきにもあらざるべし、而かも道徳の假面を被ふれる世に於ては、深く其心術の奈何を問ふを要せず、苟も慈善の名と形とを具ふるものは之を稱揚せざるべからず、況んや真に道義の義務的感念より來れるものに於て

をや。兵神兩市に於て、慈善事業と見るべき大小の施設は、一二の數に止まらず。而して其多くは、宗教の信念ある人の手に企畫せられたり。然れども亦一時の貧窮者救済等に就ては、宗教の感念を離れたる施設なかりしにあらざるなり。明治十一年兵庫在住の醫師が、協濟社なる團體を組織し、一には一般住民をして衛生を貴ぶの氣風を養成せしめ、一には細民の疾病等を救治せんと企てたるが如き。明治十五年五月に至り、兵庫の有志者が、施設規則を定めて貧民救済の一端となし、同年八月惡疫流行の日に於て、寄附金を募りて藥仙寺内の井水を買上げ、以て貧民に清涼玉の如き飲用水を給與せしが如き。又此際神田兵右衛門が、虎列刺病豫防費として金圓を西組戸長役場に差出せしが如き。又兵庫の有志者が、難破船救助社なるものを組織せしが如き。同年十二月北風正造、光村彌兵衛、神田兵右衛門、池田清右衛門、藤田積中、武田九右衛門、岩田正吉、濱田篤三郎、諸井粘右衛門、前田又吉等が、鰥寡孤獨、無告の貧民を救はんと欲して、救恤社なる者を組織せしが如き。前田又吉が救恤社員の賛助を得て、三宮町に貧民救養場を建設したるが如き。明治十八年兵庫西宮内町魚燈惣右衛門が、自家の營業に貧民を使役し來りし從來の方針に満足せず、更に貧民救助の意を以て、燐寸函木地製造工場を新設したるが如き。福原町坂本善七が、出獄人保護場を設けたるが如きの類は、孰れも稱揚すべき事柄にして、此他にも猶ほ多かるべし、而かも慈善事業として、其基礎を確立したるものを見ざりしなり。明治二十三年以後に至て、一派の宗教的助力を假らず、市民の道義感念に訴へて、

以て其目的を達せんと欲する三個の慈善事業の起りしを見る、之を神戸孤兒院、神戸報國義會、熊野授産場と爲す。

六〇二

○第二百六十七節、神戸孤兒院の沿革と現状。神戸孤兒院は、神戸市中山手通七丁目字南京山に在り、初め明治二十三年米價騰貴の爲めに、細民の生計に苦む者漸く多く、其慘狀見るに忍びざる者あり、此に於てか市内有志の施米救助あり、其際吉川龜、吉本襄、大井直三、衣笠某、高濱保造、徳岡卷之丞、三瀬耕作等、縣令林董及び板垣退助等の賛成を得て貧民救済義會を組織し、有志の金品寄贈を請ふて救済の資に供し、葺合村に授産場を新築して救済の目的を達せんと謀る。然るに其發起者中、名を慈善に假て募集の仁恵金を私消する者あり、之が爲めに發起者の間に紛議を生じ、事業將に廢せんとす。此に於て今井太右衛門、飯田勇記、土井一郎等は、貧民救済義會の事業を繼承し、専ら孤兒救済を主とするに至りたり。斯くて明治二十六年十二月に至り、神戸孤兒院と改稱して現在の地に移り、爾來今日に至るまで、理事矢野毅は家族主義を取て同院に居住し、院務一切を任じて養育の事に當る。

(補)神戸孤兒院の建物は、起臥室、工場、牧場、食堂、浴室の三棟より成り、建坪三十四坪あり、同院全體の敷地は、百四十七坪、舊三田藩主九鬼家の所有地を借る者也。現今教育孤兒三十三人、内四人は服役者にして、他は養兒なり。養兒二十九人中男八人女二十一人とす、其年齢は、男女と

も五歳より十六歳まで、其内不具者は、啞一名、聾二名とす。此等の可憐兒は、拾兒、迷兒若くは早く両親に別れたる者、又は父を亡て母親の養育し能はざる者を收めたるなり。去れば同院に於ては、此等孤兒の姓名を知るに由なきを以て、之に相當の名を附し、例へば小野に棄兒となり居たる者は、「小野すて」と呼ぶの類多し。而して同院の教育を受たる孤兒にして、既に出院したる者數名あり。其中看護婦となりたる者一名、他へ嫁したる者一名、商家の丁稚となりたる者二名、他家の養子となりたる者一名、養女となりたる者二名。而して同院にては、在院孤兒をして勞働獨立の精神を發揮せしめんが爲め、一定の職業を執らしむ。現今孤兒の就業は櫛寸の軸木並にして、其就業時間は、毎日午前七時より午後四時過までなり。彼等一ヶ月の勞働總収入は貳百圓内外にして、内半額を院の収入とし、半額を各自の貯金として、他日出院に際して方向を定むるの資に供せしむ。孤兒の教育は、尋常小學校程度に依り、滿六歳以上の者に限り、毎日午後六時より同八時迄、二時間宛教授するの定めたり。孤兒は一體に物覺の悪く、智識の發達は頗る遲鈍なりと云ふ、想ふに體格の發育悪きが爲めに、自から精神の發達充分ならざるに由るものなるべし。而して孤兒の生活は、毎朝五時起床し、室を整へ庭を掃ひ、食事の準備等各自受持の役を取り、一時間を経て朝飯に就く。食事は米七分麥三分にして、朝夕は漬物或は味噌汁を與へ、晝飯に肴を具ふ。毎日曜日には牛肉あり、賄料は一日七錢乃至八錢とす。朝飯済みたる後、一同集會場(臥床室を以て之に充つ)に集り、

六〇三

三十分間理事より修身道德の談話を開かしめ、夫より各工場に入らしむる也。孤兒の衛生に就ては深く注意を加へ、夏期は毎日、其他の時事には凡そ隔日位に入浴せしめ、衣類も夏季は三日目、冬季は肌着を一週間目に洗濯す、病者は割合に少なきも、孤兒の多くは遺傳病ありて、頭部其他に腫物を生ずること多し、食事は分量を定めて與へざれば、或は遠慮して食はず、或は過食する等の事ありと云ふ。

○第二百六十七節、神戸報國義會の沿革と現状。 神戸報國義會は、神儒佛三道研究の目的を以て起りたる、兵神明道協會より脱化し來る。明治二十三年明道協會員中の一部は、脱會の上報國義會を設けたり。然れども當時其目的は、尙ほ依然として三道研究に在りき。然るに明治二十五年に至りて、育兒會を設け、同二十八年に至て施療院を興し、今や純然たる慈善事業を以て目的とするに至れり。而して育兒會は、孤兒、棄兒、又は貧困者の兒女を收養する者にして、施療院は貧民の疾病者を救療する者とす。

(補)報國義會育兒會へ、不幸なる小兒の最も多く入會せしは明治二十七年にして、一時二十六人に及びたり。目下は十五人にして、三歳より十四歳位の男女兒なるが、女兒の方割合多し。兒童中、學校へ通學(無月謝)する者九人、乳兒の他に預けある者は四人にして、預け兒には一ヶ月金貳圓の手當を要す。兒童は勝手に遊戯せしめ、別に職業を爲さしめず、成人の後には各自好む所の職業に就かしむるの見込みなりと云ふ。是れ始めより職業を授る時は、大に心身の發育に弊害ありて爲すものにして、孤兒院と全く其主義を異にせり。食物は、朝は粥、晝晚は飯にして、副食物は、日曜日、一日、十五日、二十八日に魚類を與へ、其他は野菜類となす。身體は概ね強壯にして、開會以來死亡者纔かに二名に過ぎず。尙ほ育兒の外に八十九歳の老嫗と、六十七歳の老爺と收養し居れり。施療院の方は、施療券を市役所に依頼し置き、之を持參するものを施療する仕組なれども、貧困者中の急病者、行倒人、瘡傷者ある場合に於ては、特別施療を爲せり。施療患者の最も多かりし時は二十八年にして、一時八十餘人に上り、現今は二十名内外、入院者は一名もなし。醫員は神戸市の開業醫十數名が、慈善的義務として交代擔當せり。

○第二百六十八節、熊野授産場の起原と現状。 熊野授産場は、明治二十五年十月兵庫の俠客熊野卯藏の設立する所にして、設立の當時は八部郡林田村吉田新田に在りしが、其後現在の兵庫小川通二丁目(舊良燈社跡)に移れり。其建物は事務室、食堂、寢室、工場、物置の數棟に別れ、此敷地坪數を百四十坪とす。同場設置の目的は、忠愛義侠の本旨に基き、孤兒、寡婦及び落魄流離の窮民を收容し、職業を授け、自活の途を得せしむるに在りて、場主熊野外理事一名、書記二名ありて一切の事務を管理す。(補)熊野授産場には、現時被救護者六十餘名あり。其年齢は十二歳より二十歳前後の者多く、其中女性は五名のみ。此入場者は、概ね乞食にして市中を徘徊し居たる者と、警察署の手に於て取押

六〇六
へ、同場に送致したる孤兒にして、中には夫に別れて落魄したる寡婦、子に先き立たれて自活の途を失ふたる老人もあり、日々の職業は憐寸製造にして、其収入は一ヶ月百四五拾圓、其收得金を以て優に同場の経費を支辨するを得。而して作業賃三分の一を積立金と爲し、退場の際之を本人に交付する仕組なり。同場設立以來今日に至るまで、入場者は既に千餘名に達し、其内同場の周旋に依りて、相當の職業を得たる者五十餘名あり。勞働時間は午前四時三十分より午後四時三十分迄の十時間にして、朝は午前四時に起き、同五時三十分朝飯を喫し、同午後五時に夕飯を喫ふ。其副食物は朝味噌汁にして、晝は野菜物、夕飯は漬物とす。入場者の教育は、毎日一時間宛簡易科の程度に依りて、最も簡易なる教育を授く。入場者は割合に物覺を宜しく、中には嘗て小學校の教育を受け、文字を解し居る者ありて、教育の結果は悪からざる方なり。修身の事は、毎月二回本願寺の僧侶來りて宗教談話を爲す、休日は毎日曜日にして、各自隨意の散歩を許るせり。同場は最初嚴重なる規律を設け、苟も規則を犯す者は、嚴重なる處分を爲せし日に於ては、入場者の逃走多かりしと雖も、其後放任主義を取るに至りて逃亡者なく、入場者は殆んど兄弟姉妹の如く親睦し、成績佳良なりと云ふ。衛生法に就ては、夏は毎日、冬は隔日に入浴せしめ、被服は年に四度、即ち一月綿入、五月に單衣、七月に浴衣、十月に厚子を着せ、其外に肌着を與へて時々洗濯せしむ。此事業に就て最も困難なるは、世の不景氣なる時、又は米價騰貴の日に於て、入場者の増加を來すを以て、斯かる時に

臨み維持上に大苦痛を感ずと云へり。

此等の慈善事業に向て、市民中時々金品を寄贈する者は年を追ふて増加するの傾きあり、要するに火災水難等の際して義捐に勇むの氣風は、明治十七八年以後に於て大に發揚したるが如し、而して自宅施與の習慣は、今や往日の如くならずして、慈善の本領は、稍、解得されたるもの、如し。

○第二百六十九節、市の發達と諸般の檢束法。市民の氣風品性等は、以上既に記述し來り。此市民の經濟的生活を營む上に於て、施政當路の有司が營業上に對する取締を見るに市の發達と共に粗より精となり、其施設する所甚だ多岐なり、蓋し發達とは事物の情勢愈々複雑なることを意味するものにして、複雑の事情に對し檢束を加ふることなくんば、其弊や遂に流れて不規律亂暴と變じ、諸般の惡弊は之より發せずんばあらざるなり。未發の惡弊を豫防し、既發の惡習を矯正せんが爲めには、檢束の政令益々多岐ならざるを得ず。此故に兵神兩港の繁榮を増すに隨ふて、市民に向て發布されたる各種の政令は、頗る多くして且つ多端なり。而かも其檢束なる者は、敢て自由の壓服にあらずして、寧ろ平等の自由を保護する者たり。而して明治十年前に於ける風俗の取締、營業取引等に關する令達類は最早上卷に於て之を記したれば、今は十年以後に於ける、市民の行動に對して發布したる諸般の檢束法を叙述せん。

○第二百七十節、寄留人取締規則、門標の一定。先づ明治十年四月五日戸口の調査を爲さんが爲

めに、從來届出漏れのは、總て六月三十日を限りて入籍を出願せしめ、同年九月二十九日兵神兩港寄留人取締規則を發布して、十戸を一組とし、一組毎に什長一人を置き、以て組内の取締を爲すの制を創めぬ。既に明治四年に於て戸籍の設けありたりとは雖も、各地よりの移住者は、出入來去常なくして、寄留人員の如きは、此時に至るまで遂に調査の事なかりしなり。斯くて明治十一年の二月に至ては、警察上の必要よりして、警察管轄區内を時々巡查をして回査せしめ、戸口の取締を二層綿密ならしめたり。其六月三十日以後は、從來區々なりし各家の標札を一定し、雛形を示して之に準據掲出せしむ。

○第二百七十一節、人力車夫取締の方法。營業取締に付、人力車の取締は、明治十年十二月創めて人力車屯集所の指定ありて、屯集所外の營業を禁じ、翌十一年一月車夫等外人に對して往々不都合を働けるを以て、各車夫の肩には、必ず屯所々屬番號を英文字にて標記せしむ、已にして同年四月十一日「近來人力車夫共、兎角外國人へ對し乗車を勤め、不都合相續候趣、爾今乗車を勤むる義不相成候事」との布達を出せり。然れども未だ成文の取締規則を存せざりしが、明治十三年三月に至りて人力車取締規則を制定す。同規則に依り人力車營業の者は、各町毎に組合を設置し、取締一名乃至二名を選び、組内の取締を爲さしめ、又神戸區及び八部、花原兩郡に於て營業する者は、外國人便宜の爲めに、横文を以て組合所屬を記したる目標を肩の上に縫付けしめ、人力車夫の小統合を爲す。降て明治

十七年七月規則の改正あり、人力車營業者及び人力車夫の區別を立て、人力車營業組合は、警察署の指定區域内に組合を設け、毎組取締人一名、副取締五名以下を選擇し、營業者總代人を設けて、營業者人名を盡く所管警察署に届出しむ。又明治十九年十二月二十二日新たに營業人力車取締規則の發布ありて、神戸區内の營業者は、其取締人の指定したる洋字の番號を記し、又法被、筒袖、冠物、雨具に組名の頭字及び鑑札番號を記るし、駐車場を分ちて公設、私設の二となし、私設駐車場は、組合取締人の烙印を受けたる標識を設けしめ、又公設駐車場は、所轄警察署に於て之を定むる事となり、營業者は身元保證金五圓を納めしめたり。然るに此身元保證金を納むることは、營業者の苦痛に堪はざる所なりしを以て、明治二十年に至て同規則中より創除されぬ。

○第二百七十二節、各種營業規則の沿革。各種商業の取締に關しては、國法又は縣令等の、制定廢止の沿革甚だ多し。明治十年八月二十二日街路に物品を陳列販賣する者は、同月三十一日迄に販賣品の何たるを問はず鑑札を有せざるべからずと令し、無鑑札者の街路營業を禁制せり。同九月二十六日には、西洋小間物商と稱する沖商賣を差止めたり。蓋し淫猥の書畫、器具等を賣買するの弊、漸く増長したればなるべし。同十一月五日辻店取締の布達を發し、往來の妨害とならざる限りは之を許可する事とし、其區域を指定して第一區神戸部に於ては、前山筋、諏訪筋、再度筋、生田社前、鐵道隧道筋、北長狹通鐵道南側通、相生橋通、濱宇治野町及び海岸通と爲し、第二區兵庫に於ては多聞通、東

中筋、大中筋、湊川神社前筋、湊町、戸場町内宮内町突留、小物屋町、西柳原町、川崎町其他の各神社内を限りたり。明治六年大藏省布達生糸賣買鑑札は、亦此年四月を以て廢止され。明治十二年二月米商仲買人身元保證金は、保管の爲めに銀行に預入るゝを許し、而して米商會所の事務は、此年七月以後大藏省常平局の所管となり。六月十一日凍水販賣規則を定め、其七月十一日には八品商取締規則出づ、蓋し明治六年制定の六商社取締規則に換へたる也、而して八品商なる者は、質屋、染物屋、古着賣買、西洋古服、靴傘賣買、古銅鐵賣買、漬金賣買、古道具屋、時計屋、袋物屋、小間物屋、紙屑賣買、鼈甲屋、飾屋、兩替の諸營業を指せり、其取締は之を警察に屬せしめ、以て不正品の探査を容易ならしむ。其後八品商取締規則は、質屋、兩替屋、古着商、古金商、古道具商の五商取締規則となり、又明治十四年十二月二十八日五商取締規則の改正ありて、五商は一郡區毎に組合を組織し、各組員互選の正副頭取を定め、組合事務を統括すべき制となり。降て明治十七年一月七日古物商取締規則の出るありて五商取締規則は廢止となる。同二十三年三月古物商及質屋取締細則の發布ありて、營業者は所轄警察署の指揮を奉じ、必ず組合に加入すべき掟となり。明治十四年十二月八日旅籠屋取締規則出で、同十五年十月四日以後沖商業取締規則を定め、神戸部、仲町部、兵庫部の三組合を組織せしめ、年番行事を立て、取締を嚴重にし、同二十三年五月十七日復た改正を加ふ。同十六年九月十八日には、遊技場營業取締規則を發布して曰く、遊技場の營業者は、區役所の許可を得て、必ず警

察署に届出ざるべからずと。明治十七年十二月九日同業組合準則の出るありて、農工商の各業に従事する者は、各適宜に地區を定め、其地區内同業者四分の三以上の同意を以て組合を設け、規則編成の上縣廳の許可を得、營業上の利害を一致せしめ得る事となる。抑も此組合準則は各種の營業に異常の影響を與へたる者にして、其結果は、一方より評すれば同一種類の營業者間に發する弊害を豫防し、共同依囑の感を深からしめたるの益ありと雖も、更に一方より之を評する時は、資本の大なる者若くは従來同業者間に勢力ある者をして、其規則編成の上にて小資本者を驅束する手段を設けしめ、且つ又未だ組合の必要な營業に至る迄組合を組織せしむるの流弊を來し、一時は紛議續出の現象を呈したりき。同十八年十一月十八日蠶絲業組合準則(二十四年十月廢止)出づ。

○第二百七十三節、劇場の定限、湯屋湯槽の區別と温度。劇場取締規則、寄席取締規則、興業場遊覽所取締規則、湯屋取締規則は、共に明治十九年の春を以て發布となり、此規則に據て、劇場は神戸區に於て六ヶ所と定限され、湯屋の新開業は、四方三十間以内の地主並に家主の承諾書を添て、所轄警察署の認可を受け、男女の浴槽を區別して、湯の温度は華氏寒温器十度以下たるべしと定めらる。○第二百七十四節、市場規則の發布、重なる魚鳥獸青物市場の沿革。明治二十二年一月八日魚鳥青物市場取締規則の發布ありて、市場は定市場、定期市場、臨時市場の三種に分ち、其筋の許可を経れば開市すること能はざることとなる。

(補)魚鳥獸又は青物市場にして、神戸市内重要なもの、起原、場所等を記るせば左の如し。
 辨天濱青物市場。 明治元年小川定右衛門なるもの、二軒茶屋邊へ青物店を出せしが、市場と云ふ程のものにあらず。其後明治七年頃、神戸本町の八百熊と云ふもの、中税關波止場に於て、各地より持來る青物仲買を開き、稍、競賣の體裁にて商賣せり。明治十五年大に繁昌の姿となれる時。治野吉次郎なる者青物賣捌取扱所を設けて事業を擴張す。然るに資本薄弱なりしを以て、遂に此賣捌取扱所を現今の場主有馬道橋本音吉海岸五丁目岩崎しなの兩名へ托す。此に於て明治二十一年七月辨天濱番外一番地へ市場を設く。市場は最初百六十四坪四合に過ぎざりしが、同二十七年に至り二百二十坪に擴張せり。賣買品目は蔬菜菓物にして、取引品の産地は、泉州(蜜柑、西瓜)、紀州(蜜柑、西瓜等)、大和(牛蒡)、山城(筍、梨)、河内(葡萄)、攝州(桃、柿、枇杷)、淡路(枇杷)、播州(干大根)、讃岐(柿、芋)、長州(夏蜜柑)、阿州(蜜柑)、東京(梨)、北海道(林檎、玉葱、甘藷)等なり。季節蔬菜は、近地より持來る。神戸市に於ての菓物市場と云ふべきは、只此處のみ。販路は市内八百屋相手にして、蔬菜よりは菓物の賣買多額なり。市場口銭は七分なれども、菓實類は間々一割を口銭となし、内五分を荷主への返り口銭と爲すことあり。仲買人、小賣人へ賣渡したる勘定は、十五日、月末二回精算の例なり。一ヶ年の取引高は平均七萬圓以上なるべし。
 水木市場。 兵庫郡水木通二丁目十番邸に在り、場主は湊町三木茂兵衛にして、多少魚鳥獸賣買

も行はるゝと雖も、本領は蔬菜、干物類の市場なり。出場の物品は、附近村落より來るものにして、他所より入來る物は極めて稀なり。大根は、概ね須磨地方より出づ。市場取引の慣例は競賣にして、一日の賣買高は五拾圓前後ならん。市場に對する荷主、仲買人等の關係は、敢て他市場と異なるなしと雖も、開始の日淺さを以て、規律猶は整頓せざるの感あり。市場の坪数は、總て六十餘坪たり。小級市場。 兵庫郡永澤町字小級一番邸に在り、場主は東出町三丁目大川菊松にして、取引品目は蔬菜、干物類を主とし、魚鳥獸取引は附屬のみ。市場の起原は、明治十四年の頃兵庫三川口に青物市場として開始せしが、其後山陽鐵道竣工の時永澤町に移し、明治二十二年五月新川市場と合併せし上明治二十三年六月塚本通なる現今の地に移轉せり。同市場の野菜類は、附近村落より出るものなれども、筍は山城地方より、藪は美濃郡三木より、西瓜或は南瓜の廣島等より送荷する者多し。玉葱、甘藷も明治二十年頃より市場の取引品となれりと云ふ。荷主より市場に持出したる物品は、市場に於て競賣するや即座勘定となし、仲買人或は小賣人には現金賣の定めなれど、當夜勘定又は十五日勘定等、對手の信用如何に因て之を諾すと云へり。一ヶ年の賣買高は、壹萬圓前後なり。切戸青物市場。 明治二十一年の創立にして、創立の際は南逆瀬川町に開きしかども、其後今の地に移る。場主を、三木松藏となす。開市當時は近郷の蔬菜のみの賣買なりしが、今は遠く大阪地方より出荷するに至る。慣例は競賣にて、算盤賣買は行はれず。荷主は即座勘定にて、問屋口銭と

して、五分を徴収す。一ヶ年壹萬圓内外の取引ありて、市場の利益は、菓物は一割の口銭、其内五分を仲買人に與へ、蔬菜類は七分の口銭にて、全部市場の収益とす。

有馬道魚鳥獸青物市場。

明治十七年八月八百虎なる者の發起にて、東川崎町へ設けたるに起原し、同年の末古湊町一丁目十五番邸に市場を移し、以て今日に繼續す。場主は尾井友吉にして、蔬菜、菓物、菌茸を主とし、魚貝、海藻、鳥獸の肉を附屬取引とす。取引高は一ヶ年壹萬圓、一日平均四拾圓内外にして、問屋口銭は七分なりと云ふ。蔬菜類は附近村落より來り、筍は山城、茸は丹波の送り荷多きに居る。

脇の濱魚類市場。

葦合部宇脇の濱千五百五十番邸に在り、開港以前の脇濱は、隣村筒井、中村、中尾、熊内、生田の諸村、並に小野新田等の首村として相應に賑ふたりき。然るに神戸町の繁昌に連れて、脇の濱は年々戸口を減じたるが、其後神戸の膨脹は遂に復た脇の濱に及び、現今二百餘戸を有するに至る。往日同村は、漁者の多かりし地なれども、近時は製造所の職工、魚賣行商等の住地となりぬ。明治十五年の頃は、魚類を賣買する者二名ありて、恰も市場の體を爲せしが、明治二十三年長濱禮藏之を一所に集め、純然たる市場とせり。魚類は土着の漁者の持來るもののみなりしが、近年は、淡路又は讃岐等よりの出荷あるに至れり。去れども十中の六分迄は土着漁者の日々捕獲するものなりと云ふ。出荷者へは現金仕切なれども、仲買人又は小賣人へは、信用の厚薄奈何により、

十五日又は三十日、又は六十日勘定をも許すが如し。一ヶ年の取引高は壹萬五千圓前後にして、市場の手数料は物により一割五分(此場合には五分を荷主へ、三分を仲買へ、七分を市場に收む)、一割二分(此場合には仲買へ五分、市場へ七分)、一割(此場合には荷主へ五分、市場へ五分)等の相違あり。去れば市場の正味口銭は賣上金高の六分乃至七分に過ぎずと云ふ。

○第二百七十五節、屠畜及び獸肉營業取締、葦合村の屠畜場。

同年五月一日屠畜取締規則の出て、屠畜場は各郡一ヶ所の外許可なき事となり、十月二十六日には獸肉營業取締規則の發布ありて、明治十六年二月發布の食肉營業取締規則は廢止となる。

(補)獸畜の撲殺場は、明治十年迄葦合村小野新田、其他數ヶ所に散在せり。同年八月屠牛者は屠牛場を一ヶ所に取纏むるの議を決し、其筋の認可を受けて小野の海濱へ一個の屠牛所を建設せり、之を小野新田屠牛場と稱す。然るに明治十六年「キルビー」商會に於て、船渠築造の事あり、會々屠牛場は、船渠開設の位置に當り、而して其他は三井の所有にして、「キルビー」商會へ土地を讓與する事となりしかば、屠牛場は同年二月を以て新生田川附近へ移轉せり。斯くて明治二十三年一月に至り、神戸屠畜株式會社起り、他の依頼に應じて獸畜屠殺を始め、現今の屠畜所を新設せり。此に於て爾來神戸市の需用に應ずる牛、羊、豚は、概ね同所に於て屠殺さるゝに至りぬ。明治二十九年中同所に於て屠殺せしもの、牛八千四百九十頭、羊四百二十四頭、豚千三百五十四頭、合計一萬二百

六十八頭の多数に及べり。尙ほ因に記す、明治二十六年九月神戸牛馬商組合申合規則の認可ありて、神戸牛馬商組合成る、同組合は、荻合村神戸屠畜會社内に事務所を設け、神戸八部及び菟原の一市兩郡の牛馬賣買人を一括せるなり。

○第二百七十六節、五種市場取締規則、職工營業人及紹介人取締規則の發布。同二十三年六月二十日米外五種市場取締規則出づ、五種とは雜穀、肥料、酒、鹽、油類を云ふ。其規則の大意に曰く、官吏をして市場若くは賣買者の帳簿、現品等を臨檢せしむる時は、市場主及び賣買主は、何時にても之を明示すべし。市場を開設せんと欲する者は、所轄警察署へ(明治二十七年三月に至り其翌日限り)届出べし。市場にては賣買一口毎に品柄、數量、價格及び在倉庫受渡の日時、賣買人氏名を市場帳簿に記載すべしと。同二十九年十二月二十三日職工營業主及び紹介人取締規則の出るあり、(一)職工は營業主に對し、同盟して休業若くは罷業を爲すべからず。(二)職工は、適當なる營業主若くは之に代はるべき者の命令に違背し、又は強迫の所爲あるべからず。(三)有期無期を論せず、被備役中の職工及び雇人は、其備役を罷めたる後にあらざれば、濫りに他の職工及び雇人たること能はず。(四)營業主にして工場所在市町村外に職工を募集せんとする時は、着手の日より十日以前に左の各項を記し、工場所轄警察署に届出べし、第一營業主雇人又は紹介人職工の募集に關し、騙詐、虚偽の言行あるべからず、第二工場所轄警察署外に在ては、滿十六年以下の者は、父母、兄弟、後見人等、兒童の保護

者たる者の承諾を経ることを要す、第三紹介人は族籍、住所、年齢を詳記し、履歴書を添付し、所轄警察署に届出で、許可を受くべしと。

○第二百七十七節、資本と勞力の争、煙草職工軍の敗戦。職工取締規則の發布に因みて、勞働者及び職工氣風の變遷を叙せんに、市の發達に隨て勞力の需用は年に増加し、隨て勞働者の數を増加せしに拘はらず、資本と勞力との競争の起れることは甚だ稀れなりき。蓋し神戸市に於ける勞力の重なるものは仲仕勞働にして、所謂裸勞力なり、且つ其勞働者は幾多の頭領に分屬して、勞力團體の組織なし、是を以て資本と對抗の力を發すること能はず。故に資本と勞力との戦よりは、寧ろ勞力と勞力との競争を見るのみ。斯かれば資本の勞力を壓する場合は數ばにして、勞力が資本を侵す機會は少なかりしなり。只裸勞力ならざる職工勞働に至ては、往々資本に向て開戦を布告せしことなきにあらざ、而かも無組織の勞働軍は、毎ねに失敗の運命たらざるを得ざりき。明治十四年の末より兵神兩市中の煙草刻職工は、刻煙草製造主に賃銀直上げの交渉を開きぬ、然るに其交渉は容易に纏まらずして、明治十五年の二月に至り刻煙草製造主は協議の上、斷然職工の要求を斥けしかば、百五十餘名の職工は、忽ち同盟罷工を企てたり、蓋し勞力の資本に對する武器は、罷工の外之れなきは此時已に能く解得せり。然るに開戦幾日ならずして、同盟軍は一大強敵の爲めに襲はれたり、其強敵は彼等の米櫃より飛出でしなり、此に於て彼等は動搖せり、沮喪せり、會々葉煙草問屋石谷藤介、同小賣營業者中尾宗

助等、兩軍の仲間に立て調停締和の勞を執りしかば、製造主より僅に五拾金を同盟軍に贈り以て平和の回復を見たりき、是れ明かに勞力軍の敗戦に終れるなり。

○第二百七十八節、輸出屏風製造職工の一揆、勞力の敗戦。明治二十六年一月海外輸出屏風製造職工組合員二百六十餘名は、同製造業組合へ對し、請負賃銀を一定せんことを請求せり。抑も同職工は、製造組合に従屬して職工組合を組織し、組合規約の下に羈束せられしが故に、或る製造家の多額なる製造注文を引受けたる際、其製造家は自家使用の職工に對し割合善き賃銀を仕拂ふと雖も、他の製造職工は、此時妄りに此を去て彼に就くこと能はず、又製造家の注文引受直段の奈何に因て、彼等の賃銀は常に増減せらるゝの場合あり、彼等が賃銀一定の請求を提出せしは此不利を免かれんが爲めなりき。然るに同月十四日の製造業組合總會は、職工組合に取て頗る重大なる此要求に重きを置かず、許否の協議を他日に譲るべしと決せり。去れば職工組合委員は、單に製造組合が、職工組合の決議要求を輕視するのみならず、寧ろ製造家の意向は、賃銀直下の底意あるものと爲し、大に激昂して組合解散を唱ふるに至る。若し職工組合にして解散せば、彼等の舉動は不羈放肆の狀態に陥り、其結果は製造家の間に於て、職工誘拐等の弊害を馴致するの恐れありて、結局製造家の不利益たるに至らんとするものあり、此に於て製造組合は、同月二十四日の臨時總會まで、要求に對する諾否の猶豫を職工組合に求めたり。斯くて愈、二十四日の臨時總會となるや、種々討議の末、職工組合の解散は勝手たらし

ひべしと決し、製造組合の規約に改正を加へ、製造家の申合を以て、職工制御の目的を達せんと欲せり。乃ち職工組合員は其翌二十五日を以て協議會を開き、製造家の無情專恣を痛罵し、且つ以爲らく、目下製造家は、外商より日限約定の注文を引受け居るなり、故に一致同盟、斷然罷工を實行せば、製造家の投降せんこと必せりと。此に於てか同盟罷工は企てられぬ、當時二十日乃至三十日の罷工を繼ぎれば、彼等は幾何の望みを達し得ざりしにあらず、然るに共同救護の設備なき同盟罷工は、憐むべし休業僅に三日にして、決戦の意氣忽ちに挫折し、同盟者の過半は、早くも白旗を建て、復職せんと欲するの色あり、此に至て硬軟の兩派は、一大衝突を來せり、已にして同盟軍議の結果、職工組合を解散するに決し、同盟此に破れて製造家に投降する者百五十餘名、勞力は資本に對して醜き失敗を取れり。僅に五十餘名の決死隊は、各自資金を醜集して一の製造所を設け、外商より直接請負の方法を設け以て面目を維持せんと欲すと雖も、遂に資本調達の目的を達する能はずして斃れ、膝行頓首、復た前投降者の足跡を履めり。又明治二十六年四月、樺十製造職工の、賃銀直上げの目的を以て休業せしことありと雖も、是れ亦其日數僅に三日にして降伏せり。明治二十九年四月物價騰貴の爲めに、市内の石工等賃銀の増給を望むと雖も、雇主の之に應せざりしより、彼等は同盟罷工を企て、其舉動漸く穩かならざらんとす。此に於て警察署は、首魁を召喚して誠諭する所ありしを見たり。同九月郵便集配人同盟缺勤の事あり、當時集配人等は、物價騰貴の爲めに生計の苦痛を感せる折柄、降雨荐りに

破りて道路を破壊し、水害地の集配は草鞋を損すること多し、一足貳錢の草鞋費支辨は、定額給を受け居る彼等に取ては、生計費に影響すること尠なしとせざるなり、依て定率豫算内に於て隨時給與の條文を適用せんことを請へるなりき。聴かれず。此に於てか總員六十餘名の中三十一名同盟缺勤を企てたり、之が爲めに十三日より十四日に亘りて、集配忽ち支障を生じ、郵便局一時狼狽の狀あり。坪野局長は同盟者に對し、非常時勤務の義務ある所以を諭示し、交渉の結果は同盟者の謝罪となりて落着す。明治三十年二三月の頃、燐寸製造業者間に、陰然職工の誘拐行はれ、爲めに賃錢の幾何を高む。此機に乗じて職工等、就中軸木職工等は同盟罷工を以て製造業者を脅かし、以て少しく其目的を達せしものゝ如し。要するに資本に對する勞力の反抗は、近年大に其勢ひを増加し、動もすれば同盟罷工の非常手段に訴ふる氣風を高めたりと雖も、既往の經驗は、勞力失敗の歴史あるのみ。而して自今と雖も、勞力組織の完つたからざる間は、幾回か資本に對し、勞力失敗の經驗を繰返へすに過ぎざるべし。

○第二百七十九節、資本の專横、勞力組織の未發達。之に反して、資本の勞力に對する抑制手段は屢々實行され、而して多くは其效を奏したり。明治二十一年洋服商は、職工の惡弊増長せりと爲し、同業申合規約を以て、職工移動の自由を束縛せり。蓋しその當時職工等が、給料前借を漫りにし、各職場を同行するの弊は確かに之れありしと雖も、資本の同盟は、斯く一片の規約を以て實行さるゝに拘はらず、職工團結の容易に成立せざるを見れば、其勢力の懸隔甚だしきものあるを察するに足る。

明治二十四年燐寸製造同業者は、製茶時季等に際し、燐寸工場の勞力を減するや、同業者中、賃錢割増を以て他工場の職工を誘致するの競争を生じ、結局同業者の不利たるを免かれずと爲し、職工賃金を一定して、之を同業組合に遵守せしめ、増給割増等を禁せし事あり。此事たるや、明かに勞力移動の權利に由て、職工たるもの、得べき利益をば、資本が同盟の手段を以て奪ふたるものなり。明治十年以來、實に此類の企ては決して尠なしとせず。然れば則ち神戸市の製造工業界に於て、資本と勞力との、衝突競争を發せし類例の少なきは、兩者利益の平準を保てるに起因せずして、勞力の資本に對抗力の、未だ發達せざるにありと謂はんのみ。

○第二百八十節、裸勞力の境遇、濱仲仕の苦情。特に雜種の裸勞力、即ち技術熟練を要せざる勞働に至ては、資本との抗争を生せしこと極めて少なく、供給は常に需用を超過するの有様にして、屢々勞力と勞力との競争を見たり。仲仕勞働者が團體的運動を以て、僱者を脅かさんと試みたることは、僅に明治十八年に在て、中組濱仲仕が、日本郵船會社に對して不平を強訴したるの外は、殆んど聞く所なきなり。初め三菱、共同の兩會社並立し、互に競争せし時に當り、三菱附屬の仲仕六十名は、海岸通五丁目に寄場を設け、共同附屬の仲仕七十餘名は、寄場を棧橋附近に置きて其業に従事せり、然るに三菱、共同の合併成りて、日本郵船會社の生るゝや、舊三菱附屬の仲仕を使役し、舊共同附屬の仲仕を僱役せざるは不公平なりとの苦情、舊共同附屬仲仕より起る、然れども供給の饒多なる裸勞力の

反抗は、傭使者の敢て恐るゝ所にあらざるを以て、遂に目覺ましき戦争とはならざりき。

○第二百八十一節、勞力小團體の競争、大膽なる勞力統合の企。 勞働者の小團體と小團體との競争は、明治十五年の頃より屢々發したりき。又勞働者と其頭領との諍論も、之れなかりしにあらす。明治十六年神戸組組頭仲仕と、舊頭領濱口權四郎との間に一大紛議を生じ、遂に訴訟となりて、權四郎の敗訴に歸し、仲仕人夫百餘名は、立換金五千五百圓の取戻訴訟を爲せし事すらあり。其他の勞力競争の如きは、殆んど數ふべからざるなり。明治二十五年勞力供給者間の大競争を見たり。當時外國船貨物積卸營業者としては、獨人ニッケル及び英籍支那人松記の二者あり、松記の營業は前年英二十二番及び英五十三番商會等の發起にて、「ニッケル」商會の專横を制せんが爲めに開きたる所なり。然るにニッケル及び松記の使役する沖仲仕賃銀は、一日拾八錢乃至六拾錢の定めなれども、拾八錢以上を支給さるゝこと稀なるのみならず、一ヶ月の勞働日數は、二十日内外に過ぎざれば、被傭者の生活は頗る困難を極め、之が爲め往々船員の目を盜み、貨物を窃取する者を出すに至る。此に於てニッケル及び松記に使役され居たる二百餘名の勞働者は、藤野清八、池本兼太郎、大澤方磨、關浦清五郎、諸岡忠次郎等に謀り、此人々は貨物積卸請負會社を設立し、以て此等の勞働者を使役する事とせり。此議の成るや勞働者一同は、同盟罷工して新設會社に附屬するに決せり。乃ち藤野等は内海岸二丁目に會社を設け、十一月十七日を以て開業式を擧げ、當時ニッケル及び松記の常雇たりし勞働者二百餘

名を始め、市内各所の木賃旅宿に在る者等數百名を集合し、會社設立の趣意は、勞力供給の權を日本人の手に握り、勞働者の賃銀を高めんが爲めなる事を告げ、酒肴を給與して彼等を味方とせり。會社の意見に於ては、ニッケル及び松記をして、勞働者を得ること能はざらしめ、一日の勞力賃を金貳拾五錢以上壹圓までとして、勞力供給を爲さんと欲せしなり。開業以後ニッケル及び松記に對し、斷然たる強硬の反對を試むるの方針を取り、需用の有無に拘はらず、ニッケル及び松記と競争して勞力者を聚集し、外國船の入港あるや、直ちに積卸の請負申込を競ふたり。是れ實に神戸市に於ける、勞力の大統合を謀りたる者にして、頗る大膽の企てなりき。斯の如く勞力供給事業の競争を開きたりと雖も、裸勞力の饒多なるや、一會社の力を以て、一勞働者だも外人に得ること能はざらしむまで、勞力の大統合を爲すこと能はず、遂に此大膽なる企ては、幾何ならずして八九千圓の損失を蒙れり。依て松記に合併の協議を開くと雖も、議遂に成らず、惜むべし此企は全然失敗に終りたり。是より後現時に至るまで、勞力供給者間の競争衝突は、往々之れなきにあらすと雖も、而かも大に注目すべき出來事を見ざりしなり。

○第二百八十二節、仲仕勞力の供給者、勞働者の區別と現状。 現今沖人足と稱するは、其數無慮六千人、此内常人足と稱する者凡一千人あり。部屋人足と稱する者一千人前後、其他は臨時人足又は買人足と稱するものなり。常人足は貨物上下の爲めに、平常雇入れの定り居るものにて、部屋人足は

得意の定まり居りて、其需用に應ずるものとす。而して臨時人足とは不時の必要に應募する勞力者の謂なり。貨物積卸營業者はニツケル、梁鶴軒(松記)棧橋會社、海榮舍、荷扱會社、徳村、大本外二三あり。而して海榮舍は日本郵船會社持船を、徳村、大本は支那商の借船を、荷扱會社は重に三井物産會社の貨物を扱ひ、他は外國船の貨物を扱ふなり。之に隸屬する人足は、海榮舍に七八十名、棧橋會社に百名内外、ニツケルに常人足百人、部屋人足百人前後(八軒に分る)。松記は常人足を設けず、有馬組、道井組の部屋人足を使用す、其數百七十人。又賃金は、海榮舍、大本等は參拾五錢乃至六拾錢。ニツケルの常人足は、一週間勘定の制にて、四拾五錢乃至壹圓貳拾錢、部屋人足及び買人足は貳拾七錢。松記は部屋人足の賃金を噸數計算とし、買人足を貳拾五錢とす、二者共に定めの間外、若くは格別の勞働を爲し、時は、増賃金を給與するの仕組なり、其賃錢支拂は毎日にして、勞働者をして一日五錢を積立てしめ、負傷其他の豫備に供せしむ。

(補)常人足、部屋人足は、其取締稍見るべきものありと雖も、買人足に至ては、未だ取締の法を存せず、隨て不規律亂雜にして、言ふに忍びざるの醜體あり。彼等は重みに外國船貨物取扱に使役さるゝ者にして、一時外國船多數の入港ある時は、人夫二三千を要することあれば、常人足、部屋人足を以て其用を辨するに由なし。此時に當り勞力供給者は、日々海岸に來て不時の需用を待つ所の、所謂立ん坊と呼べる勞働者を募り、以て一時の急に應ず。然れども尙は不足を感ずる時は、更に古

湊通の木賃宿、又は市内貧民の住居區に奔て勞働者を募集するを常とす。蓋し外國船は、大概貨物を上下する器械の設備ありて、體力剛強ならざる寄せ集め人足を以て事足るなり。斯くの如く沖人足として臨時に雇はるゝ勞働者は、最も下層の落魄者にして、多くは木賃宿に起臥し、若し需用なきの日に會せば、乞丐の境遇に墮落せざるを得ざる者共なれば、風儀の悪きは勿論の事、破廉耻の何たるを知らざる有様なれば、勞働の爲めに外國船に赴くも、襤褸を纏ふはまだしもにて、甚だしきは裸體同様の者あり、船内にて殘飯を請ふて奪ひ合ふが如き醜體は、間々目撃する所にして、外人に對し、同胞日本人としては、眞に慚愧に堪はざるの醜狀を認る事あり。去れば兵庫縣廳にては、仲仕保護取締規則を發布し、明治三十一年十二月以後實施さるゝ筈なれども、此買人足取締に就ては如何なる處置をせらるべきにや、事甚だ容易ならざるべしと思はる。

陸上人夫其他の職工に就ては、夫々仲間組合の設けあり、然らざるも親分子分等の社會的關係を以て、稍、正しき取締の方法あり。且つ沖仲仕勞力の如く、需用に不時の増減少なきが爲めに、今は左までの不都合を見ず。所謂裸勞力に生活する勞働社會の氣風は、概して明日の豫備を爲すことを知らず、錢あれば美食を貪り、盡くれば飢餓を耐忍して勞役する姿にて、二六時中只生活を保つを以て目的と爲すの外、殆んど前途に一點の希望を有せざるが如き者多し。

○第二百八十三節、危險、不潔物等の取締。勞働社會の氣風及び明治十年來の出來事は以上の如し

更に翻て各種取締の施設を叙せんに危険、不潔物等の取締は、明治十年三月威銃取締規則の發布ありて、同年五月一日より實施せらる。其六月二十七日神戸海岸通五丁目より、塵芥兩便の船積を禁じ、鵜濱船入場より船積すべきの命出でたり、且其運搬は、居留地道筋の通過を許さず。明治二十年三月二十三日に至り、尿尿汲取塵芥掃除規則の發布ありて、不潔物取扱は、勉めて人目に觸れざらしめんが爲めに尿尿汲取時間を定む。同二十二年十一月胞衣其他出産の汚物埋没場を設けんと欲する者は、近地々主の認諾を得て、市役所及び警察署に届出べき旨を達令し。同十二月十九日には、神戸市内石油貯藏制限法の發布あり、其規則に曰く、

- 一 石油貯藏庫を設けんとする者は現地及び隣地の略圖并に構造方法を添へ所轄警察署を経て縣廳へ出願許可を受くべし
 - 一 石油貯藏庫は煉瓦石若くは土蔵造にして且つ他の建物との間二十間の距離を保つべし
 - 一 石油貯藏庫の周囲には高八尺以上の防壁を設け其入口に石油貯藏庫と記したる標札を掲ぐべし
 - 一 石油五石未満は家屋内安全なる場所は貯藏することを得
 - 一 石油販賣人に限り石油二十石迄は所轄警察署の許可を受け倉庫内に貯藏するを得其数量を超える時は貯藏庫の外貯藏するを得
 - 一 前二項の石油容量は漏出の虞なき不燃質物に限るべし
 - 一 石油貯藏庫及倉庫内に於て一切火を取扱ふことを許さず但夜中出入する時は必ず防圍ある火燭を用ゆべし
- 人家櫛比の市内にて、火災豫防の必要あるは勿論なり、故に此規則出で、違犯者は違警罪を以て處罰せらるゝに至れり。

○第二百八十四節、外商の苦情と石油取締規則、黃燐摺附木の製造取締。然るに當時石油を扱ふ居留地外國商館は、米八十八番「アレシング」米三番「スミス、ペーカー」英百十八番「フィロン」英五十番「エセックス」英百七番「シャーデン」英六十三番「サミュエル」商會なりき。而して兵庫島上町の石油倉庫は、其名義こそ日本人なれ、其實米三番の所有石油を貯藏する所たり。故に米三番の如きは和田岬なる石油倉庫會社と特約を結び、同會社の倉庫へ石油を移すを欲せず。又小野濱の石油倉庫中には、英二十六番「ブラオン」、英二十一番「ルカス」が、縣廳の認可を経て、明治三十年まで石油倉庫として借入れたる者あり。此に於て縣廳にては此契約期限の盡るまで英人に對し、石油取締規則實施の猶豫を與へんとするや、米八十八番「アレシング」も亦明治九年より同三十年迄、私契約を以て借入れたる石油貯藏倉庫ありと稱し、英人にして猶豫の恩命を受けるを得ば、米人豈に均霑の恩命に接せざるの理あらんやと唱へ、米國公使を以て外務省に請願するに至りしかば、遂に同規則の實施は、明治二十四年四月三十一日まで、一般に實施を猶豫せざるを得ざりき。當時「ブラオン」商會の如きは、已に石油取扱業を廢止し、僅に神戸石油商社及び三井物産會社等へ、米國費府よりの石油輸入を紹介し居るに過ぎざりしかば、取締規則に對して左まで強硬の不服を唱ふるにあらず、故に「アレシング」商會にして和田倉庫へ貯藏することを諾せば、實施猶豫の必要なかりしに似たり、而かも一商會の力を以て、發布の規則實施を猶豫せしめしを見れば、外商の苦情は、頗る勢力強かりしを見るべし。

明治二十三年八月三十日黄旗摺附木取締規則の發布あり、即其同製造は、周囲の家屋六十間を離るゝにあらざれば、石又は煉瓦を以て建造せざるべからず、又其製造場設置に就ては、隣地の所有者及び隣地住居者の連署を得て出願するにあらざれば、設置を許可せられざるの定めとなる。

○第二百八十五節、旅宿業の取締、外人宿泊の事。旅宿、料理店、若くは雇人口入営業等の取締方法は、明治十年二月十四日汽船問屋兼宿屋業者に縣令を發し、止宿人の姓名、出發地、目的地等を聞亂し、晝夜十二時毎に届出でしめたり、蓋し當時西南叛亂の事ありて、旅客に對する取締は嚴重ならざるを得ざりしなり、然れども一般旅宿業者の届出は、此頃一定の規則なかりしを以て、同年九月以後、十日毎に届出の一定法を施行さる。外國人の宿泊に就ては其取締嚴重にして、六月一日違式條目を改正し、外國人を無届止宿せし者に、金七拾五錢以上壹圓五拾錢以下の贖金を科せり。明治十一年五月に至り、條目中外國人止宿の文字を削り、外國人を私に雑居せしむる者と更正し、明治十六年に至ては、左の如き寛大なる違令出づ。

外國人遊歩規程内旅籠渡世の者にして外國人を止宿せしめ候儀不苦は勿論、旅籠渡世の者にあらざると雖も、兼て懇親の外國人を招泊せしめ、又は疾病其他止むを得ざる事故ありて宿泊せしむるは不苦條、外國人を宿泊せしめし節は、其旨所轄警察署へ届出べし。

此後明治十七年に至り、滞在數日に及ぶ時は、七日毎に所轄警察署へ届出べきを命せり。明治二十年

二月に至り、遊歩規程外に於て、旅行免狀を所持せざる外人を止宿せしめたる者も、亦違式罪を以て罰せらるゝに至りしが、同二十五年に至て廢止さる。

○第二百八十六節、料理店、口入宿、木賃宿の取締。明治十一年十二月より同十六年九月迄、料理屋營業者にして他人を宿泊せしむる時は、住所、姓名、年齢、身分、職業を詳細に届出るの制あり。明治十六年十二月客人より物品の質入又は賣拂の依頼を受たる時は、其時々所轄警察署、又は分署、又は交番所へ届出ること、宿屋料理屋等の義務となる。明治十八年八月二十日外國船乗組人口入營業取締規則の制定ありて、同營業者は、神戸港に於て五人を限りとせり。明治二十年三月神戸市街木賃宿營業區劃の定めありて、北長狹通一丁目(明治二十五年六月に至り、葺合村字新川、即ち俗稱百軒長家及び其近接地と指定ありき)、古湊通一丁目乃至四丁目、門口町、今出在家町に限りて許可し、此區劃外に在るものは、同年十二月末日限り移轉を命せられぬ。木賃宿營業區劃は、今尙ほ此指定を越ゆること能はざるなり。

○第二百八十七節、藝娼妓渡世の營業地、取締規則の沿革。貸席及び賣淫取締に關する重なる規程は、明治十年貸席、娼妓、藝妓取締規則を設けありて、貸席營業の免許地を限り、營業者は規定の行燈を掲げ、又貸席に於ける音曲放歌の時間は、午後十二時を限りとし、唯兵庫福原遊廓と、播州野里村なる梅ヶ窪遊廓は此制限の外に置かれたり。貸席營業地は、神戸の方は無制限にして、兵庫は福

原町、西柳原町、東柳原町、北逆瀬川町、神明町、佐比江町と定む。藝妓の營業地は神戸、兵庫の市中全般とせり。娼妓の癩毒検査は、福原土曜日、元町通金曜日、榮町通及び海岸通は金曜日、柳原等は土曜日を以て行ふなり。當時貸席の数は、福原町三十三軒、元町一丁目八軒、同三丁目二十四軒、同四丁目二軒、同五丁目一軒、同六丁目九軒、榮町一丁目三軒、同二丁目一軒、同三丁目四軒、同五丁目一軒、同六丁目十軒にして、佐比江東西柳原亦若干軒なり。明治十一年五月前年五月發布の藝妓規則の改正あり、華士族たる者に、此營業を許さざるの規定は依然たりき。已にして十二年四月再び改正を加ふる所ありしも、尙ほ華士族に營業を許さず、又藝妓兼業の者は、専ら娼妓規則を遵守すべしとの條を掲ぐ。同十三年十二月に至り藝妓兼業を禁止し、同十四年十二月二十七日貸席取締規則の發布ありて、士族營業を不問に附するに至る。是より先き明治十一年五月七日新規貸席營業の義は、自今福原限りとし、他所に於ては許可せずと公達され、神田縣令時代に於て、賣淫防禦の一策として、妓樓を市中に散在せしめたる政略を一變せり。同年七月十七日に至り、神戸町は山手通より海岸まで、諏訪山筋を限界とし、其以東貸席營業不三相成に付、現在貸席渡世の者は、本年十二月二十五日迄に、福原町へ移轉すべしとの達令ありて、爾來神戸の市街に妓樓を一掃せり。

○第二百八十八節、新川遊廓の設置、佐比江の女幫間。而して兵庫に於ては新たに一の遊廓を開けり、之を新川廓と云ふ。明治十三年四月上旬、兵庫新川開墾者の一人嘉納治郎右衛門は、土地繁昌

の目的を以て、新遊廓設置の出願を爲せり、幸にして許可の命に接せしかば、北逆瀬川町井上善兵衛開廓に盡力し、同年六月より竹中清七なる者井上と協力し、九月に至り開拓の工を竣りたれば、岡本米なるもの始めて妓樓を開店せり、次に山口三之助、柏木健次郎、井上鶴、木村庄次、小西伊介、青木仁平、尾張文平、八田官次郎、藪本宇三郎、梅澤梅、脇富某、都合十三人の開店を見たり、即ち新川遊廓の創業者なり。福原遊廓の三巴樓事五井庄兵衛も、亦此際新川に開業す。斯くて遊廓總代には井上善兵衛を選擧し、吉村健八を以て遊廓副取締代理と定め、明治十四年四月二十日に至ては、梅毒病院の建設もありて、寂寥の地漸く賑はし。而して明治十五年一月に至ては、藝妓兼業禁止となりたれば、兵庫佐比江の妓樓は孰れも料理店と稱し、其娼妓は女幫間の鑑札を受け、遂に密賣淫所と變じ。幾何ならずして福原花街へ移轉すべしとの嚴命に接しぬ。

○第二百八十九節、娼妓貸席の賦金、藝娼妓紹介人。明治十四年四月從來施行の娼妓營業賦金收納規則の改正あり、各營業地の娼妓に等級を附し、福原及び新川兩遊廓の娼妓を一等と定め、月税金貳圓貳拾五錢。其他は二等娼妓と爲して、月税金貳圓を徴收す。同年十二月又貸席及娼妓賦金收納改正規則の發布あり、娼妓賦金には改正なかりしと雖も、妓樓は之を五等に區別し、疊數六十六枚以上は之を一等貸席と稱し、月税金四圓、同二十枚以下を五等貸席と稱じ、月税金七拾五錢と爲せり。爾後賦金の地方税に移されたる以後の事は、今は之を略しつべし。明治二十二年十月九日改正娼妓驅逐

規則の發布あり、此年八月六日娼妓紹介人取締規則なるものも出でたりき、此規則に於て、紹介人と稱する者は、營利の目的を以て、娼妓の轉席又は新たに娼妓たらんとする婦女の紹介を爲す者を指し、此業に従事する者は、所轄警察署に出席して許可を受くべしと規定せり。

○第二百九十節、密賣淫の取締。さて又開港後幾何年ならずして、神戸名物の一と稱へらるゝに至りたる、彼の取締に最も困難にして、害毒を流すこと最も大なる賣淫に就ては、明治九年十一月を以て、既に規則の發布あり。同十一年七月更に改正を加へ、密賣淫罰則中へ左の一條を加へたり、曰く、娼妓にあらずして賣淫し、其處分を受けたるものは、最寄の病院に移し、癩毒の有無を検査し、其病毒ある者は入院治療を申し付べしと。而して其療養費は、自から支辨せしめたり、明治十五年三月三十日更に密賣淫罰則改正の發布あり、其罰則に曰く。

第一條、密賣淫を爲し又は媒介容止する者は、警察官に於て六箇月以内の苦使に處し、若くは參拾圓以内の科料金を科し、又は之を併科す、但祖父母父母之を指令して犯さしめたる時は、其指令者に科す、其他のもの之を教唆したる時は、各自に之を科す。

第二條、苦使は懲役場に入れ、囚徒と別異にし、體力相當の勞役に服せしむ。

第三條、科料金は言渡の日より十日内に納完せしむ、若し限内納完せざるものは壹圓を一日に計算し、之を苦使に換ふ、其壹圓に滿ざる者と雖も、仍は壹圓に計算す。

此嚴重なる規則は、翌十六年五月に至りて多少の修正あり、明治二十一年十二月遂に廢止となり、明治二十二年以後は、一に違警罪を以て處罰するに至れり、而して此年違警罪目中へ、料理屋、飲食店營業者、他人を止宿せしめ、又は鑑札を所持せざる婦女を他より客席に招き、藝妓に紛はしき所業を爲さしめ、若くは之を爲せしもの、一條を添加せり。

○第二百九十一節、飼犬鑑札料。尙ほ取締法の一にして記るし置くべきは、飼犬の取締なり。明治十年五月二十二日飼犬取締規則なるもの出で、飼主をして必ず鑑札を受けしめたり、神戸及び脇濱に於て犬を飼ふものは、大小ともに一頭金貳拾五錢宛の税を納めざるべからず。明治十二年八月二十五日に至りて規則改正の發布あり、飼犬鑑札料の制を廢し、唯飼犬には飼主の住所、姓名を記るしたる、小札を犬頭に結付るのみとなる。

○第二百九十二節、港内解等の取締。解及び客船の取締に就ては、既に明治九年に於て解及び客船取締規則の設けありしが、同十一年十一月に至り、之に代ふるに解及び客船取締規則を以てせらる。同規則の要領を記せば、解及び客船取締を爲し得るものは、神戸港碇繋の船に限るとなし、解にして尋常通船を兼ねるは之を禁せずと雖も、解にして旅客を送迎し、客船にして貨物を運送することを許さずとせり。而して解及び客船の稼人は、税關監視課へ、豫て授けられたる鑑札及び號旗を差出して檢閲を受くべしと定め、解に搭載せる貨物の揚卸は、第一波止場(税關前)、第二波止場(鯉川品改所)、第三

波止場(元西運上所)、第四波止場(辨天濱)の四箇所の外を許さずと云ふにありて、之が爲めに解と客船との區別を明かにし、以て貨物揚卸の亂雜なる弊を矯む。此規則は、明治十二年一部の改正ありて解及び客船取締規則と改稱し、更に明治十三、十四の兩年に一部の改正を施し、同十五年十一月に至り解及び客船營業人をして各組合を組織せしめ、組合員中より年番行事を公選せしめ、以て組内取締を一定し、同營業に係る出願届書等、總て行事の連署を要する旨を追加したれば、此に至て港内の解及び客船に関する取締法は、能く肅整なるを得たり。斯くて明治二十一年六月港内解船取締規則の發布ありて、解船は第一類(諸船船へ、旅客を送迎する小廻船)、第二類(船舶に貨物を積入、及び陸揚する小廻船)に分たれ、解及び客船は、解船の名稱中に一括せられたり。明治二十五年十月以後、神戸港船舶碇繋區域擴張の事行はるゝに至り、解船取締規則に大改正ありて、數十項を抹殺す、其改正の要點は左の如し。

第二十一條 神戸に於て貨物の積入陸揚するは第一、第二、第三、第四波止場又船客は第三波止場に於ては尤も外國人及其雇人は第二波止場に於てするを得べし兵庫に於て貨物の積入陸揚並に船客は兵庫に在る神戸税關出張所前波止場に限るべし。

第二十四條 外國船及外國航行の内國船に係る就業時間は日出より日没迄に陸揚又は船積する能はず其殘荷物を搭載する者は第一、第三及兵庫に在る神戸税關出張所前波止場に繋泊すべし但空船

は本條の波止場内へ繋泊するを許さず。

第二十五條 外國船又は外國航行の内國船に搭載する貨物を神戸港外に回漕せんとする時は其届書を神戸税關監視課若しくは兵庫に在る神戸税關出張所に差出認許證を受け回漕中之を所持すべし其認許外の貨物は混合搭載するを許さず但大阪港へ回漕の免狀を得たる物品を回漕するものは認許を経るに及ばず。

附則 港内解船にあらざる船舶にして神戸港繋留の外國船及外國航行の内國船へ貨物を積卸せんとする大阪府下の解船にして同府規則の標旗鑑札を携帯するものは神戸税關監視課若しくは兵庫に在る神戸税關出張所の認可を受けるの外標旗貨下を請求するに及ばず。

○第二百九十三節、小形汽船の取締。 蒸氣船の取締に就ては、明治十一年三月神戸港出入蒸氣船吹笛鳴鐘規則なるもの出づ、同規則に據れば、吹笛は出船前及び入船後一分時間に限り、鳴鐘は、出船前半時間兩度宛の打鐘を許し、若し此制限を犯す者あらば、註違罪目を以て罰すとせり。翌十二年八月に至ては、進行中合圖の爲めに、一回の吹笛を爲すの外は、一切吹笛を許さずと改めぬ。明治十四年神戸水上警察署假規則の發布ありて、海岸通四丁目税關監視課西門南側に臨檢所を設け、十一月水上警察の制全く整ふ。是より水上の取締漸く見るべし(五章參看)此年二月畿西各府縣聯合して、小形旅客汽船取締規則を制定し、公稱馬力五十噸以上の汽船船體、汽機及び所屬品の標準を確定し、各

汽船をして入津毎に、乗客、貨物の員數、及び賃銀等を届出せしむ(明治十六年六月以後廢止)。明治十五年八月十一日二十馬力以下の小形汽船にして、旅客及び荷物を搭載する船舶を挽くは危険の恐れありとなし、斷然禁止の命出でたり、後明治二十二年四月に至りて此禁は解除さる。明治十八年六月航海中旅客汽船の競争を禁令し、港津發着の時は、速に乗客の原籍、人名、年齢等を詳記し、船長又は引受ある會社取扱所等より、港津所轄の警察署、又は分署へ届出せしむの二條を遵守せしめたりき。

(補)吹笛に就ては、明治二十五年八月告諭あり、曰く、神戸港汽船の出入日に頻繁に赴き、諸製造場の汽機を利用するもの亦日を逐て増加し、隨て海陸共に汽笛を鳴らすこと甚だ多きを加へ、爲めに幼者は驚愕を起し、病者に苦感を與へ、殊に深夜或は拂曉の汽笛は、一般衆庶の安眠を妨害すること尠しとせず、汽船に關する制限は、明治十二年八月布達汽船吹笛規則に據るは勿論に有之、其他諸製造場の汽笛を鳴らすものも、衆庶の妨害を省み、狼りに吹笛せず、尙ほ不得已の場合と雖も、冗長に涉らざる様注意すべしと。

○第二百九十四節、船舶検査執行の始元、船舶取締に就き日本形船舶の取締順序を定め、新造船を神戸港に廻航せしめて、總て検査を行ふの制を布きたるは、明治十年十月にして、明治十三年七月以後日本形船舶取扱規則を實施し、新造船の船舶は、郡區役所へ出願の上、鑑札へ検印を受けるの規定となる。西洋形船舶の検査試験は、明治十一年六月内務省官吏の派遣あり、神戸郵便局を出張所と定め、十五

日間検査を行ふたるを始めとし、明治十八年四月海岸通一丁目神戸港長局の建物をして事務役所と定め、之を神戸船舶検査所と稱せしが、明治二十年八月に至り、大阪船舶司検査所へ合併せり。

○第二百九十五節、外國船と兵庫港、外國船舶の兵庫港へ入港せしは、既に明治十一年より之を見たり、蓋し當時政府は、米價を維持せんが爲めに、海外輸出米を試みたるを以て、米穀積載の爲めに兵庫へ入港を許せしなり、故に入港の都度之を公達せり。然るに明治二十五年十月以後、神戸港船舶碇繋區域擴張の事(別項記述)あり、兵庫船大工町には税關出張所を設けられ、兵庫港より輸出入する貨物の積卸、並に旅客及び乗組員等の昇降は、船大工町波止場に限りて之を許可するに至りたれば、是より外國船の兵庫港へ出入すること自由なるに至れり。但し貨物の關稅等の事は、今猶ほ神戸税關に於て其手續を盡さざるべからず。

○第二百九十六節、第二回製茶改良共進會の開設、消極的保護とも稱すべき、營業諸般の取締は、其重なるもの以上の如くなり。さて又殖産上に於ける出來事を見るに、農事會なるものは、明治十一年來屢、各戸長役場に於て開かれたり。

(補)當時兵庫縣廳に於ては、勸業殖産の一助として、廳内に舍密所を設け、人民の出願に應じ、汎く物産を分析するの用に供しき。其後縣會開設の日に至ても、縣會は一ヶ年の經費一千餘圓を支出して、數年の久しき間繼續したり。

明治十六年神戸に第二回製茶改良共進會(湊川神社内)を開けり、開會の初日は九月二十一日にして、十月七日褒賞授與式を擧ぐ、式場に列するもの、在阪神の各省奏任官、近府縣の長次官、兵庫縣官吏、審査官、幹事、各府縣出品人惣代等にして、「フロックコート」を着用せし人の多かりしは、當時に於て殊に珍かなりき。褒賞は西郷農商務大臣親しく之を授けたり、而して一等金盃を受たる者二名、之を江州の丸尾文六、山城の松尾嘉平次とす。二等銀盃金拾圓二人、三等銀盃金五圓二十人、其他賞狀を受る者七百五十二人なり。當夜湊川堤上に夜會の催ありて、東堤に舞臺を設け、西堤を以て西郷從道以下の觀覽場と爲す。而して川床は一般入場者の縱覽所にして、會場入口は東西二方となし、其周圍には竹矢來を構へたれば、入場切符を有せざる者の混入する憂なし。煙火の打揚、洋樂の吹奏、人意を爽快ならしむ。舞踏は神戸、福原、柳原の藝妓二百餘名をして、長袖翩翩、軽く舞ひ、粉香芬々、嗅官を叩く、蓋し當年の最優逸興なりき。

○第二百九十七節、神戸製産物品評會、蔬菜物品評會、日本産米品評會。 明治二十年七月第一回神戸區製産物品評會の開設ありき、是れ區内工業の進歩發達を奨励せんと欲せしものにして、神戸區役所の隣接地勘商場を以て會場とす。出品者は百四名、七十八種、百六十點、經費は有志者の醸出せし者にして、濱田篤三郎、丹波謙三、大橋庄太郎、山本厚之、井上保藏の五名は審査の任に當りぬ。(補)神戸區役所の隣地會場に充てたる勘商場は、現今直間稅署の存する所にして、同場は前田又吉

の設置せし者なり。勘商場開設の當時は繁昌せざるにあらざりしも、其後總ての勘商場不人気となりて閉場し、明治二十一年に至り、同地は神戸市共有地として買入れ以て今に至る。

此年十一月市會議員高德藤五郎は、品評會の有益なる理由を具し、三百圓補助の建議を提出して可決を經、翌明治二十一年九月十五日より同三十日に至る十五日間第二回の同會を湊川神社内繪馬堂に開會す。此時有志の醸出金八百圓餘、勸業委員たる人々を始め、杉山利介、鈴木清、播磨幸七、瀧川辨三、喜多甚七等の斡旋多大なり。出品總數は百八十點、種類千四十種、個數は五千七百九十六個、出品人員は百二十三人、參考品總數百十點、種類二百五十一種、個數三百八十八個の多きに及び。審査委員は區書記石川武夫を長となし、丹波謙藏、福住三、村松彌三郎、山本厚之、筒井萬造、尾崎伊三郎の六名なりし。一等賞金章を得たるは遊船、石鹼、燐寸四種、屏風、象眼袋、時計の出品者九名にして、二等賞銀章を得たるは牛肉罐詰、陶器花瓶繪附、栗繭綴通、帆木綿、靴、燐寸、綴通、生糸、石鹼、煉牛乳、亞鉛桶、靴「マツト」、「ストープ」、「洋菓「キルク」、燐寸、縫箔、洋衝、蒔繪棚の出品者十八名なり、三等賞銅章を得たるは曹達水、生糸、西洋菓子「カル、ス」煎餅、革細工、奇竹回段棚、畫、毛糸染色、手遊人力車、「カステラ」二種、「レース」、綴通、麥藁帽子、「ストローホルプ」、菓子種、「ビスケット」、石鹼、齒磨、筆、「ホローユ」、屏風、油繪、織物、鼈甲細工、綴通、木彫鼠の掛落しの出品者二十七名と聞ゆたり。褒狀を與へたるは蝙蝠傘、日傘、電氣呼鈴、竹柱掛、西洋鏡、

印肉、煉羊羹、「コーベル」餅、蜜柑糖、雲州焼繪付、竹杖、九谷焼花瓶繪付、手遊人力車、印判、水飴、身披鳥、畫、毛糸女洋服、蒲鉾、齒磨、磁石繪付、燐寸小箱、九谷繪付、籠、畫、絹畫掛物、提灯、發付、白雲糖、織物、白石龜蓬菜置物、竹籠掛物、煉羊羹、竹杖、アナゴ焼、澱物、燐寸小箱の出品者三十九名にして、殆んど神戸區製産物の數を盡したりと云ふ。明治二十四年七月四日より三日間、兵庫縣會議事堂に於て蔬菜物品評會の催しあり、又二十六年四月十一日より二十日迄、淡川に於て日本産米品評會の開かるゝあり、此會の出品者は八百餘名に及び、農商務省若宮商工局長も來神す、委員長は兵庫の澤野定七にして、審査委員長は池田貫兵衛なりき。

○第二百九十八節、大日本水産會兵庫支會の設立。 明治二十九年十一月十八日大日本水産會兵庫支會の發會式を舉行す、此日は大日本水産會總裁小松宮彰仁親王の臨場ありて、會場（楠町共進會々場）の模様は、正面の一館を式場とし、左館を總裁、右館を來賓休憩場に充つ。式場の入口には鐵及び錫等を以て造りたる額面を掲げ、式場には幔幕を引廻らして絨燈を四邊に吊るなど、裝飾頗る意匠を凝せり。式場に於ける總裁の着座には、傍らに材を舟板に撰び、船形に造り上たる花器ありて、菊と松とを之に挿めり。大日本水産會幹事田中芳男の發會告辭、總裁彰仁親王の令詞、支會々長周布公平の奉答文、副會長高川定次郎の奉答等あり。當日田中芳男は明快なる口調を以て、兵庫支會の令終を希望する旨を述べ、來會者四百餘名をして、傾聴の感に堪へざらしむ。好水産區たる兵庫縣に於て、

水産事業に關する會團の起りしは、實に之を以て嚆矢と爲す。

○第二百九十九節、共進會と水産博覽會、縣下馬鈴薯農作の起原。 明治三十年に至り、第六回關西府縣聯合共進會の開催を見る。同年四月十一日神戸市楠町同會場に於て開館陳列の式を舉行し、獨佛、英、清、露の各國領事、周布前兵庫縣知事、額川税關長、千葉神戸地方裁判所長、池上檢事正、李家岡山縣書記官、審査委員長平賀義美及び各審査員、府縣委員七百餘名の列席者あり、事務長は、兵庫縣知事大森鍾一なれども、未だ拜任着神前なるを以て、武田書記官代理を務めたり。開館後五日間は、市中之が爲めに賑ふ。

（補）共進會場地は、元陸軍砲兵々營の存在せし所、故に俗に鎮臺屋敷と云ふ、敷地一萬二千二百九十坪あり、抑も此會は既に明治二十八年を以て、兵庫縣神戸市に開會の決定ありたる事とて、縣廳に於ては、其當時より諸般の斡旋を勉め、明治二十九年には會場の建造に従事し、宏大壯麗なる陳列場は、屹然として鎮臺屋敷の郊野に聳ゆ。乃ち其大觀を云は、先づ會場の四方には木柵を結び、南の方に正門を設く、門内の正面には本館あり、本館は工産館を兼ね、其左に農産館ありて、背後に大なる工産館を構ふ、其他事務所等の附屬建物數棟の建設あり。陳列場は即ち前記の三館にして、其建坪は農産館五百四十坪、工産館の内一棟は農産館に等しく、他の一館は一千二百六十坪あり。聯合府縣は、富山縣以西山口縣に及ぶまで二府十七縣にして、今回徳島の一縣は其同盟に加はらざ

共進會の閉會式を行ふたる後、同年九月より十一月迄、同一會場に於て大日本水産博覽會の開設あり、此回神戸市出品人總代よりは、神戸市會に對し、出品費凡半額即ち七百圓補助の申請ありて、市會は七月三日之を許し、市内水産業者をして、進んで出品する所をらしめたり。

(補)商業地として發達せる神戸市は、殖産事業の新企畫として記すべきもの多からず。去れども縣下の殖産事業は、概ね神戸市に直間接の關係なきこと能はず。今因みにより、敢て神戸市のみに関係するにあらざれども、現今縣下の一大生産農物となれる、馬鈴薯栽培の起原に就て記るし置くべき事あり。

明治五年時の縣令神田孝平は、米國産馬鈴薯の種子數個を奥平野なる村田平左衛門等に與へ、以て試作を勸告せり。平左衛門乃ち試作地の地味を質す、孝平之に應ふるに敢て地味の選擇に意を勞するを用ひず、芝地開拓地の如き亦可なるを以てす。是より先き明治二年縣令伊藤博文は、養蠶事業を獎勵せんと欲し、模範桑畑を作らんが爲めに、諏訪山及び淡山温泉地等の無稅地を撰び、貧院人夫(罪囚)を行使して二十餘町歩を拓きたり。明治三年に至り、伊藤は關係地村民の重なる者を召喚し、桑畑は今般拂下を出願する者あり、關係村民に於て拂下の希望あらば之を許さん、否なれば既に出願せる者に許さんと欲すと、此に於て關係村の重なる人々は、各其地の拂下を請ひぬ、然れども

當時桑樹の培養に意を注ぐものなく、桑田忽ち故體に復して郊野となる。此際平左衛門も亦若干地を拂下げたり、今縣令神田の馬鈴薯栽培を勸告するに遭ひ、之れを其會て拂下たる荒蕪地に試作す、其種子は夏冬二季の收穫ある好種なり、成熟後試みに之を喰ふに、其味甚だ美ならず、平左衛門は十數個を携へて神田縣令を訪ひ、味美ならざる旨を語るに、神田は調理の不可なる由を告げ、特に自家の庖人に命じて調理せしめ、以て平左衛門に喰はしむ、味少しく可なり。是より年々試作して經驗を積み、近村諸人に種子を分ちしが、明治十六年より同十八年に至る三箇年は、俗に所謂ひ、み(旱、風、雨)年にて、縣下の農民一般に不作の慘狀に陥る。時に平左衛門は縣會議員の職に在り、不作の年に際し縣民の食料に不足ならしめんに、收穫豊かなる馬鈴薯を栽培せしむるの得策なるを思ひ、議員田中狹兒、同細木喜兵衛と談じ、自家の有なる種薯は勿論、東京三田育種場より種子を買入れ、廣く之を配布すべしと爲し、縣廳に於ても此栽培を諭告す、平左衛門等縣下一般へ種子を配與すること前後三千餘斤、後年到る處馬鈴薯の培養を見るに至り、現今は縣下の一大農産物の一となり、一歳の産額拾數萬圓を收入す。維新以來勸業上に最好成績を擧たるものは、實に此馬鈴薯の農作にして、其原因は縣令神田孝平が、村田平左衛門等に與へたる數個の種子に開かれたりと云ふも不可なき也。

○第三百節、商業上の惡弊、仲買商人の罪。以上各様の方面より、神戸市發達の模様を觀察する

に、今日帝國屈指の大市たるに至れるは、開港以來三十年の發達と云はんよりは、寧ろ明治二十年以後十年間の發達と稱するの適當なるを見る。而して自今神戸は商業地として、兵庫は製造工業地として發達するの運命を有するに似たれども、一括神戸市として之を云ふ時は、帝國の隆盛と共に、將來帝國の中心商業地たる運命を有するもの如し。然れども商業地として商業上の弊害が、商業の進歩發達に伴ふて發生するは、勢ひの免かれざる所、而して之を大にしては内外貿易に於て、之を小にしては小賣營業に於て、殆んど指摘し盡すべからざるの惡弊を醸出せん、神戸市民の豫め注意すべきは此に在り、而して將來を戒むるは、之を既往に鑑るより善きはなし、乃ち之を既往に徵するに、其千種萬様な惡弊發生の原因は、主として同業の競争より來る者多し。試みに神戸港の内外貿易市場に於て、輸出重要品中の主位に立てる製茶を見るに、抑も製茶貿易は、明治の初年より行はれ、明治四年の頃は、茶商仲買僅に兩三名に過ぎず、隨て賣込上の惡弊少かりしと雖も、明治七年の頃に至ては、仲買と稱する才取商人が、荷主を瞞着するの惡弊を生じ、居留地商館への賣込價格を偽て、荷主を欺くこと甚たしきに至り、製茶家の利益は、漸次才取商人に吸收せられ、製茶家の側より之を云ふ時は、價格低廉にして、到底生産費、補償以外の利潤を見ること能はず、此に於て製茶家は勢ひ、製造を粗惡となし、以て生産費の節省を謀らざるを得ず、製茶の性質、年を追ふて粗製劣惡に陥りたるは之が爲めなり。明治初年に於て海外に輸出せる日本茶と、晩近輸出する所の輸出茶とを比較せば、其品

質の優劣を異にすること真に驚くの外なし。是れ初年以來茶業賣込を營みたる商家に於て、現に保藏する所の見本茶に徴すれば明かなる事實なりとす。勿論品質を精良ならしめて價格の高位を維持し、假令貿易額をして少額ならしむるも、而かも日本茶の聲價を海外に維持せんが爲め、此方針に出る方得策なるべきか、將た又海外の貿易市場に向ひ、多額の本茶を搬出せんが爲めに、粗製なりとも價格を低廉にし、以て多額の販賣を試むべきかは國家經濟上の一問題たるに相違なし。然れども國家經濟の利害を案する智識なく、唯利己の一念に驅らるゝ製茶業者をして、漸次製造を粗惡ならしめたるは、全く仲買商人が惡意を以て、製茶家を瞞着したるの罪なりと斷せずんばあらず。

○第三節、製茶家の無分別と外商の狡猾、惡茶製造の原由。日本茶の早く海外市場に聲價を博せしものは、明治初年以來六七年迄の輸出茶の、品質精良なるに歸因せり。然るに明治八九年の頃に至り、一方には稍、製造粗惡の弊を馴致したる時に當り、他方には居留地外商の狡猾なるや、既に久しく海外市場に於て、日本茶の博したる信用を利用し、一時の利益を貪らんと欲する惡念より、日本茶と稱せば、精良の感念を需用者の抱くを奇貨となし、明治十年に至りては、從來清國商人のみ纒に買入たる、所謂番茶同様の製茶を買ひ取て海外市場に輸出せり。彼等が斯く低廉なる劣等茶を輸出するに至れる所以は、日本茶の聲價を利用し、精良品に擬して比較的高價に販賣し得たるが爲めなりき。即ち居留地外商等は、劣等茶を精良茶なりと詐稱し、日本茶の聲價を自家博利の犠牲となして、詐偽

的利益を占めたるなり。而かも海外市場の景況を知らず、徒らに居留外商の奥息を窺ふて進退する日本の製茶家は、英米商人の劣等茶を買ひ入るゝ理由を曉らず、劣等茶の比較的高價に買込み得るに満ちて粗製濫造の弊は、滔々たる勢ひを以て製茶家の間に傳播し、遠からずして日本茶の悪批難は、海外市場に疾呼さるゝに至らんとするを顧みざりしなり。果せるかな明治十一年米國各洲の製産製作にして、人氣大に上りて日本茶の需用隨て増さんとするや、居留地外商は競ふて製茶の買入に従事し、多額の悪茶は續々輸出せられしかば、忽ち日本茶の聲價を失墜せしめ、米國市場に於ては、悪茶と日本茶とは、同意義の語として使用されんとするに至りたり。

(補)此年三井物産會社は、居留地英二十六番商會と約束し、近江製紅茶を英國に試賣して失敗せり。蓋し綠茶製造のみに慣熟せる日本製茶家は、紅茶製造に就ては、未だ其伎倆を有せざるが爲めなるべし。

○第三百二節、茶業者惡弊防禦策、茶業組合設置、惡茶の燒棄。已にして明治十三年製茶粗惡の弊は益、甚だしきのみならず、最も惡むべき悪茶の出港を見るに至りたり。粗製濫造の惡弊既に匡正せざるべからざるの日に於て、悪茶の日本茶として海外に出んとするに至ては、當業者最早取締に猶豫すること能はざるなり。當時神戸貿易會所は悪茶を差押へ、地方廳へ經伺の上、將に燒棄し去らんとす。

す。然るに若し公然之を燒棄する時は、悪茶或は粗製茶なりとの批難は他精良茶に落ち來らんことを恐れ、遂に悪茶の出荷を秘密とし、密に保存して他日燒棄の事と爲したりき。明治十四年米國に於て製造製茶輸入禁制條例の發布あり、輸入茶の検査頗る嚴重ならんとす、是れ日本製茶の爲めには由々しき一大事なり、此に於て市民池田貫兵衛、山本龜太郎、武田九右衛門、北風正造、藤田積中等は、神戸製茶改良會社を發起設立し、製茶改良意見を發布して、大に各地の製茶家を警醒せんと勉めたり、翌明治十六年に至り、第二回製茶共進會(第一回は横濱)を開き、此共進會開設を機となし、神戸市善福寺に於て茶業者集談會を開きて改良の策を討議す、政府亦茶業組合準則を發布せしかば、此準則に従て神戸茶業組合規約を設け、神戸茶業組合なる者起る。明治十八年三月中央茶業組合聯合會議所の設けあり、本部を東京に置き、開港場に於ける買茶一個に付、金貳錢宛を賦課して經費を支辨せり。同本部は、茶業者惡弊の防禦策としては、神戸、横濱等の茶業者をして、營業信認金を積ましむるの外に策なしと決し、縣廳に於ても當業者に諭示する所あり、此時に當り神戸港に於ける商人にして、茶商仲買と稱する者は無慮百四十名以上なりき。彼等の内には、俗に六月商人、或は蚊帳商人と稱し、陰曆四月の始め四方より蟬集し、八月を以て四散し去るもの全數四分の一以上あり。此等の商人の營業體は、荷主と賣込商との中間に介立し、紹介の勞を取て口錢を受る者あり、又外商と直接取組を試み、自由なる賣捌を爲し、損益を自己の責任と爲す者あり。此場合に於ては、製茶検査を爲す等、都

て小なる製茶賣込商の爲せる所を爲せるなり。斯の如くなれば、實際嚴重に悪弊を防禦せんと欲せば、信認金積立策に若くものなきや明かなりと雖も、不幸にも此信認金積立の議は纏らざりき。此年神戸港に於ける製茶検査は、區郡分離して検査所を設る事となり、區部の當業者は賣込五十斤に付金參錢宛、郡部の當業者は六錢宛を支出し、各、其内二錢を中央茶業組合聯合會議所の經費に充て、其殘額を以て検査所の經費とせり、而して猶前獨立して検査所を設け居たる近江茶検査所は、此に至て閉鎖す。此年三重縣茶商川口清二郎なる者、鹹水に浸されたる不正茶を市場に搬出し、將に發覺せんとして自首するや、神戸茶業組合は直ちに之を沒收し、往々に明治十三年に方て差押へ置たる賈茶と共に、八月を以て相生町一丁目の空地に於て燒棄せり。

○第三百三節、製茶検査所の設立、日乾ごみ茶の悪弊と犯法者。製茶検査の忽にすべからざるは明かにして、且つ其検査は嚴重にして一齊なるべきの必要あり、此に於て明治十九年中央茶業組合聯合會議所は、横濱、神戸、長崎三港へ、製茶検査所設立の議を決し、其筋の認可を経て不正茶沒收權を有する検査所を設けたり。神戸に於ける同出張所は、筈町五丁目番外一番地と定まり、同年四月二十五日より検査を實施したり。明治二十年に於ては、賈茶、日乾等の悪茶は多からざりしと雖も、検査規則に違反せる無商標茶の出港少なからず。明治二十一年となるや、五月初旬日乾悪茶を出荷する者二名あり、之を犯則者の皮切りとなし、其後續々規約違反者を出し、七月元町五丁目茶商仲買川島

米吉方に於て、箱入九十九個、蔴包二十一個、外に包四個、合計百二十四個の不正茶を差押へたり、其内五十三個は、日乾茶、ごみ茶なりしなり、蓋しごみ茶は、居留地再製茶工場の職工より内商に賣渡す者にして、此弊明治十八年以來漸く發生せしなり。茶商の不正者は之のみならず、十餘名聯合して隆盛組と稱へ、専ら悪茶の取扱を爲せるあり、其聯合者中一人の自首する者あり、遂に十餘名ともに農商務省違令違反の廉を以て罰金に處せらる。此年四月より十月迄に、中央茶業組合聯合會議所神戸出張所に於て押收したる悪茶は、實に三百八十四個の多きに及び、其内譯は、無商標茶百五十個、日乾茶百九十一個、腐敗茶二十八個、粗悪茶五個なりしと云ふ。

○第三百四節、悪弊矯正の困難。明治二十二年八月九日岐阜縣大野郡揖斐町矢野林治が、神戸港に送り來れる製茶三十六個は、着色不正茶なりしを以て、中央會議所神戸出張所に於て之を差押の上、同縣茶業組合會議所及大野郡同組合事務所に通報せしに、矢野林治は大野郡組合組長たりしを以て、容易に不正茶なりとの認定に服せず、再調査の上愈、不正茶と決するや、更に一の口實を設け、該茶は典物にして流質となりたる者なり、質商は茶業組合の規則に羈束さるべき者にあらざるを以て、差押を解除されしとの請求を爲せり。聽るされず。遂に差押茶取戻の訴訟を起して敗訴せり、而かも猶ほ斷念する所なく、明治二十四年十一月に至り、復次神戸出張所員を相手取り、損害要償の訴訟を提起するに至る、是れ亦明治二十五年一月敗訴に歸したりしと雖も、一の不正茶處分の爲めに、前後四ヶ

年に亘りしを見れば、惡弊矯正の困難なること亦以て想ふべし。

六五〇

○第三百五節、ごみ茶の惡弊益、増長。明治二十四年に於ても、亦兵庫縣多紀、氷上の兩郡より、夜間を以て、着色、日乾等の不正茶を神戸港に輸送する奸徒を出したり。明治二十八年の頃に至ては、ごみ茶買の弊愈、増長し、之が取締に困難を感ず、蓋しごみ茶の斯く市場に出て來るは、製茶再製の盛んなると共に、其取締充分ならざるが爲め、再製場に使役せらるる傭夫等が、賃錢以外の收入を得んと欲し、故さらに取扱を疎略にして塵芥茶を多からしめ、尙に之を賣出するものにして、其額概近に至ては、一ヶ年三十萬斤前後に及ぶと云ふ。而して茶商人中の私慾深きもの、安價に之を密買し、以て不正の利を貪るに職由せる惡弊たり。

○第三百六節、製茶取引上の惡習慣、番頭藏番口錢。製茶取引上、商館にて違ふせる粉引の惡弊は、明治十七年の頃に至て、百斤に付二三斤を引去るに至り、漸く賣込人の苦情夥々たり。既にして明治十九年外商館は、遠慮會釋なく粗篩を使用し、製茶百斤に付十二三斤の缺目を見ること常となる。此に於て内商中憤々然として苦情を唱ふと雖も、當時内商中にも、商館製茶扱人が、多くは彼の廉耻を知らざる清國人なるに乗じ、賄賂を以て彼等を味方となし、約定品授受に際し、劣等茶を通過せしむるの惡手段を取りぬ。之が爲めに獨り居留地商館の惡弊のみを難する能はず、心ならずも其惡弊を寬恕せし事情あり。明治二十年に至り商館に更に一層の惡風を發せり、即ち見本を以て賣買直段を定

め、内商の荷物を送附するや、見本合せの實行を延引すること三四日、市況を注視して買入高價なりしを見れば、忽ち見本違ひの苦情を附して、減價若くは破談の目的を達せんと試む、内商之に怒り、其送附の荷物を引取る時は、缺目甚だ多し、是れ藏番たる支那人の竊取するものなり。此惡弊たる、各商館總て然りと云ふにあらざれども、かの番頭口錢、藏番口錢なるものに至ては、各商館普通に行はるゝ所の惡習慣なりき。明治二十年獨逸八番商館は健氣にも斷然此口錢の惡習を廢止し、内商手を拍て之を賀せりと雖も、不幸にも他商館をして此美舉に倣はしむること能はざりき。斯くて明治二十二年に至り、神戸港の製茶貿易商は、從來の賣込法を改正して委託販賣法と爲し、商館へ賣込みの際は、必ず看貫の立會を忽かせにせず、又番頭口錢及び藏番口錢(當時番頭口錢は、雜貨は賣込代金百圓に付金貳圓、製茶は百圓に金壹圓、藏番口錢は、製茶壹萬斤に付金五圓)を出さざるに決し、見本違ひを以て破談を試みんとする商館ある時は、組合二名の立會を以て、内外商の邪正を判別する方法を設けたり。

○第三百七節、居留地商館へケ權の濫用。獨り茶貿易に關するのみならず、居留地外商館の商品買入上に行はるゝ習慣的弊害は、總て商品見本を點檢し、見本同様品幾何、何月何日限り、直段何程を以て買受くべしと約し、扱て現品持參後検査を行ふに至り、尙も意に適せざる事あらんか、直ちに約定直段取消の口實を案出し、更に直引を迫るに在り。此際外商の唱へ直段を以て賣放つは、内商の

六五一

損耗勿論なりと雖も、奈何せん現品は既に彼の庫中に在り、彼の申出直段を承諾せずして談判久しきに亘らば、倉敷料まで食らるゝの不利あり、特に注文製造品に至ては、見本違ひの苦情を以て突戻されんか、荷捌上の困難一方ならざるを以て、餘儀なく直引を承諾して取引の速決を望むに至る、而して外商は内商の此事情を透見し、常にベケ權を濫用し、以て内商を苦むる最好手段と思惟せるなり。

○第三百八節、荷主の直接賣込み、約定書、手附金授受の習慣。又内外取引に關し、荷主が賣込問屋の手を経ずして、直接に商館へ賣込みを爲せるの風は、明治十四五年に至つて始めて發せり。而して明治十八年に至り、神戸貿易會所の終りを告げし後は、内商の外商に當る步調は、漸く蹣跚の姿態を呈し、従來行はれたる賣買約定書取爲換の例の如き、約定手附金領收の慣習の如きは此頃より破れたり。

(補)内外取引上に於て、手附金を受授することは極めて稀なり。内商間に於ての手附授受の例も、最初より存せざるものあり又半ばにして廢れたるものもありて、近年實際上の有様に徴するに、蠶絲賣込業、白米商、輸出米穀商、肥料問屋業、石炭及び茶業には手附の授受なく、雜貨賣込商、花蕙商、材木商、構寸小函素地製造業、及び其他受負業、仲買商には此慣例あり。賣買契約、物件貸借契約、職工雇入契約にも亦之れあり。賣買にては、買方より手附を渡し、貿易茶にては雙方立合せとて、同額の證據金を仲立人に保管せしむるの例あり。物件貸借の契約は、借受人より、職

工雇人の雇入契約には雇主より、手附を差入るゝを常とす。契約の不履行なる時は、差入人より手附を抛棄し、若し受手に於て不履行なれば、手附を二倍して返金す。手附は總て金錢に限り、物品にては其例なし。手附の有効期限は、古着、古道具商にては三日間、不動産賣買は三十日間、其他は手附當時の約束に據るが如し。

○第三百九節、外商生産地に買ひ需用地に賣る。爾來外商をして、私意を違うるの餘地を廣からしめ、紛議續發の端を増せり。而して明治二十年の頃に至り、商館は荷主より直接買入を爲すのみならず、特に華廷、輸出米等を扱ふ商館は、生産地へ番頭を派遣し、又需用地へ輸入品を直賣するもの尠なからざるに至りき。之が爲め貿易商として開港地に在るものは、頗る不景氣の狀況となれり。然れども明治二十年の頃商況の不振なりしは、敢て外商の此舉動にのみ存するにはあらず、明治十年不換紙幣過發の結果、商業界の秩序は痛く紊亂し、兌換の制度の實行ありしも、猶ほ其秩序の全く回復せざるに原因せしなり。

(補)明治十八年に至り、兌換の効果は漸く顯はれ、銀紙の差價は全く消滅したりと雖も、既往五六年間一旦混亂せる商界の秩序は容易に回復せず、事業と資本は隔絶して商家の信用全く地に墜ち、東京、大阪、横濱、神戸の如き、百貨輻輳の地に於て、官民共有の倉庫を設け、重要貿易品を保管して預手形を發行し、手形賣買取引所を設けて政府之を監督し、以て倉手形賣買を行ふべしとは、

當時世論の擧て唱和せし時勢なり。

○第三百十節、外商直買と荷主直買の風大に増長す。荷主直接買込の風は、其後稍、薄らぎたれども、外商館の産地直買、需用地直買の風は益、進めり、蓋し需用地直買の風を増長せしめたるは、神戸港に引取商皆無なるも一源因たらん。已にして明治二十五年に至り、再び荷主直接買込の風復少しく再發せしを見き。

(補)明治二十五年商業俱樂部雜誌に於て、松田某荷主直接買込の弊を論じて曰く、

居留商館相手に取引する現時に在て、事、小に似たれ共一の弊害近頃増長するを見る、即ち荷主が其本分を守らずして、問屋に披販けの買込なり。是れ交通の便大に開けたる一に基くと雖も、荷主は本來地方に在て、或る物品を此地の問屋に送り付、手数料入費等を仕拂ひて買込方を委託するものなり。然るに荷主たるもの、其問屋が常に買込ひ所の得意先に到り、注文の有無を尋るにわらず、

一步進んで問屋を捨て置き、直取引を開くものあり。

抑も荷主が直接買込を欲する所以のものは、何等の爲めなるやと曰ふに、蓋し一は多年取引を爲しつゝある問屋が、信實に其責任を盡さざるが故に、多少の損害を蒙りしと、二には人に事物を委託せば、自然手續くして、己れ自ら處するの早きに如かずとの感念、三には問屋の手を省く時は、手数料は無論要せず、加之、高價に買込能ふかの考に過ざるべし。是れ中間の手續を省き、取引上の

一進歩と見做すを得るか、否々、決して然らず。夫れ荷主は買込上の經驗あるなきを以て、勢ひ高價に買入の機あるも、従前問屋が買込たる代價より安直に約定し、以て得意然たれども、是れ既に其物品の廉價を自から墜落せしめたるに異ならず云々と。

○第三百十一節、貿易商人の不正實と悪弊の發生。去れど荷主直接買込の弊も、強ち荷主をのみ責むべからざる事情あり。荷受問屋たる買込貿易商も、亦其責を分たざるべからず。今其然る所以を證せんが爲めに、茶商の荷主に對する手段の一斑なりとて、明治二十五年四月發刊の、商業協會雜誌に掲げたる一文を抄出せん。

荷主に依りては、實際貳拾圓に賣捌きたるものなれば、貳拾壹圓の仕切勘定をなし、又一方には、他の荷主へ對して、貳拾圓に賣りたるものを、拾八圓に仕切勘定を立つると。右は此荷主は、此後多數の出荷を爲す見込あるに付、其歡心を買はざるべからずと見認むるときは、貳拾圓に賣りたるもの、即ち其時價貳拾圓なるものを、貳拾壹圓にて仕切勘定を爲し、彼の荷主は、此後餘り我爲めになる見込なきものと見認むるときは、貳拾圓にて實際賣捌きたるものを、拾八九圓にて仕切勘定を爲す趣なり。而して右の貳拾圓にて賣りたるものを、貳拾壹圓の仕切勘定を爲す場合に於ては、其理合せに、密かに製茶の斤量に於て差引を爲すと。譬へば送狀面一萬斤の製茶にして、實際其丈けの斤目あるものを、九千五百斤にて仕切るの類にて、荷主に取ても、正直に正味斤目にて貳拾圓

の仕切を受けるよりは、斤目少しく切れても、貳拾壹圓の仕切を受ける方を喜ぶものなりと。故に若し正直なる製茶問屋ありて、萬事正味を以て勘定を立る時は、忽ち荷主の歡心を失ひ再び販賣を委託せざるに至ると、而して又貳拾圓に賣りたるものを、拾八九圓にて仕切勘定を立るものは、毎時同荷主に仕向けずして、時々見計ひ變更する由なり。即ち今年九州の客の内に此手段を施すときは、明年は江州の客に、又其明年は四國の客に仕向くる等、一々其手段を行ふ先を變ずる由なり云々。想ふに斯かる荷主欺瞞の策は、獨り製茶商の行ふのみにあらざるべく、同種の惡弊は各商間に存せん。正實は是れ最好の手段たるを解する商人は、恰も晨星の如く寥々たる商業界を注視せば、何人にも此事實を納得ることを得ん。此事たるや既往に於て然るのみならず、現今に於ても絶無と斷言すべからず。然らば則ち荷主直接賣込の弊を馴致せしもの、蓋し貿易商人の不正實なること、發生の一原因たるを疑ふべからざるなり。

○第三百十二節、雜貨商競争の弊、燐寸五厘金、粗製燐寸取締の困難。雜貨貿易商の競争は、明治十九年に至て漸く甚だしく、而して其競争たるや、品質上の競争にあらずして、一に價格低廉の競争なり。是を以て製品は、轉々粗製に流るゝの弊を成す。燐寸の賣込に於て、賣込代金五厘の割合を以て、請取代金中より清商に扣除するゝ惡例も、亦此頃より生じたりき。明治二十八年一月内商は征清勝利の勢ひに乗じ、斷然此燐寸五厘金を全廢の強硬手段實行の決議を爲せりと雖も、一旦慣例とな

れる惡弊は輒く之を廢滅せしむること能はず、商權回復の名の下に決議されたる此五厘金廢止の事も、從前清商勝手に渡金中より引去りたるの例を廢し、一たび物品代價は内商の手に其金額を領し、然る後更に請取金額に對する五厘歩合の金額を彼に與ふる事となる、即ち名義上の弊風矯正にして其弊風は依然として存するなり。明治二十一年以後に至ては、燐寸商標偽造の惡弊起り、大阪燐寸製造業者にして、獨逸某會社の商標を偽造し、香港市場に於て發覺したるが爲めに、神戸居留地獨國領事の故諱を招ける事あり。又支那商人にして、日本人使用の商標を偽造行使して紛議を生せしこと幾回なるを知らず。是より先き明治二十二年外人の企業に係る燐寸製造所は、神戸生田前と下山手通六丁目の二箇あり、而して下山手の同製造所は、清商廣駿源の事業にして、常に海外に信用を博したる日本製造家使用の商標を偽造して憚らず同業組合へ加入せしめんと欲するも之に應せず、工場取締を命ぜらるゝや忽ち其名義を換ゆる等、狡猾の手段至らざるはなし、此に於て内地同業者は、彼に原料供給を爲す者あらば、取引を拒絶すべしとの約を結び、内地人相互の消極的防禦を取るの已むを得ざるに出會せり。燐寸の粗製濫造は既に前年より行はれ、日本燐寸の濫價は、大に海外需用地に於て失墜せり、此に於て大阪神戸の製造家は、製造改良、惡弊矯正の目的を以て、聯合販賣所を設くと雖も、尙ほ且つ申合規約を遵守せざる者ありて、粗製の弊害防制に困難を感ずること甚だし。今其一例とも見るべき者を記るさんに、明治二十一年六月二十八日、六十函の燐寸を朝鮮釜山港に送らんとする者あり、

當時已に神戸大阪燐寸製造者聯合組合員の設置せる検査所の設けありて、同検査所役員は今その輸出せんとせし燐寸を検査せしに、製造粗悪にして發火の力なし、而して此粗悪品は大阪府東區久太郎町堺筋岡本某の輸出せんとする者にして、而して岡本は製造營業者にあらず。元來検査所に於ては、斯かる不正品を販賣する者あるに於ては、直ちに差押へて沒收の處分を施すべき筈なれども、未だ販賣の行はれたるにあらず、又輸出者は製造人にあらずるを以て、直ちに差押を爲すこと能はず、已むを得ずして船積輸出を爲さしめ、一方には大阪組合に報告して製造者を探索せしめ、一方には仁川駐在日領事に發電して、販賣に供する時を以て差押へ、之を燒棄せしめられんことを依頼せり、悪弊矯正の困難亦察すべしにあらざるや。

○第三百十三節、屏風見本の廢止、麥稈其田業者の將來。輸出屏風製造業者の弊に就ては、既に記する所ありき。明治二十六年居留地外商館は、屏風注文に關して惡むべき狡猾手段を案出したり。彼は先づ各製造者をして見本を出さしめ、見本中より適意のものを撰拔し、之を見本提出者に注文することを爲さず、他の製造家に之を示して、價格の低廉なるものに注文せり、此に於て各製造家は、此狡猾手段を防制せんが爲めに、遂に申合せの上、屏風見本廢止の議を決するに至りぬ。明治二十九年の頃に至り、今や輸出品中重要な地位に進みたる麥稈其田業者は、雜貨賣込商組合より脱盟して別に組合を設け、從來の悪弊を矯正せんとす期せり。

○第三百十四節、牛乳商の競争、牛乳臨時検査の執行。其他各種の商業上に發したる小悪弊に至ては、千種萬様、殆ん悉數ふるに遑なしと雖も、今その一二のものを記せば、明治十三年の頃より牛乳の需用漸く増加し、同十五年に至りては、市中に牛乳搾取營業者を見ること十三名なり、牝牛九十餘頭より搾取する所、凡そ三百石餘に及べり。此に於て營業上の競争を惹き起し、價格の低廉を以て華主を奪はんと競ふの弊を生ず、既に價格を低廉ならしめんと欲す、精乳に混するに他物を以てするの悪策に出るは、勢ひの然らしむる所と謂はんのみ、故に當時市中に販賣する牛乳は、概ね多少の混合物なきは之れなきに至り、衛生に志あるもの、憂々として之を難するに至りしかば、遂に警察署は牛乳臨時検査を執行し、配達途中に於て之を検査するに至りき。

○第三百十五節、精米磨砂使用の弊、磨砂使用の發明者。明治十一年精米に磨砂を混合するの弊大に發し、縣廳に於ては、同年六月を以て「兩港に於て、精米中へ白色の土質物を混和して販賣する趣あり、自今發見之上は、嚴重の處分に及ぶべし」との達令を下せり。然れども此弊容易に止まず、明治十六年に至ては磨砂の混入なき白米は、之を求めんと欲するも得る能はざるに至りたり。明治十七年以後、此弊愈々甚だしく、兵神兩市に於ける精米業者が、一晝夜に使用する磨砂の數量は、十六七俵の多きに及べり、抑も此磨砂の使用を創めたるものは、他の地方はいざ知らず、兵神の地に在ては、鳥原村西倉小一郎なり。小一郎は水車營業者にして、慶應年間に於て此磨砂使用を發明し、八部郡白

川村より竊に磨砂を持ち來り、秘密に搗米に使用せり。當時小一郎は、精白料を低廉ならしむのみならず、何處の水車に於て精白するも、西倉水車精米の如く見事ならしむる能はず、同業者頗る之を異む。然れども小一郎は、磨砂の使用を秘せんが爲めに、曾て雇用せし奉公人に暇を與ふることなく、最も親切鄭重に優遇したれば、此秘密は永年の間保たれて、同業者は徒らに精白術の巧妙を羨望するあるのみ。已にして明治七年の頃に至り、西倉の家運稍傾く、是に於て同家に傭使されたる二壯丁、始めて磨砂使用の秘密を他人に語る。爾來明治十二年至て此秘密は全く破れ、水車營業者は一般に使用するに至りき。即ち磨砂使用の起原は、初め玄米を精白ならしむるに當り、時間と勞力と搗減とを省略する目的に出でたるものなりし、然るに明治十五六年の頃に至ては、白米小賣商中、磨砂を混用して、米量を増加せしむるに至る。其後磨砂の混合米は、衛生上に害ありとの説ありて、明治十八年に至ては警察權を以て之を禁止せんと勉めり。然れども容易に禁止の目的を達すること能はず。同十九年水車營業仲間役員等相議して曰く、磨砂使用の故を以て、同業者間の搗賃競争を激甚ならしめ、遞次賃錢の下落を來して、今や使用の磨砂代は、全く營業者の負擔となれり、寧ろ斷然磨砂使用の廢止を決行するに若かずと、此に於て磨砂を使用する者あらば、其營業を停止すとの一條を仲間規約中へ添加し、且つ各水車工場を巡視して、規約履行の目的を達せんと欲す。然るに仲間規約中、營業者一般の利害に關する事は、その處分を役員に委任すとの條項なきに非ずと雖も、營業停止と云ふが如

き重大の事件を役員限りにて決定し、之を一般營業者に遵奉せしめんとするも、營業者は遵守の義務を有せず、況んや竊に役員等の工場を視察するに、依然として磨砂を使用する者あるに於てをやと唱ふる者ありて、規定の實行は覺束なきを以て役員等は、一方には縣廳へ向つて、市内白米商と水車業者と、磨砂使用廢止の説諭を出願し、一方には規約の實行を全ふせんとす。已にして同年十一月規約違犯者數名へ對して營業停止を命じ、此に端なく訴訟紛議を惹起したりき。即ち當時仲間頭取たりし塚本伊左衛門へ對し、被停業者は損害要償の訴へを提起し、加之、動もすれば他人の營業を妨害せしとの趣旨を以て、刑事の告訴を爲さんどす。斯くて水車業者は紛々擾々黨を組み派を分ち、飽まで役員を窮迫せんと奔走せり。時に高德藤五郎、窪井安次郎は其間に立ち、百方周旋漸く紛議の落着を告げしめたりと雖も、磨砂使用の弊は之を奈何ともすること能はず、警察署に於ては白米検査を行ふ等、頗る配慮する所ありと雖も、後ち農商務省に於て、磨砂の販賣を許可せしより其弊益甚だしく、現今に至て此弊猶は依然として盛んなり。

○第三百十六節、旅宿營業者客引の弊。旅店に惡弊の存するや久し、明治十八九年に至ては、汽船乗客を扱ふ回漕旅宿營業者中、旅客を誘ふて遊廓又は料理店に散財せしめ、竊に其妓樓又は料理店より、歩割と稱する不正の利益分配を受る惡策を描くものを出したり。而して旅店一般に行はるゝの弊風は、所謂客引と稱するものにして、汽車汽船の發着所は勿論、遠く二三里の市外へ客引を出す者

あり、遂に警察署に於ては、乗船旅客周旋問屋巡回掛なる者を特命し、以て客引の弊を除かんとするに至る。明治二十年二月同濟問屋營業者は、此弊風に對する協議會を開き、營業信認金を徴するの仕組を採り、三城彌七を正取締に、中川榮次郎を副取締に選舉して、以て組合の規約を執行し、警察署も亦宿屋營業者に戒飾を加へ、斷然流車停車場或は其他の地へ、客引を派遣することを嚴禁せり、爾來宿屋營業者の數を減じ、隨て惡弊を減せしむるを得たり。

○第三百十七節、夢の如き生活、風俗壞亂、世上の物騒。想ふに經濟的生活の難易と、事物發達の途次に於て社會各種の惡風弊害を發生するは、古今其揆を一にする所なり。殊に教育の素養に乏しく、宗教の戒念に薄く、精神的快樂の嗜好なき者多き地に於て、各種の惡弊あるを怪むべからず。特に下層の市民に於てをや。今神戸市況の盛衰に伴ふて、下層社會に何等の惡風弊害を醸出したるしかを觀するに、明日を思はずして一日の安を貪るは一般の下情にして、明治十年以後紙幣下落の勢ひ滔々として止まず、一時名目上の收入を増加せし日に於ては、始くの間物價騰貴の苦痛を感せずして、夢の如き安樂の生活を營みたり。已にして物價愈騰貴し、生計漸く艱難を覺ゆるに至ては、口に虚偽を語り、身に不徳を行ふて憚らず、裕かなれば風俗を壞るの弊を醸し、窮すれば法を犯すの害を發するを免かれざりき。是れ明治十三四年の頃の下層社會の現象なりしなり。斯かれば明治十五年の三月、一時人力車夫百有餘名を拘留し、違警罪に據て罰金に處するの弊風も存したりき。賭博は明治十二三

年の頃より盛んに行はれ、區會議員の榮職に在るものにして、賭博犯の一大醜事を演出したる實例もあり。同十五年に至ては賭博の流行愈甚だし、婦人にして祖揚胡座、男子と輪贏を爭ふ者ある有様なり。密賣淫亦盛んにして、陸に船に白晝鬼女の出沒するを見き。當時兵庫佐比江には公許の女習間あり、市中各割烹店に在ては、仲居と唱ふるもの殆んど賣淫婦ならざるはなかりし。通船業仲間にも正品の賣買行はれ、近海には海賊出沒す。而して湊川堤上若くは明石街道には、兇器を持して夜々行人の財を奪ふ者あり。是れ物價騰貴の爲めにして、娼妓鑑札出願者の如きも甚だ多かりし也。

○第三百十八節、賈貨の行使、南京町の賭場、貸金催促會社、潜り代言の制限。同十六年陸胎の流行は人をして眉を蹙縮せしめ、支那人幼兒誘拐の風説は、市内父兄をして關心せしめたり。兵庫は頗る物騒にして、西出町邊の如きは、光武社の劍客をして夜警せしむ。此年賈造紙幣(金拾錢貳拾錢)の行使者もありき。同十九年には洋銀の賈貨少なからず、外人の海外より製造し來て使用するものありと噂さす。英人某等は三宮邊に於て年少の婦女を子守として雇入れ、竊に賈淫せしむるの惡弊起りぬ。女沖商と稱するもの大に増加し、船漫頭を碇泊船に擱きたり。明治二十年には賭博の大流行を來し、榮町なる南京町には、支那人の住家にして賭場たる者數戸ありて、博徒を拿捕すること、一網四五十名に及ぶの有様なり。料理店には來客に酒肴を強ふるの弊を増長し、仲居の風儀は亦愈惡し。藝娼妓紹介所を設け、可憐の婦女を苦むる者あれば、出稼醜業婦の周旋を營業とする者あり、人情險

悪に流れ、風俗大に壞る。此に於て貸金催促會社起り、催促人夫に眞紅の法被を穿たしめ、大鈴を振り鳴らして負債者の家に赴かしむ。從來貸金督促に舊儀多を雇用し、負債者の心を苦めたるの例なきにあらざり。雖も、大鈴を振り鳴らして貸金督促を爲すに至ては、人情の冷酷亦察すべきなり。此年訴訟代人營業者、所謂三百代言の出廷に制限を加へ、蓋し健訟の弊を矯正せんが爲めなり。當時神戸地方裁判所訴廷に出入せし彼等は四十餘名ありき。

○第三百十九節、賭博の大流行、地所師の奸策。明治二十一年賭博犯の告發者に對し、徴收の罰金を下與するの制となりしかば、此時告發の弊盛んに起る。又猪牙船水夫の給料は、僅に貳圓前後に過ぎずして、而かも家を構へ妻子を養ふ所以のものは、必ず不正の行爲あるべしと爲し、水上警察署に於ては、此惡弊を矯正する所あらんと欲すれども、習慣の然らしむるものか、會て被害の訴なきを以て如何とすべからずして已めり。此年十月神戸中山手通二丁目牛肉罐詰商福島峰太郎、喫阿片罪を以て重禁錮一年六ヶ月に處せらる。同十一月の頃所謂地所師なる者、葺合村へ離宮の建設あり或は居留地擴張の議已に決せりと吹聴し、以て買收の土地價格を騰貴せしめんとの奸策も行はれたり。已にして斯かる吹聴の目的を達するに足らざるや、更に一日三四圓の日當を以て下等外人を雇ひ、外國商人大に土地を買入れんとして、土地見分を爲すものなりと吹聴し、或は居留地のボリスと共謀して詐欺を行ふ惡風を醸成しき。

○第三百二十節、清國人の邪行、下層社會と上流社會の人情、「チーハー」の説明。明治二十二年清國人の賭場を設け、日本人を誘ふの弊風益々盛んなり。依て其筋より清國理事府に照會し、二十名の清國人を退去せしむ。同二十三年より二十四年に亘り、有馬街道、天王谷等、往々行劫者を出し、又人力車夫等が徒黨を組み、來神者を欺罔するの惡弊を増長す。而して一般市民の社交上に於ける有様は、人情冷かにして廉耻の何ものたるを顧みず、些事も訟廷に争ふの氣風あり。同二十七年の頃に至ては、特に淫風盛んにして市内に散在する藝妓輩は、恰も娼妓同様の狀あり。而して紳士の地位ある者にして、宴席に妓を聘するの風は依然として衰へず、骨牌を弄するもの益々増加して、前夜の勝敗を公然人に語り、恬然として耻るを知らず、爾來上流階級に於ける市民に至ては、名譽心の發達と共に、言行の改善を認めざるに非ずと雖も、中流以下の市民に於ては、敢て人情風俗の顯著なる醇化を見ざるなり。

(補)明治二十三年に當り、「チーハー」と唱ふる一種の南京賭博流行せり。其博奕の方法なりとて當時の新聞紙上に記する所を見るに、「元來「チーハー」なる者は、動物を始め其他三十六種の畜を描きたる軸物あり、假令ば犬を福孫、豕を三順、牛を漢雲、馬を光明、男子の陰部を元貴、女子の陰部を吉品、藝妓を元吉、娘を上根、太陽を日山、月を月寶、蛇を萬金など、名付け、而して元取たる支那人は、右三十六種の内犬なれば犬、豕なれば豕と定め、之に二の標題を附し、假令ば犬なれば

ば夜歩行すとか、冢なれば町を鳴き歩くと云ふ如き漠然たる事を紙片に記載し、之を支那人なり、日本人なり、此「チーハー」を爲す家に配布す、然る時は此紙片を受たる者等、犬なり、冢なり右三十六種の内、己が心に之と思ふものを更に紙片に記載し、一種に付拾錢より少なからず五拾錢より多からざる金銭を添へて元取に送り、元取は之を開き見て、前日己が定めたる一種の者に符合するを否とを撰り分け、符合したる者へは元金壹錢に付參拾錢を與へ、其内元取の帳場に履はれ居る日本人の手数として壹錢を刎ね、賭者自から行かずして、元取より使を遣はす場合には、其使をして當り金中より貳錢を刎ねしむるなり、斯くて本人即ち當て手の手には元金壹錢に付貳拾七錢を收入する事となる。而して其當時の流行を記して曰く、近頃市内は勿論荒原郡御影町邊まで蔓延の大流行にて、中等以上の人にて爲す、之が爲め御影邊の如きは、身代を傾けたる者を生じ、市内には元取と、之を入るゝものとの間に往復する者十數名の多きに至り、此等は翌日の標題、晝夜二度分を前日に持歸り、其内一題の分は翌日午前中に持來り、午後一時開封、勝負の附たる結果を私人に報じ、午後再び第二の分を持來りて十一時開封、夫より報告の爲めに引返へすこと毎日の事にて、巡查の目を忍び、道を更へて往復せるなり、清人の判断は誠に曖昧にて、集りたる紙片を一室にて一々開き、若し當りの人に渡すべき金、當日の集金に超過する時は、幾分にては利益を刎ね、假令當り居る札にても、之を封じて今日は餘りに札多しとて返付し、丸で外れ札の時は之を着服する也、

居留地支那人中、元取數名あり、就中手廣く盛大に營む者二個所あり云々と。

○第三百二十一節、市内刊行物の消長と意氣の盛衰。前記して又智識開發の程度と、意氣消長の趨向を徴するに足るべき、市内刊行物の盛衰を見るに、明治十二年に於ては、楠陽雜誌(多聞通入丁目毎月十回)、浪華新誌(荻合村毎月三回)、七一雜誌(中山手通六丁目、明治九年創刊宗教)、と田鎖綱紀の編輯にて、神戸商法會議所の機關たる、神戸商況新誌の四種に過ぎざりしが、明治十三年に至り、神戸新報の發刊ありて、同年五月迄毎月十回を印行し、更に隔日發行となり、後に日々發刊となる。兵庫小物屋町よりは諸相場日を報知出で、相生町二丁目よりは毎月二回鐵業新報を發行したり。降て明治十六年福音雜誌(七一の改題)、神戸新報、神戸物價報告、報知相場、交際餘香雜誌の五種を見る。明治十七年には之に加ふるに神戸又新日報を以てし、同十八年更に商業輸出入雜品報告(毎日、一週、無定時の三種)、神鏡雜誌(毎月三回)を加へたり。同十九年公布周報(月四回)、兵庫縣布令類纂(月三回)と、兵神明道協會報告(月二回)を増し、同二十年公令類纂(月三回)、生糸商況報告(月三回)の新刊行あり。斯くて明治二十一年となるや、刊行物の數俄然として増加し、同胞交際新聞(月一回)、神戸檢出入日報、神戸知良志、月報、神戸港、神戸取引所相場日報、政友(月二回)、四明餘霞(月一回)、隔夕報知(隔日)、青年會月報(月一回)、兵庫港物價表(月四回)の新刊出づ。同二十二年に至ては、神戸新聞、智恵の魁(土曜日)、日本魂(毎日)、神戸「アドバタイザー」新聞(毎日)、商人の友(火曜日)、

略新聞(土曜日)、勉強新聞(日曜日)、知良志新聞(月七回)、神戸大阪商況報告(月四回)、生糸屑物商況報告(月三回)、相場報告(月三回)、商況報告(月三回)、覺迷燈(月三回)、大悲の友(月一回)、うるは新聞(月一回)、三交協會雜誌(月二回)、廣告(月一回)、尙義學會錄事(偶日)等の新刊加はり、同二十三年の市内刊行物を統計すれば、以上のものに加ふるに、愛國(毎日)、ひろめ新聞(月三回)、兵庫米穀商況(月三回)、法律經濟應用雜誌(月三回)、商業協會雜誌(月一回)、眞の光(月一回)、兵庫の友(月一回)、はちす(月一回)、神戸青年協會雜誌(月一回)、丈夫の魂(月一回)、實の林(月一回)、のりのため(月一回)、掃寄文庫(月一回)、貧民雜誌(月一回)、日曜新聞等を以てせり。而して明治二十四年尙は法政の英華、藥業雜誌、毎夕報知、製茶商況報告、神戸商業會議所雜誌、兵庫物價商報、宗教の眞理、求友會雜誌、學友會雜誌、大砲雜誌、製茶輸出入表、神戸青年叢雜誌、浮世の葉、神戸俱樂部雜誌、智恵雜誌、おなさがし雜誌、琴陽の珠、物價確報、多聞基督教月報、日々穀類物價相場月報、廣告新聞、物價新誌、茶況月報、つばみ雜誌、報知相場月報、日本商業新聞、兵庫港物價商報の出るを見き。明治二十五年に至ては、刊行物の數は大に減少して、其數概ね左の如し。

神戸又新日報、神戸日報、日曜新聞、第二日曜新聞、日本魂、日本回漕雜誌、海事雜誌、啓智、健兒雜誌、文武、燈臺、三交協會雜誌、藥業雜誌、神戸商業會議所雜誌、神戸青年叢雜誌、兵庫縣布令類集、兵庫商況日報、兵庫物價商報、商業輸出入雜品明知月報、商況報告、日々穀類物價相場、

大阪神戸貿易日報、商業報知、物價日報、衛生月報、大悲の友、はちす、のりのため、實の林、琴陽の珠、

是より後逐年其數を減じ、明治三十年に至り、日刊として神戸又新日報、關西商業日報、兵庫商況日報の三種ありしのみ、其他に月刊若くは週報にして四五種を存するに過ぎず。刊行物の増減を以て、既記の累年諸現象に比考せば、市民の氣風は、如何に消長し來りしかを知るに足る者あるべし。

○第三百二十二節、土木工事の沿革如何、辨天町の築成。斯の如く各種の諸現象を現出せし年間に於て、神戸の土地に就ては如何んの變形を來せしか、又その變形の模様施設等に如何なる沿革を有するか、請ふ先づ之を河川修築、水面埋立、船渠開鑿、河岸使用の事業等に就て明治十年以來公私の企畫を描出せんに、明治十年には湊川水源個所土砂留修築の工事あり、同十一年に至て辨天濱埋立土工起る、抑も辨天濱の海岸は、明治四年神戸港海岸石垣築造の時に當り、工事を施して、荷揚場の一と爲したる以來、土砂の浸入甚だしきが爲めに、年々巨額の費用を擲て浚渫を施すと雖も、隨て浚渫ば隨て埋まり、今や干潮時に一小船だも尙は泥沙に膠して入ること能はず、且つ其水底は一圓の盤石にして、深く開鑿する能はざるの地盤なり。而して神戸市街の體形より考ふるも、海岸通は此船入場の存するが爲めに曲折し、地形甚だ佳ならざるものあり、此に於てか此船入場を填埋し、寧ろ市街地と爲すの優れるに若かずと決し、十一年二月内務省の許可を受けて、同五月工事に着手す。斯くて明

治十二年二月四日に至り工事の竣工を告げ、市街地二千五百四十五坪を得、今の辨天町是れなり。海面には長さ三十五間の波止場を突出せしめ、以て船貨の揚卸に便ならしむ、是れより地勢一變して、便宜は往日の比にあらざるに至る。

(補)此工事は、一種の埋立經費支辨法を採用せしものにて、波止場の建築、石垣の築造、水面埋立の諸經費一切を工事請負人に負擔せしめ、成功の後、埋立地を所有せしむるの方法なりき。而して入札の結果、兵庫出在家町久保善五郎の請負ふ所となり、總費金壹萬七百餘圓を以て埋立工事を完了せり。

○第三百二十三節、小野濱造船所の建設。明治十七年神戸小野濱に、海軍造船所の設置ありて、建物其他の修繕工事に起る。抑も同造船所は、明治十一年より英人ギールなる者造船所を建設し、既に幾多の造船を爲せし所にして、「ギルビー」商會造船所と稱せり。今海軍省に造船所建設の議あり、此時ギール死亡せしを以て、「ギルビー」商會より同所有形の僱購入する事となり、亦其東隣に存する加納宗七の船入場をも購ふて修繕を加へ、之を附屬船渠となじ、名付けて海軍省主船局附屬小野濱造船所と云ふ。

(補)政府は是より先「ギルビー」商會造船所へ託するに、大和號と命名せし艦船の製造を以てし、製造費の内金拾五萬圓を渡し置けり、然るに同艦未成中に於て同所購入の事決したれば、更に參拾

餘萬圓を渡して同所を買入れたりと云ふ。斯くて同年三月買買の授受を終り、海軍省主船局にてはギールの雇置たる鍛冶職等を其儘雇繼ぎ、以て直に造船事業に従事したり、加納宗七船入場の事は、既に之を上卷に記せり。

斯くて小野濱造船所は、明治二十三年吳鎮守府の管轄に屬し、吳鎮守府造船所小野濱分工場と改稱す、其後明治二十八年六月分工場閉鎖に決し、吳造船所に合併となり、小野濱に於ける建造物は悉皆取毀となれり。而して同場地は原所有者たる三井に返附し、船渠は所有權を兵庫縣廳に移す、其面積は波止場石垣を併せて六萬坪餘、現に神戸港第二波止場以東に於ける、唯一の船入場として存在せり。

○第三百三十四節、西出町と和田岬海面の埋立。水面埋立規則は、最初明治十五年二月を以て發布され、其後明治二十年七月に至り更に改正規則を頒たる。而して海面埋立の重なる工事は、先づ明治二十六年十二月二十八日の許可を以て、兵庫船渠會社が、兵庫西出町と海面三反七畝九歩を私費を以て埋立たるを數へざるべからず、其埋立地は今の湊西部區有に屬する西出町百四十九番邸、兵庫小學分校敷地是れなり。明治二十七年十二月八日及び同二十九年六月二日の許可を以て、和田倉庫株式會社は和田岬海面三千七百坪を埋立て、以て倉庫建設の宅地としたり。

○第三百二十五節、湊東區の高濱埋立紛議と五郎十郎溜池事件。明治二十八年十二月七日神戸

市湊東部區會は、小學校基本財産を得んが爲めに、東川崎町一丁目字高濱公有水面八百九十五坪六合一勾の埋立を出願し、同二十九年二月二十二日許可せらる。尙ほ此時官有砂濱地百四坪六合八勾をも、一坪五拾錢を以て區有に移すの認可あり。埋立地の位置は、高濱入江口北方日本郵船會社石炭倉庫濱手波止場石垣際にして、延長五十九間の處なり。斯くて區費を以て埋立工事に着手し、湊川尋常高等小學校の基本財産を作りたり。

(補)此埋立工事執行に就ては、一大物議を惹起したり。抑も此區費埋立の議を生せし原因は、最初東川崎町専崎彌五平より、高濱海面三百坪埋立を出願せし際、市區町村等より出願の外、個人埋立は許可し難しとの指令あり。此時湊東區學務委員松原良太は此指令の趣を聞き、他の學務委員と協議の上、湊東區より埋立を出願し、以て小學基本財産を作るに決し、本文中に記する如く二十八年十二月反別八百九十五坪六合一勾埋立の義を出願し、二十九年一月に至りて許可の指令に接せしなり。然るに區に於て之を埋立るとせば、工費は一時他借せざるべからざるは勿論、萬一工事中風濤の災あらば、豫定の工費を以て成功し能はざるやも知るべからず。此に於て區會議員を勸誘し、時々秘密協議を遂たる末埋立前に賣却するの議を決せり。而して少數人の集會にて賣却入札を執行し、山口縣人原田政佳に壹萬四千圓を以て落札す。依て湊東區會は原田と内約を結び、表面上は區工事を原田の受負ふたる者とし、原田は更に工事を稻葉彌吉に受負はしめぬ。然るに此時原田は唯

表面の名義人にして、其實は名譽職に在る五六人士の私利を營まんが爲め、埋立前に賣却の議を決し、原田の名義を以て落札せしめたるものにて、其五六人士の見込にては、埋立面積と石垣取除跡等を合すれば、凡一萬坪の地を得べく、之を隣地の地價に比較して一坪五拾圓に賣却せば、必定五萬圓を得べし、此内埋立費用を控除するも、其利たる莫大なり、即ち之を五六人士にて分配せんとするものなりとの説専らなりしかば、辯護士小野寺勝外數名は、湊東區有志總代となり、一方には神戸市長へ、一方には湊東區會議長直木政之介へ迫り、其處置の不當なる理由を述べ、速かに正當の處置あるべしと迫りぬ。此に於て神戸市長は、小野寺等反對者に對し、既に内約を結びたる原田に埋立地三分の一を與へ、以て解約の示談を爲さば奈何んとの申込みを爲せり。乃ち湊東協和會は、七月二十二日湊川小學校に總會を開き、市長より申込の調停に關して討議する所あり、遂に滿場一致を以て、此示談の不承諾を決せり。其拒絶の理由に曰く、埋立許可の當時、縣知事より發したる命令書に、埋立地は擔保貸付に供し、賣買讓與し能はざる明文あれば、區會の原田と結びたる内約は、全く無効の契約なりと。斯くて運動委員十名を選び、尙ほ丹波助次郎外五十餘名の提出に係る、湊東協和會は、我湊東區會議員が、區有財産上に施したる行爲の、非理不當の甚だしきものと確認するものなり、依て茲に不信認を決議す。

この建議案を可決す。八月三日に至り湊川小學分教場に於て、湊東區會の開會あり、此時丹波助次

郎、新田市次郎、阪本善七外四十名より、湊東區有志總代の名義を以て、區會議員一同に辭職を勸告し、區會は之を斥くる等交渉頗る紛糾なる形状たり。而して埋立二條は區會議員の相談會を以て、落札人原田と解約し、區の共有に歸せしむるに決し、八月四日議長直木政之介、小野權四郎を委員として原田と示談し、原田へ對しては、區より相當の贖金を爲さんとせしも、原田の保證人瀧川辨三は、原田をして之を固辭せしめ、此に始めて本件の落着を告げ、反對運動を試みたる、湊東區の有志者は凱歌を奏す。明治三十年九月に至り、埋立地は日本貿易倉庫會社に賣却せり。

埋立地の紛議を生せしと同時に於て、溜池賣却の紛議ありき。舊阪本村に五郎、十郎と稱する兩溜池あり、小なるを五郎池と云ひ、舊荒田町の共有用水池にて、大なるを十郎池と云ひ、兵庫五分、舊荒田、阪本の兩村にて二分五厘宛、共有使用權を有せしものなり、而して十郎池は總代滑川新三郎(現今秀堅)の所有名義となり居たるに、明治二十二年市制の實施されんとするや、當時共有物は市有として引繼がざるべからずとの説専らなりしより、端なく十郎池處分の議を起し、遂に從來此用水溜池に關係ある人々は、密に協議を調へて、同年三月二十一日附にて、中野直助、滑川貞次、滑川秀堅、滑川勘三郎、滑川清二郎、滑川俊一郎、青木縫太郎、萩野徳兵衛、今田寅吉、永井紋太郎、永井熊七(以上荒田村住)住野齊助、植田スエ、井上伊之助、宇田善右衛門、神川寅藏、澤田文右衛門、中西政吉、小島岩藏、住野庄右衛門、住田徳一、小林麟之助、植松平左衛門、前田吉三郎(以上阪

本村)岡田徳兵衛、岡田元太郎、池長通、井上豊次郎、黒田仁兵衛、大原與左衛門、中谷忠兵衛、辰巳忠兵衛、青野長兵衛、宮下源二郎、小河孝二郎、高田五兵衛、上田榮次郎、松田源七、喜多儀七、榎井長兵衛、傳谷重助(兵庫)等の私共有名義に書換へたり、此に於て土地臺帳より見る時は、全く此人々の私有となる。古來の關係より案すれば、此共有用水地が、此等三十餘名のみのものであるは稍怪むべきに似たれども、風説の傳へたる所に據れば、此人々の外、猶ほ十郎池に關係ある者なきにあらざりしも、其等の人々は、多少の金圓を得て關係を離れたるものなりと云へり。斯くて明治二十九年に至り、五郎、十郎兩池賣却の議を生じ、五郎池は荒田村の共有なりしかば、之を岩崎久彌の代人曾根忠兵衛に賣渡したり。然るに十郎池の方は壹萬貳千六百圓を以て、滑川秀堅外十名の買受る所となり、而して其賣却代金は、兵庫部の關係者五分、荒田、阪本部の關係者二分五厘、即ち古來の用水使用權の割合に隨て分配せり。已にして新所有者滑川秀堅等は、轉賣の周旋を數名の人に依頼し、遂に一萬八千圓を以て、阿部彦太郎代人田村金作へ賣渡し、四千餘圓の利益を博せり。然るに數名の周旋人中、奔走徒勞に屬し、報酬を得る所なかりしもの、喋々として古來共有たりし溜池を、一たび四十餘名の所有となし、更に十數名の所有に移して賣却して利を貪りたりと云離せしより、此事忽ち人の疑訝する所となり、當時湊東部の有志者中、古來より共有たりしものを、假令其手續に於て不正の點なしとするも、數十名若くは數人に所有權を移したるは、多少

の批難を免かれざることを勿論なり、就ては湊東部教育基金として、其賣却代金の半額を寄附せしむべしとの議を唱ふ者あり、然るに此議は改進黨と稱せらるゝ人々の口より出でしかば、自由派の人々は之に反對し、半額の寄附は其當を得ず、元來共有池たりしを以て、全然其賣却代金を吐き出さしむるに至當とすと稱し、均しく反對者なりと雖も、其所論は兩派に分る、此に於て自由派の人々は、滑川秀堅等に迫り、共有地冒認の嫌ありと詰り、滑川等の斷然其詰責を排斥するや、動もすれば腕力に訴へて事を決せんとするに至りき。去れば警察署の如きも、大に其不穩の形情を察し、篤く滑川等を保護する所あり。反對者中には所謂壯士を交へたれば、其攻撃頗る盛んにして、彼處に集會、此處に協議し、他まで十郎池を共有に引戻さんとの謀議を凝らすに至り、物議日に益、高し。右に付湊東區會は、議員高德藤五郎、福橋龜吉、柏木莊兵衛、里井善四郎、糝谷慶藏を調査委員に擧げ、以て此共有池の私人所有に轉じたる原因調査を遂げしめたり。同年八月三日に至り、委員は報告して曰く、「兩溜池は元來舊阪本、舊荒田及び兵庫の共有池にして、惣代滑川新三郎名義となり居たるものなるに、明治二十二年以後の臺帳に據れば、中野直助外四十九名の名義に更まれり、而かも其果して何の理由に基て爾か變更せしかは明ならず、縣廳及び市役所就てに取調ぶるも、更に分明なる理由の求むべきなきなり」と。此報告に對して、質問あり、亦議論を生せしが、其際區會に臨場し居たる市長鳴瀧幸恭に向て、區會は此種の事柄に就て、他まで取調を爲すの權能ありや

否やを質するものあり、時に市長は、斯かる紛議に市役所の繕進するを欲せざるに出しものか「區會は區の全體に屬するもの、即ち共有財産にして、區全體の關係するものならば兎に角、然らざれば區會は之を調査し、若くは之に關する決議等を爲すの權能なし」と答ふ。此に於て區會は、單に此事は報告に止むる事となせり、而して反對有志者は、其後猶ほ尋りに調査に勉め、運動する所ありしと雖も、確かに兵庫、舊阪本、舊荒田一津二村の共有たりしものを、關係者四十餘名の冒認せしものなりと斷案する好材料を得ず、所謂古來の十郎池に關係あるものにして、此池を協議の上、私人に移したるものとせば、亦之を奈何とも爲す能はずして、事實の真相は結局有邪無邪の間に没了され畢んぬ、而して兵庫部の人々は、溜池賣却代分配金として請取りたる、金五千四百餘圓は尙は將來關係者共有金として、或る場合に於て使用する事と定め、今に池長通の保管に屬せしむと雖も、舊荒田、舊阪本部の人々は、各人へ平均配當し終れりと云ふ。

○第三百二十六節、川崎造船所の海面埋立と税關擴張工事。又東川崎町川崎造船所は、五千噸までの船舶を入船し得べき、大船渠築造の計畫を決し、其船舶出入口として、同地先水面埋立を出願せり。縣知事は之が許否に關する諮問を神戸市會に爲すや、市會は故障なき旨を答申せしかば、同年十月九日出願を許可せらる。斯くて埋立工事は着々進捗するに隨ひ、斯かる大船渠に相應する、起重器の設備なかるべからず、此に於て其諸器械設置の敷地として、現在起重器所在の地先埋立の必要を生

す、依て水面二千八百五坪二合五勺を埋立てんと欲すれども、此埋立費用は金拾餘萬圓を要する豫算なれば、明治三十年二月三日川崎造船所社長松方幸次郎は、埋立地無代下附の條件を附して埋立許可を出願せり、是れ亦神戸市會に於て別段異議なかりしを以て許可となり、遂に此埋立工事を施せり、又同年十月を以て税關繫船場擴張築造工事(既記)及び兵庫運河開鑿工事(別項記述)に着手するを見たり。

○第三百二十七節、神戸水道工事、其沿革。水面埋立工事の重なるものは以上の如く、而して此年即ち明治三十年五月を以て、神戸未曾有の一大土工の起るあり、之を神戸市水道工事と爲す。抑も神戸市の水道布設は過る明治二十年より唱道せられたり、同年七月神戸區長は、水道布設實測費參千圓を區會に要求し、區會の之を否決するや更に要求の議案を提出し、漸く壹千圓支出の可決を得。英國工兵大佐にして日本政府の雇たるパーマーに設計を托せり。當時パーマーの設計案は、人口十三萬餘に清水を供給するの用途にして、其費額は四拾萬圓の概算なりしが、之を耳にしたる市民は相願みて其大工事たるに喫驚せり。此間民衆として起工すべきの議を唱ふる者ありしと雖も、之を營利の民衆に委するは不可なりとする人多く、之が爲めに一時水道談は中絶の姿となりぬ。已にして明治二十二年に至り、市制實施の事ありて、葺合、荒田の兩村は神戸區に編入され、神戸市の區域稍、擴大したるを以て、若し水道を布設すとせば、自然齋設計に變更を施さざるを得ざるものあり、此時に當て水

道布設の急要論は、大に市内有志者の間に傳唱せられ、縣知事亦速に此大事業の決行を徳願せしかば、今や水道問題は、全市民の傾首默考する場合となれり。然るに如何せん諸般の市費多端にして、經費支辨の名案なく、事業の必要は明かに之を認むと雖も、而かも實行の運びに至らずして、再び中絶の有様となれり。

其後衛生上、將た又火災上、水道布設の必要を感ずること愈々切なり、此に於て明治二十四年更に充分なる調査を遂るに決し、明治二十五年内務省雇英人バルトンに實測設計を囑托することとし、其筋の認可を以て、バルトンは同年七月二十九日水源見分に從事せし上、前設計を變更して新設案を立つ。此に於て收支の方法を定め、鄭重に審議を盡せし後、愈々布設の議を決せんとす。此時に當り、市民中上水、下水の施工緩急を論じ、上水を先きとすべき部分あれば、下水の改良を急務とする部分あり、然るに此緩急を問はずして上水を全市に布き、給水料の負擔を餘儀なからしむるは不可なりとの論を主張する者あり。特に市會議員桃木武平の如きは、一篇の意見書を印刷して廣く之を頒布せり。夫れ布設の議案は、將さに市會の審議に附せられんとするに當りて此反對論を生ず、均しく市會議員の地位に在て、水布道設に熱心なるものは、勢ひ反對論の駁撃を試みざるを得ず、乃ち明治二十六年二月友成徳次郎、加藤治郎兵衛、瀧本甚右衛門、爲田喜兵衛、高德藤五郎、村上五郎兵衛、上田榮次郎、山本繁造等は、桃木の意見に對する駁論を起草し、是れ亦一部の冊子となして市民に配布せり。今

その公にせる駁論を閲せば、當時桃木等の唱道したる意見の大要も亦明かなるを以て、之を左に掲ぐべし。

第壹章 水道と下水の関係

桃木氏の方策に曰く、神戸市中、上水を先にし、下水を後にすべき地と、下水を先にし、上水を後にすべき地とあり。其一例を擧ぐれば、仲町部、兵庫部は下水を先にすべきの地と看做し、神戸部は土地高燥なれども水質不其、或は飲水缺乏しして上水を先にせざるを得ざるものとす。之れ衛生上利害を異にする所なりと云ふ。

右は如何なる調査統計に基き、市内衛生の利害に異なるを知り、各部上水と下水の先後を論ぜしが、若し反対者の云ふが如く、仲町部、兵庫部は上水に先ち下水の改造を爲すべきものとすも、我神戸全市は過る二十年以來各縣に率先し、敢て兵庫と神戸を問はず、年々歳々之れを改良施設せるが故に、目下既に凡七八分通りは竣功を告げたり。而して既往は勿論今後と雖も、苟も邊巡緩慢に附するの事實なし、果して然らば殊更今日に及んで、本市下水改造の先後を論ずるの必要なきは昭々たり。尙試みに當初改良に着手以來、之れが下水溝改築費に消用せしものを左に掲げ、以て其迷を解かん。

- 明治二十年度金千八百四拾五圓九拾陸錢貳厘
- 全二十一年度金四千九百六拾圓貳拾陸錢五厘
- 全二十二年度金參千九百四圓九拾六錢參厘
- 全二十三年度金參千九百參拾圓七拾四錢
- 全二十四年度金四千貳百九拾七圓九拾八錢貳厘
- 全二十五年金千六百貳拾四圓四拾九錢九厘
- 合計 金貳萬五百六拾五圓七拾陸錢壹厘

右の外通常土木費より、急要改築を施したる下水溝渠費凡四分ノ一内外あり、依て之を總計すれば、本市下水溝渠の改築に消費せし金額貳萬五千圓以上なることを知るべし。

加之、明治二十四年度に於て、市内全般の平面を實測し、之れが地圖を製し、縱横道路溝渠の幹線を明にし、尙水準を測量し土地の高低を詳悉し、本市將來人烟繁殖を告ぐる場合に於て、之れが排出水路の適否を豫め今日に計畫するの必要を感じ、遂に費金九百八拾圓を支出して之に充て、以て専門の技師に托し、技手を雇入、既に其準備を爲すに非ずや。本市が現在と未來を問はず。下水改良の點に施したるもの決して遺憾なしと信ぜり。又反対者が、獨り神戸部を以て水質不其、或は飲水缺乏しきを認めたる原因は、蓋し事實に就て之を證するものあらざるべし。仲町部、兵庫部は果して神戸部の如くにあらざるが、左に二十一年四月市内井水試験の結果、及二十五年三月水報第五號井水需用の完否調に基き、全く反対者の臆測にして架空の言なることを證せん。

井水試験成績表 二十一年四月

部名	飲用に善し	飲用に障りなし	濾て飲むべし	煮て飲むべし	飲めば害あり	井戸個數
神戸	四九	四	二六	二、六三六	七二七	三、四三二
淡東	二二	五三	三五	一、九〇一	六八五	二、六九六
淡西	三四	一一	六	三、四一六	一、三二七	四、七八四
計	一〇五	六八	六七	七、九五三	二、七一九	一〇、九二二

備考、直に飲用に適する井戸は(飲用に善し)(飲用に障りなし)の兩欄のものに過ぎず、然れども(濾して飲むべし)とあるもの、飲用に適するものと見做し左に各部の適否割合を示す。

神戸 飲用適井百分ノ二、三強 飲用不適井百分ノ九七、七、 濤東 同百分ノ四、〇八強 同百分ノ九五、九二。
濤西 同百分ノ一、〇七弱 同百分ノ九八、九三。

市内井水需用完否調

部 名	井 水 種 別				計	需 水 戸 別		計
	完 井	不 完 井	潮 水 井	乾 潤 井		買 水 戸	貰 水 戸	
井合川西部	六一	一四八	八	一三八	九〇五	〇	七三八	七三八
神戸 居留地共	三、五二六	六八一	五二四	一六九	四、八九〇	五五六	一、〇九四	一、六五〇
濤東部	二、六四八	七二八	六	一四四	三、五二六	七八	一、七九一	一、八六九
濤西部	三、九〇七	一、〇八九	六〇二	一七	五、六一五	五〇八	二、二二九	二、六三七
計	一〇、六九二	二、六四六	一、二三〇	四六八	一四、九三六	一、二四二	五、七五二	六、八九四

備考、完井と不完井のもの左に各部の歩合を示す。

井合 完井十分ノ六、七五強 不完井十分ノ三、二五。

濤東 同十分ノ七、五一弱 同十分ノ二、四九。

神戸 同十分ノ七、二二強 同十分ノ二、七九。

濤西 同十分ノ七、五一弱 同十分ノ二、四九。

濤西 同十分ノ六、九六弱 同十分ノ三、〇四。

第二章 利水の措置

桃木氏は、水利の點に付て云々せり、其要に曰く、井合部は飲水に不便を缺す、又將來水道に依て利益を受けずして、斯く從

前自然に得來る水利を他の部分に收得せられ、又水道の利益も受ざるに、水道工事費の負擔を負はざる可からざることを、なれば、此部内の市民の不幸之に越すべきものなしと云へり。

依之觀し、是桃木氏は井合部を給水區域外に置くものと思像せしならんも、本市計畫の給水區域は、神戸全市なることを知るべし。然れども實施緩急を察し、井合部の一半新生田川以西は、既に稍々人家稠密せるを以て、今般の實施區域内に編入せしむ、新生田川以東の如きは、人家個々散在し、現時此地に水道の急務を必要とせざるが故に、之を後年に譲り、給水の缺く可からざる時機を俟て施行せんとするにあり。然り而して右等施設の緩急は、獨り同部に限らず、濤東部、荒田村耕地、及兵庫港地方の如き、皆な此方針に依るものとす。故に若し兵庫港耕地にして自然人家稠密の期、井合川東より遷延するときは其際地區を交換し、實施を前後するも敢て至難のことに非ず。故に反對者の脱の如く、將來水道に依て利益を受けずと云ふこと能はざるや明なり。水利を他の部分に收得するは事實なり、然れども之れが爲めに補償する税金不尠、之れ相當の代金を以て水利を購買するものに外ならず。蓋し公利公益の爲めには止を得ざるものにして、社會百般の事必しも有利無害なることのみを期す可からず。一得あれば一失を免かれざるもの往々あらん、唯本件の如き水利收用上、得失相償ふを得て更に大なる不幸を見ざるは、其方法の公平なるに因らすんばある可からず。殊に同地方に於て、疊に新道の計畫を起し、百事地方の改良進捗を促し、以て將來土地の旺盛を企圖するものに對すれば、寧ろ俾借を受くるものと謂はざる可からず。加ふるに水道の實施を他年に譲りたる井合村川東部に於て、水道水源の瀧谷に據り灌漑を受くる耕地は、僅に一部分たるに過ぎざれば、假りに反對者が云ふが如く爲すも、決して井合全部が、水道の利益を受けずして、水利を他の部分に收得せらるるものに非ず。況んや前陳の事實あるに於て乎、故に井合部民の不幸なきのみならず、之れが處置の變も不公平に非ざるを證するに充分ならん。

之に越すべきもの世にならんと遂に極論せり。若夫れ反對者が妄想の如き事實あらば、此極論も理由なきに非ずと雖も、我神戸市水道の計畫は、第一工事の區域外にある葎合川東部民に、水道工事費を賦課せざるのみならず、水道經濟は、一厘も市税に賦課せざるを以て、市民何人も此工費を公税に負擔するものなし、説て茲に至れば、反對者も亦前説の相違たること自から釋然氷解すべし。

第三章 公債事業

桃木氏は、夫れ一國に公債を募集せんとする事は、歐米何れの國と雖も普通の場合にあらずして、例へば宣戰協和の場合に其國を不定せんとする時は、何れの國と雖も、其政府國庫の限りある資金にては逆も及ぶ所にあらずれば、此の如き場合に於て國公債を募集して、其國政府の目的を達するものなれども、平素普通の事業を起さんと企て、巨額の公債を募集するが如き事應あれば、其國の財政を保つ事難かる可し云々と云へり。

桃木氏の説は毎に偏頗の議論たるを免かれず、氏の公債を募集せんとするや普通の場合にあらずとして、宣戰協和の場合に、國庫資金の及ばざるべき之が必要あるを説くもの、如く、而して此他に必要ある例を明言せざるは、蓋し自説に不利なるが爲め、故さらに之を避けたるか、將た國債と地方債の別を知らざるに外ならず、夫れ英國が米國獨立戰爭の時に、非常費を辦せしは公債を以てし、佛國が普國に敗して償金を拂ふ爲めに、公債を募集したるものありと雖も、平時に於て公益なる事業の爲めに、一國の公債を以て其費用を辨じたるも其例少からず、蓋し公益の事業にして、必ず政府の起すことを要するものは、政府力を出して之を行ふべくして、若し不念無用の事に非ざれば、必ず利益を生ぜざることをなし、故に眞に公益ある事業は、一國の生産力を増進するを以て、其費用を辨するも、其利は公債の害を償ふて餘あるべし。濠州公債の如きは、皆公益の土木費用に供せしものなりと云ふ。其他英佛二國市町村の公債額の巨多なること、反對者は知らざるか。

第四章 給水事業に公債發行の必要

桃木氏は、反對の要に曰く、地方自治体に於ては、天災地變其他非常の場合に於て、普通市町村費に依て、逆も救済の策なき場合等に於て、自治体公債を發行して以て其市町村の行政事務を救済するものならん、今茲に給水の一事業を企んが爲めに、公債を發行すると云ふ如きは、公債發行の原理に背反すと云へり。

桃木氏は神戸市給水事業を以て、普通事業と誤認せしのみならず、公債の原理を知らざるものならん。本邦市町村制の發布に際し、曾てラードケン氏が講説を左に示し、聊か反對者の蒙を啓かん。

市町村の公債は如何なる場合に於て之を起すべきやと問ふに、第一に非常の事業ありて、巨大の出費を要するに當り、經常收入、就中一ヶ年分の租税を以て之を支辨せんとするに、納税者の痛苦となるべき恐れある場合に於て、之を爲すものとす。第二に市町村の爲め、直接若くは間接に利益を生ずる等の、造營物を設けんとする場合よりも屢々生來するものにして、寧ろ重大の關係ありとす、而して其直接に利益を生ずる等の造營物とは、曾て論じたる經濟上の作業（水道、瓦斯、電氣燈の収益事業を指す）にして、其公債の元金償還、利子支拂に要する金額を、自ら産出するものを云ふ。又間接に利益ある造營物とは、直に市町村の財産を増加せんと雖も、市町民の資力を高むるものを云ふ、例之は衛生上の施設改良、交通上の施設、道路、溝渠、港灣）改良の如きは、地價を騰貴せしめ、工商業を振起し、以て間接に市町村に利益を與ふるものなり。

第五章 給水事業の必要

桃木氏は、大坂東京の如きは、全市悉皆飲料水に欠乏し、且水質不潔にして衛生上不便を感じるのみならず、年々出火夥多にして、其損害非常に多額なりと云へば、如此場合に要する水道改良工事は、天災を救済する場合と同様にて、市公債を發行する事は致して不可ならん。又京濱坂神の四市、出火度数を比較するに、神戸市は少數なり、依て市公債を發行してまで、如此

工事を急務すべき場合にあらざる事を論じ、尙ほ公債償還法に關し、當時の楠本市會議長の演説を披奪せり。

桃木氏が脱ぐが如く、大坂東京の概して飲料水の不良なること已に之を知る、然れども反對者が事實を證せざるは、或は猶想像の記事に過ぎざるべし。然り而して我神戸市は、幸にして未だ東京大坂の如き飲料水缺乏し、且水質の不潔甚しからずとするも、神戸市の京坂に比し、其差如何なるかを審みせざれば、該地と同視し若しくは之に準するの不可なるを知るに由なからん。偶、出火の統計を示し其歩合を算出せり、本市が京坂兩地に比し、既往出火度数の少数なるは事實にして、偶然の僥倖と云はざるを得ず。然れども若し既往右等の少数なるを以て、必ず將來も少数なりと云ふに至ては、俱に論ず可からざるなり。

夫れ東京市民が、飲用水及雑用水として汲み來る所の水源に二種あり、一は多摩川、神田川等の上水井にして、一は堀井是なり。日本橋、神田、京橋等、所謂下町と稱する各區内に於ては、大抵飲用水は上水井より汲來り、雑用水は堀井より汲來れり、中には上水井のみを以て兩用を辨する者もあり、之に反して麻布、赤坂、牛込、本郷等、所謂山手と稱する各區に至りては、多くは堀井水を以て飲用及び雑用の兩用に供し、上水井より汲來るものは其數甚だ少なし、曾て野視廳の調査に係る同市十五區内の堀井數及び上水井數の總計を表示すると左の如し。

東京市十五區、堀井數 二萬五千十個。 上水井數 五千三百八十一個。

依之觀じ是は堀井の數は上水井に五倍するものなり。去る明治二十年頃東京府衛生課に於て調査せし堀井水質試験の成績を見るに、試験堀井數四千五百二十四個、但し下町の方の内千八百六十一個は飲料に適し、二千六百六十三個は飲料に適せずと云へり。之を以て山手の堀井を推斷すべからざるは勿論なれども、要するに二萬五千個の堀井中に、水質不良にして飲料に適せざるもの多かるべし。我神戸市飲料水之に對し果して如何なる差あるか、前章水道と下水の關係の部に於て、井水試験の成績に照せば、反對者と雖も思ひ午に過ぎん。

反對者は、我神戸市飲料水の不良なるを、東京市に譲らざるを知らば、天災を救済すると同視して、東京と均しく市公債を發行し、一日も速に水道を實施せざる可からずと云ふならん。然れども之を天災救済に比するや甚だ不可なり、今や反對者が吾輩の解説に依て迷を悟り、水道の急務を要するは必ず一に出でんと雖も、抑も我神戸市が、數年來畫策せる水道の要は、本市飲料の水質不良にして且缺乏を告げ、隨て人生の最も貴ぶべき天壽を保つ能はざるのみならず、防火上の備へ周到ならず、後世子孫に遺す重んずべき財産の安全を缺き、本市が幸福を増進するの目的に背くもあるが所以にして、反對者が援引せし楠本市會議長が、公債償還法と共に、演説の所謂水道を改良し、各月に用水の便を興へ、各町に防火の柵を備へ、又一般市民をして健康の樂境に棲息せしめ、且市の基本財産を造立して、長く後世の一要物たらしむる計畫と云ひ、又曰く抑水の善悪は、我市民百三十有餘萬の健康に至大の關係を有するは、理の最も親島きものにして、而して空氣食物と殆んど輕重なかるべし。果して清潔水の社會に必要なるを感ぜば、同胞争てか奮て之を賛成せざるを得んやと云ふに過ぎず。我神戸市水道の目的、已に如此、請ふ反對者少く反言あらんことを。

若し夫れ公債償還法に至ては、反對者の楠本市會議長の演説に拘泥するも甚しと云べし。加之、楠木氏をして此言を發せしめたるものは、東京市收入豫算の如き大体の概算にして、豫算に對し今一層概括せし豫算たるに過ぎず、換言すれば甚だ不安堵の計算なるが故に、萬一を保したるに外ならず、何れの時も右等財産を要すると云ふに非らざるや、論を俟たず。何んとなれば、抑も一個人が不時に費用を要するときは、其所有の動産不動産を賣却して必要の資本を得べしと雖も、政府は賣却するを得可き財産を有するものに非ず、固より多少家屋、森林等を有すと雖も、此等の財産は自由に賣却すると能はず、又各國の内に鑛山、鐵道等を賣却し、或は之を抵當と爲し、負債を起すこと必ず無し之と斷言せざるも、政府右等の處置に出るあらば、實に止を得ざるものにして、財政上尤得策に非ざるなり。故に財政整理して信用厚き政府の如きは之を行ふものあるを聞かず、唯財政紛亂、

信用薄弱なる政府に於て已むを得ずして之を行ふあるのみ。殊に云ふ、反對者の説は、毫も探る可からず、如何となれば償還方法の確實と否とを極めずして、徒に償還法の空理を論じたるものにして、之れ杞人の憂たるを免かれざるものなり。

第六章 市公債の効果

桃木氏は、地方自治体の市公債は、其信用政府公債の如く區域廣潤ならず、政府諸種の保證金を得ず、日本銀行の擔保品たらざるを以て、運命は薄弱と論じ、又東京市公債は、政府公債同様國立銀行營業本務に屬すべき特許を得たるも、他の自治体公債は、之れと同様の特許あるや否やを杞憂せり。

桃木氏が反對せる市公債にして、國立銀行紙幣發行の保證とならざるは國債と異なる所以にして、日本銀行の擔保品如何は、目下未定の問題なり。反對者は此兩者を以て、市公債の運命薄弱と論ずるは、一を知て未だ其二を知らざるものと云ふべし。何んとなれば地方公債は、其公債に依りて得たる處の資本を投じて成熟したる事業より、年々收入すべき利益も、豫じめ算定し得べきを以て、償却の方法も亦豫じめ決定するを得るは地方債特殊の性質にして、彼の國債を起す場合の、競争方に備にして、將來尙ほ幾多の負債を要すべきは測り知るゝ能はず、況んや其償却の方法の如き、全く豫定の方案なくして募る場合のものに比すれば、権利者義務者とも安心の程度實に同日の論にらざるなり。況んや現行市町村制の如きは、三十年限り償還すべきの制限あるを以て、國債の如く永遠に流るゝの憂もなし、勿論確乎たる基礎ある公債は、却て永く償却せられざらんとを望む者なきに非ずと雖も、是れ其公債の性質善良にして、堅く信用を置き得るものに限る。而して権利者は其期に至り、元資を償却せらるゝの後亦之を他の途に使用すべきを以て、償却の用途不確定のものに比すれば、権利者の便利大ならん。果して然らば此種の地方公債は、最も公債中の善良なるものと云はざるべからず。又地方自治体の市公債は、東京市公債と同一たるや否やは、明治九年第六百六號布告國立銀行條例第五章及同十五年第三十二號布告日本銀行條例第十一條の六項に據りて之を觀れば、市公債は皆に

包含せしむと云ふを得ず。現に滿腹大阪市より其筋へ經何せるもの、實に此旨趣に外ならず。故に敢て東京市同一の特許を受けるを得べきか否やは、取越苦勞の甚しきものと云はざるべからず。

第七章 市公債應募説

桃木氏は、東京の公債應募の好況を呈したるは、當時金融緩慢なるを、政府公債償還期に際するの故なり、大坂の他地方より申込高割合に少額にして、其市の應募者非常に多きは、自己の其市を監督するを得べき故なりと云へり。
桃木氏が云ふ如く、東京應募の好況を呈したるもの、或は右の理由に據るならん。然れども向後果して本市が公債を募集するに當ても、又同一の好況を呈するや敢て之を疑はず。何んとならば吾人は敢て内地に資本なきを認めず、只其停滞して動かざるを知る。最も近來頻りに有益なる新事業の勃起するが如きも、未だ以て充分に墊居せる資本を購ひ出すに至らざるなり。故に一度公債と地方債とを問はず募集の事を發するときは、相續して之に應ずるや既往に徴し明晰たり。試みに既に募集済の右等市公債にして、現今市場の價格如何を見るに、募集期に勝る價格を有せり。即近時の取調に據れば、額面百圓に對し東京は百八圓、大坂は百七圓にして、毎に百五圓を降らず、果して然らば獨り募集期の宜しきに遭遇したるのみに非らざるを知るに足らん。又募集其市より出る應募額、他の地方應募額より多數なるは、桃木氏が想像の如き理由に基くにあらず、募集市の住民は、他地方の住民より其事業の景況一層詳悉せるが故に、應募心を發するもの、夥多なるは自然の勢にして、又土地の遠近に據り、便否自から之に關連するものを知るべし。氏の自己其市の監督如何にあるが如く論ずるは、自治体の公債を發行する性質を誤解せしものにして、苟くも公債の募集に應ぜんとする者の精神とすべからざるものなり。

第八章 公債發行と本市の金融

桃木氏は、神戸市に公債を發行するときは、他地方より應募者少數にして、主として市内に募らざる可からず、然るときは金

融上影響を及ぼすと云ふにあり。

六九〇

桃木氏は經濟上の眞理を知る者と認むる能はず、若し如此經濟の運用を死物視したるときは、或は桃木氏の言に當るべきも、金銀は皆に活動して東西に出入せり、故に金銀に極端はなきものと云ふの理を極めざる可からず。假りに極端あるものとすも、公債應募の金額は重に或る一種の金筋より出るものにして、決て商業資金を直に公債證券に轉換するものあらざるべし。且つ東京、大坂の公債募集に際し、其應募者は該市民に多きを以て、本市も亦た然りとすに至ては速丁と云はざる可らず。何となれば時期其他に於て、種々の事情あればなり。今其一例を擧ぐれば、東京、大坂各第一回募集時期の如き其月を同ふすれば、違ふ他の地に留むるを要せず、各々其市の募集に應じたる結果なるが如き是れなり、然して本市債を發行するに方り、應募額の大部分は、蓋し本市に非ずして却て多數遊金の懸伏する他地方に在るを信するなり。尙ほ若し十歩も百歩も譲り、一小市内の金融に關係するものとして、而して給水事業延期の原因となるあらば、外債を募集するも可なり、況んや外人の金満家は、極て低利なる、即ち三四米を以て八拾萬圓は感か百萬圓たりとも、本市水道事業の爲めに借金するものありと云へば、桃木氏は此策に據らば其相變を香くにあらん、果して然るときは一時間接に市内の融通を助け、直接に市民をして勞銀を得せしむるの利益ありと雖も、國家經濟の果して望むべきか、識者を疎たずして知る可きなり。

第九章 給水需用

桃木氏は、東京、大坂、横濱の如き飲料水を購求する習慣ある地方は、其市民悦んで給水の水を受くるも、本市の大部分は、給水を需用すること難しと云へり。

桃木氏は必ず水道の衛生に必要あるを知らん、唯本市井水の不良なるを詳にせざるが故に、購買飲用者の多寡を以て水道需用者を積算せしものと認む。本市井水の不良なることは、既に細密なる統計を掲げ之を示したれば、今や氏は本市全般に給水の必要

を悟りしに相違なかるべし。數十年前以前は兎も角最近衛生の進歩に従ひ、我同胞の健康に注意すること決して昔日と同一の論にあらず。故に水道布設後は、布設以前に思ふ如きものにあらず。現に既設水道地の實況に於て其例乏しからず、現に長崎市にして當初水道布設の計畫あるや、深く利便を顧慮せず、頻りに反對の運動を爲すものありしも、一朝竣功を奏するに至ては、忽ち迷夢を覺破し、各々相競つて純良の給水を望みたり。又横濱の如きも當初飲用に害ある堀井は斷然理立しめ、又害の甚しからざる不良の井は井蓋を設け、僅に撤水用のみに使用せしむるの規定たりしも、水道布設後は忽ち懸水飲用者なきに至り、折角制定の井戸取締法も、一の執行を疎たずして疾く不用に屬したるは其實例ならずや。試みに思へ、市内各戸往古より用ひ來りし行燈を廢し、「ランプ」に代ゆるもの其理如何「ランプ」は行燈に比し光燭あるに據らん。凡ての事物の改良進歩を望むもの皆な斯の如し、況んや貴重の人命を繋ぐ純良潔白なる飲料水の目前にあるを見て、不良の井水を飲用せんと欲するは萬止を得ざるもの、外無之ものと信せり。

第十章 給水需用の歩合

桃木氏は、水道に據り給水を受くる者の便否を喋々し、其末給水需用の數は、市内總戸數に對し、専用給水を需用するもの、百分の四分四厘餘と云へり。

桃木氏の水道の利益ありと認むるもの之に列擧したるものに外ならずとせば、遂に専用給水を需用するもの、歩合茲に出るならん。況んや氏は市街井水の殆んど不良なることを顧みず、僅に榮町、海岸、山手、及兵庫南濱の一部民が、困難の狀況あるを知るのみなれば、其結果此計算ある怪しむに足らざるなり、而して水道布設以後、直間接に種々の利便あること一々枚舉に遑まらせずと雖も、就中最も關係の重なる井水汲取費は、曾て長崎に於て細密に調査したるものあれば、之を左に示し氏が反省の材料に供せんとす。

六九一

一金五千五百圓拾七錢五厘

内

金五百七圓七拾五錢

金八百四拾六圓貳拾五錢

一金千七百參拾五圓

内

金參百圓

金四百圓

合計金四千八百四拾圓拾七錢五厘

但し平均井戸一個付に壹圓五拾錢

飲料井二千三十一個に係る一ヶ年の諸費

六九二

釣瓶代

井戸周圍修繕費

飲料不適井千二百個に係る一ヶ年諸費

釣瓶代

井戸周圍修繕費

金六百九圓參拾錢

金千四百四拾壹圓八拾七錢五厘

金六百七拾五圓

金六百六拾圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

金六百七拾五圓

千圓を減すること。井水汲取運搬の勢力を省き、且雇人を減するもの其費七拾貳萬圓。病毒預防費は、水道改良後半額として七萬七千四百五拾八圓を減すること。消防費は水道改良後半額として貳拾貳萬五百圓を減すること。前各項の如き迂濶の計算を以てするも、其損失毎年百四拾貳萬五千九百參拾四圓を減す。已に焼失に遭ひ、又新築の費金は凡百萬圓を降らざることを飲料水の真否に依り、大に病毒蔓延の廣狭に關係を有する虎列拉室扶私等の患者數は(中略)、上水改良の後大に其數を減すべしは、各都府水道改良後の實驗に徴して疑ふ可からずと聞けり。夫れ傳染病の流行するや、常に貴重多數の人命を失ふのみならず、防衛及治療の消費額、及び或は病を避けて各地に旅行し、又他の府縣人が出京を猶豫する等、市民の營業上に大なる影響を及ぼす如き、之を細論するときは枚擧に遑まらざる可し。然らば則ち其不便と損害とを除き去り、生命財産及本市の繁榮を安全に保護し得るは、實に水道改良の一大事にあるのみ、左すれば此工事に於て全市に大利益を興ふるは明白なり云々、右は獨り東京市のみに限らず、我神戶市も其理由同一なるにあらずや、之れ參考に資する所以なり。

第十一章 水道布設費

桃木氏は、水道布設費維持費、及び將來償還法に就て左の如く計算せり。	水道布設費	一次年	同上
一金七拾萬圓	水道維持費	三年目	同上
一金參萬圓	此の水道維持費は歩を譲り得べき限り歩を譲り	三十年	同上
	て横濱等の割合に比して少額に見積りたり	三十二年	同上
一金八拾八萬圓	公債募集額	三十二年より三十七年	迄一ヶ年水料収入額
一金參萬圓	初年市税補充	三十八年より四十七年	迄一ヶ年同上

一金貳萬參千圓	四年目以降廿九ヶ年	四十八年より五十八年迄一ヶ年同上
一金貳拾貳萬圓	同每年同上	五十八年に於て償還不足額
一金貳萬四千八百七拾參圓	二十九年才料收入額	
		六九四
		四十八年より五十八年迄一ヶ年同上
		五十八年に於て償還不足額
		六九四

右は氏の公債募集するものとして自己に計算せしものなり

桃木氏が見込む所の水料收入たる、已に詳述あることを前章に詳述すれば、其謬妄の結果自ら本案に影響するは勿論なり、而して氏の水道布設費七拾萬圓とせしもの、本市の計畫は八拾貳萬圓なり、氏が維持費を參萬圓とせしは、積蓄水道維持の實況を知らざるに由るものにして、本市は殆んど其半額即ち壹萬五千百拾圓なり、以上の如くなるを以て、公債發行額は八拾貳萬圓と知るべし。最も國庫の補助金は、氏の貳拾貳萬圓としたるもの、各地の歩合に應じ、本市は貳拾五萬圓を五萬圓宛請求するの豫算なり、又本市計算の水料收入額二十九年は貳萬八千七百七拾圓、三十年は四萬參千五百五拾六圓、三十一年は五萬七千五百四拾壹圓、三十二年以降は毎年七萬貳千參百拾九圓なり、此水料收入豫算たる、最も低度を主とし、水料金の如き、各地より二三割甚しきは四五割を低減せり、其詳細の計算は茲に省く。

右積算計算の如くなるを以て、本市の豫定は公債募集初年より二十四ヶ年目に全く元利を償還し、尙貳萬四千四百七圓の殘餘を生ずるものなり。然るに氏は共用税を無料とし、尙自己想像の計算相償はざる爲め、遂に本市現令市税に増額し、初年次年は參萬圓宛、三年目は貳萬圓、四年目以降貳萬參千圓宛増徴せんとするものなるも、市税に増課せんとするか如きは、實に止むを得ざるの窮策なることを思はざる可らず。故に本市の計算は尙庫も市税に増課せず、隨て市民は水道の費用として尙庫の負擔も受けるものなり。依之を觀し是は桃木氏が想像の豫算は、既に悉く瓦解したるものと見做して可ならん。

第十二章 水道布設新方策

桃木氏の、本市水道布設方策として掲げたる要領を摘記すること左の如し、(一)水道工事費は金六拾參萬圓とし、明治三十九年に起工し同四十二年に竣功せんとするものなり、(二)水道工事は前項の如く明治三十九年に着手するも、該工事の元資金として國庫補助金は明治二十七年より同三十七年度迄、毎年貳萬圓宛貳拾貳萬圓の下付を請求せんとするものなり、(三)水道工事は初項の如く明治三十九年に着手するも、該工事の元資金として明治二十六年度より市税を増課し、明治二十六年度に金參萬圓、二十七年に貳萬四千圓、二十八年以後毎年貳萬參千圓宛四十ヶ年度に壹萬八千圓宛、合參拾四萬八千圓を徴收せんとするものなり、(四)國庫補助金と市税とを以て毎年受入たる金員は、銀行の定期預けとし、年利四米とし、之れより得る處の利得金拾六萬八拾八圓なり、(五)結局收入七拾七萬千八拾八圓にして、支出は七拾七萬千八拾八圓とす。其内壹萬千貳百五拾六圓は山林保護費、他は雜費及利子と工事費等なり。

以上桃木氏が水道布設の方策を一讀せば、識者は吾人が説明を缺たず、直に其可否を判断せしならん、豈驚くべきの方策ならんや。請ふ、毎項に就て左に其要を辨せん。

第一項 桃木氏は、水道工事を今日に必要と認めざるも、明治四十一年には布設せざる可からずと云ふものなり。十數年の後に必要にして今日に無用視する所以は、殆んど解す可からざるの説と云ふべし。但し氏の工事費六拾參萬圓とせしは、想像の罪にして本市計畫の工事費は五拾五萬圓と知るべし。

第二項 桃木氏は、水道工事を今より十數年後、即ち明治三十九年に着手せんとするに拘はらず、國庫金の補助は豫て銀行へ預け入、其利金を收得せん爲め、之れが元資金として明治二十七年より下付せられんことを請求するものなり。既往の經歷を鑑みるに、我政府は現に其工事に着手せんとするものすら尙國庫補助の容易に陸議を決せざるに、氏の方策の如き悠々緩々たる、今より十數年の後漸く初めて起工せんとする未來の工事に對し、今日猶國庫の補助を許し、毎年之を下付することは到底

爲さざるべし。何んとなれば國民が、義務として租税を負担せる原理に違背すればなり。若しも政府の之を許容するならば、政府は租税を濫用するものと斷言するを懼からず、故に斯の如き處置は、國民としても又黙止す可からざるものなり。

第三項 桃木氏は、未來の工事に對し、今日より年々數萬圓を尙市税にも増課徴收せんとするも、前項と同じく後世の工事を現世に負擔せしむるの理由ある可からず。抑も氏は租税の性質を辨識せざるものと云はざるを得ず、我市民は斯の如き無法なる納税の義務を盡すもの、或る人を除の外殆んど一人もあらざるべし。況んや氏は市税に幾許の餘裕ありと認めしが、一方には本市將來の教育、衛生、道路、勸業の改良進歩を望みながら、何時も直に市税の増加を企てるものなり、殊に斯の緩急極まる未來の工事に向ひ、市民の血税を利殖の元資に供せんとするに至ては、課税の甚しきに驚かざらんとするも能はざるなり。

第四項 は前兩項に解説する如くなるを以て、其目的を達するものに非ず。

第五項 は前各項に依り、自ら瓦解たることを知るべし。

第十三章 荇合部 水利

桃木氏は、水利使用の權を田地地主及水車地主等へ代償するも、之れを不し殘本市水道へ收用する事は、市内各部の間柄に於て不公平なりと思ふ、依て現今の流水放を幾許乎從來の如く、荇合部へ分水するを以て當然の措置なりと云へり。

桃木氏が立論の趣意漠然として解す可らずと雖も、要するに水利を他に收用の爲め補償するもの、氏は田地水車の地主に限るものと述べしならん、然れども本市は之れが補償金の分配を受けるものを指定したるに非ず、水利を他に收用するに據て生ずる直接の損失を積算せしに止まれり。而して氏の市内各部の間柄に於て不公平なりとするは、其意那邊にあるかは推知するを得ずと雖も、又荇合部へ幾分か分水するを當然の措置と云ふに至つては、前段に依り氷解するに足ると認め、加ふるに布引瀧谷の溪水は給水事業の爲めに、常に悉く引川するものに非ず。就中、夏旱耕地に必要な時は、降雨最も夥多なれば、隨て分水の多量なるは敢て疑はざる所なり。故に水道施設以後と雖も、幾許乎溪水を從前の荇合部落に受用するは勿論有之とす。唯給水事業に於ては、萬一を虞へ種々調査計算を起すと雖も、溪流の涸竭を告ぐる場合は屢々あるものに無之、偶々非常の旱魃に遭遇するも、耕地に不用なる時季、即ち降雨僅少の秋季に於て之を觀ることも多し、況んや神戸全市の人口十五萬人に殘らず給水することとして豫算するものなれば、給水を受けるもの、少數なるときは、自ら消費水放の僅少なを以て、溪水は常に餘裕ありと信ずるものなり。

第十四章 貯水池

桃木氏は、布引瀧水を荇合部へ分與する時は、數個の貯水池に、雨水を蓄藏し置きて供せば可なるもの、如しと雖も、此貯水池たるや、給水改良事業に就て、餘り策の得たるものにあらず、先年横濱野毛山貯水池に小虫を生じ、夫れが爲めに貯水池に屋根を設けたるも、布引瀧奥にては屋根等を築造すること、天災の憂もあれば容易の業にあらず、故に山林に樹木を培養し、貯水池を要せずして天然の良水を得べしと云ふに外ならず。

桃木氏は荇合部へ分水の爲め、數個の貯水池に雨水蓄藏の必要を説くも、右等分水は前章に解するが如く、自然の餘水を與ふるに外ならず。而して本市計畫の尙貯水池を必要とする所以は、萬一の豫備にして、非常の旱魃に遭遇するも、供給水放の缺乏を生ずるが如き恐れなきを保するものなり。然るに横濱野毛山の貯水池に小虫を生ぜしとの引例を以て、數里深奥の山間にある貯水池にも此の恐れありとするは、實に妄想の甚しきものと認め、加ふるに貯水池の名稱は一なりと雖も、横濱の貯水池は本市に於て淨水池と稱するものに適し、人家接近の地に設けあるものなり、彼れと此れとは同一の論にあらず。如何んとなれば本市が將來の貯水池と稱む山奥數個在來溜池は、固より屋根の設けなきも、氏の云ふが如き恐れありしか、過る二十五年二月水第三號報告に就て、其水質の純潔潔白なることを證するに充分ならんと信ず、若し夫れ山林に樹木を培養し、水源涵養の策に至ては、

狭くに本市の計畫企圖する處にして、盛日細密調査を遂げるも亦並にあり、敢て氏の辨を喚て後ち知るにあらず。然れども樹木培養の功を奏し、果して澁水の増加を見て、貯水池を要せざるに至るの日は、今より幾十年の後なるか、實に思はざるの甚しきものと云へし。

第十五章 補償金配當

桃木氏は、水利を本市へ收用するに當て、田地持主及水車持主等のみに手當を給與するが如きは、不公平の處置と思惟す、依て其水利権の代償を給與せんとらば、此一般系統的住民に代償物を給與せんと云へり。

桃木氏は本論の外に水利を收用する爲め、直接利害を蒙るものは地主よりも小作人の方損害を蒙ること甚しとし、田畑收得比較表を添付せり。然るに本市が水利を收用するに當て、直接蒙る損失高を調査したるは、本市が出金の費額を認めたるに止まり、配當者の誰彼を指定せしに非らずと云ふこと、已に第十三章并合部水利の部に詳なるを以て再び茲に辨するの要なし。然れども氏の田畑收得比較表の如きは、實に本市も之を調査せり、唯之を眞正確實と認むること能はざるものあるが故に、本市は斯の如き比較を採用せざりしなり。氏は本市が不用とせしものを茲に掲げ、以て喋々するものなることを附言し置かんす。

第十六章 山林寄附

桃木氏は、神戸部共有山林は、何等用役を爲さず、今之を市有に移せば、本市將來に大用役を爲すものなれば、直に水道の利益を受くる神戸部民は、之を市に投棄すべし。又并合部も耕地に於て水利の必要あり、然れども幾年の後は、市街地となりて多量の水を要せざることにならん、然るときは隨て山林所有の必要もあらざれば、神戸部と同様市に投棄せんとを希望せり。桃木氏は山林培養は本市水利上の必要のみならず、本市將來の基本財産として所有するも、大に利益ありと認むるものなり。然れども之を神戸部、并合部に於て所有するに此の利益はなきか、市有と部有とを問はず、培養方法を設けると如何にあることを

知らば、其所有の何れを問ふべきにあらざるや勿論なり。神戸并合部民の他日之を市有に移さんとの義解を感るかも知るべからずと雖も、公然紙上に投寄を論じ、否を已に之を投寄したるものとして、氏の水道布設方策中に山林保護費を見込めしが如きは、大早計と云ふべし。而して氏は此他に一個人持の山林及水源に關係ある他郡村の山林は、時價相當の價格を以て市に買収すべしと云ひ、氏の水道布設費中に其費額を掲出せざるは、初めより云ふべくして行ふ能はざるが爲めか、或は亦脱漏せしものならん、之を要するに本問題の如き、水道とは別途問題にして、本市は山林培養の必要を認むるも、之には適當の方法を求め、經濟の如何を考究すべきものと信するが故に、此他の事は輕々茲に其是非を論ぜざる所以と知るべし。

第十七章 水利收用に係る代償方法

桃木氏の代償方法を述ぶるもの、左の要旨に外ならず。(一)澁谷の流水は、明治三十九年に於て布設する本市給水用に收用すべきに付、并合部道路開鑿費途へ水道費より幾萬圓を支辨せんとすること。(二)前項代償金を以て直に道路を開鑿し、農樂地を市街地となさしめ、用水盤の減却を計ること。(三)前兩項の方法に據れば、地主小作人等部民に利益を與へ、水道給水上收入を増し、部長は給水事業の徳澤を受け、水道費負擔の義務も異議なく許すと云ふにあり。右は氏の一舉兩得の策と云ひしものなり。

桃木氏が代償方法の第一項、第二項は并合部に有する要償權と、本市が水利收用に就て補償すべき義務とを混じたるものと云へし。之を要するに氏の方法は、寧ろ權利者たる并合部に於て、他日補償金を受領せし以後、同部長として其區分を定むる場合に望むべきも、之を本市の代償法とせば大に誤りなり。假りに歩を譲るも、若し并合部に於て道路開鑿に應ぜざる時は、何れにも之を執行せしむる權利あるべからず。果して然らば水利收用の補償金は如何するや、氏が責任なき旨論も亦甚し。第三項の如きは前各章に於て、本市補償の方法と、水道費を市民に賦課せざることを知らば、本項は遂に自滅したるものとす。

桃木氏は、今直に市公債を發行して上水工事を起せば、市民其負擔に堪へずして、其屆終に下水の改良工事も施す能はざるのみならず、本市將來の教育、衛生、道路、勸業、其他一切の市政の進歩を停止するに至らんことを恐れ、猶本市の爲め改良を計るべきことは、上水、下水の改良のみにあらず、港灣の改良、道路の改良、公園の改良、之れ孰れも必要の改良策なり、之れ等の改良策を圖らずして、徒に本市の發達を望みたればとて、何の益かあらんと云へり。

桃木氏は本市水道計畫の實況如何を審みせず、然れども其水道費は、幾干か市税に増課するものと誤想し、遂に教育其他の行政進歩を防止するものと云ふに外ならず、本市計畫の一斑は已に前各章に詳述するが如く、水道費に關しては恐風も市税より徴收することなきは、全く氏の想像するものと異なれり。果して然るときは、今之に關し多辯を用ゆる必要なきも、氏は緩急の水道論者と認むるを以て、東京市區改正の事業に關し、芳川元委員長が演説の内に、參考に與ふべき適切な要點を左に摘記して、辨明に代んとす。

抑も道路を擴開し、或は家屋を改造し、或は河川を浚鑿し、或は公園を改造し、或は橋梁を架設する等のことは、市民の商業上に取り、衛生上に取り、其他百般の關係に取り、均しく必要なるに相違のあるべき筈なしと雖も、其中最も必要にして一日も忽ちすべからざるものは、上水、下水の改良是れなり。惡疫を豫防し、衛生を進むるためには、上水、下水の改良を措き他に眞法あるべきや。成程道路を擴開し、車馬の運搬を便にし、家屋を改造して火災の憂を防ぎ、河川を浚鑿して運漕の用に供するは勿論必要なことなれども、畢竟市民が、健康の身を以て生活する以上の事なり。若し市民の健康其常を保つこと能はず「チアム」或は「コレラ」其他惡疫の流行ある毎に、數萬の市民は直に其慘毒に罹り、其生命、財産共にに蕩盡し去らば、惴々乎として一日も其生を安んずること能はざるが如きことあらば、折角開鑿したる河川も改造したる家屋も、何の效用をか爲すべきや、是れ委

員會が改正事業の設計を議するに當り、水道下水を先づ第一位に置きたる所以なり云々。桃木氏よ、上文克々之を熟視せられんことを望む。

斯の如く市會議員中、既に意見を異にする者あり、故に布設議案の愈、市會議場に上るの日は、一場の議論沸騰すべき情勢は、何人も認むる所となりぬ。然るに此の如き重大事業に關し、市民の意向に一致を缺くは、不祥是より甚だしきはなし、此に於て市會議員中の有志者は、三月九日宇治川常盤樓に於て市會議員懇親會を開き、各自遠慮會釋なく自己の意見を陳述して、充分意見の一致を謀らんと企てたり、此企てたるや頗る臨機の妙案なりき。此懇親會の結果として、議員の意志は大に彼我徹底の效を奏し、同月十一日の市會議場に於ては、大多數を以て布設問題を可決確定せり。

元來水道布設の必要は、何人も認識する所なりと雖も、其反對論を生じたるは、未曾有の大工事なるを以て、之が爲めに一時市民の公費負擔を重からしむると、同市内に在りと雖も、數年の繼續事業なれば布設の着手に前後の生ずると、舊合部の如く飲料適當の用水に不便を感せざる地の住民は、給水料支拂ひを欲せざるに主因せるなり。此に於て市内各部の人民は、屢々集會協議を開き、布設の一日も速かならんことを望める部分あり、又飽まで飲水料負擔を欲せずと唱ふる部分あり、此に於てか反對主張の公開演説となり、布設必要の懇論理解となり、村野山人、鹿島秀磨の調停奔走となりぬ。斯かる有様を以て數月を経過し、稍々市民の意向を一致せしめ、市長鳴瀧幸恭、横田孝史、山本繁造等の

市參事會員が、布設費補助請願の書を携へて東上せしは實に此年九月なりき。此時の設計は、水源を布引、再度の兩溪流とし、人口十五萬に對する工事を施さんとするにありて、費額は百拾五萬圓の豫算なれば、之に對する相當の國庫補助を仰がんと欲するに在り、

東上の人々が、願意を貫徹せしめんが爲めに鞠躬盡瘁したるは勿論にして、九月十一日には布設擔當技師粕谷素直も亦東上し、市債募集償還年等の申請に就ては、市吏員に於て専ら調査に従事せり。而して政府は幸に補助の必要を認め、帝國議會に補助案の提出を決せり、然れども各政黨員にして、而補助の必要を認諾せずんば、請願の目的を達すること能はざるを以て、東上委員たる人々は政黨各派の間に奔走し、夜を以て日に繼ぐの盡力を爲せり。當時自由黨代議士の如きは、國費削減の主義を執り、已むを得ざる急切事業にあらざれば、國費支辨の政府案に協賛を與へざる黨議なりしに拘はらず、神戸市水道布設補助案は協賛すべしと肯ふたれば、補助議案にして議場に上るの日は、通過は疑ひなき形勢となりき。然るに此年衆議院解散の事ありしかば、神戸市民滿腔の希望は水泡に屬す、已にして明治二十七八の兩年は、軍國多事にして政府は神戸市水道を顧みるに遑なく、漸く明治二十九年に至て補助議案は帝國議會の協賛を経たり。乃ち同年四月布設認可と共に國庫より五ヶ年繼續支出を以て、參拾萬圓補助の命に接す、依て神戸市は九拾七萬圓の水道公債を募集し、茲に三十年五月を以て起工式を擧ぐるに至りしなり。

然るに當初布設設計を起せしより以來、今この起工を見るに至りしまでには、既に幾星霜を經過したるを以て、此間に於て市は次第に膨脹し、人口亦大に増加したれば、五萬人に給水せんとの設計は、彼の横濱或は長崎兩港の水道事業の如く、成功を告ると同時に早く給水の缺乏を訴へざるを得ざるに至るべく、且つ又物價、賃金大に昂騰したるが爲めに、豫定の經費を以て成功せしめんこと、少しく不安を感せずんばならず。縱し假令既定の設計は、既定の經費を以て成功せしめ得べしとするも、僅に十五萬人に給水するの設計は、到底満足に全市に給水し能ふべきにあらざるは明かなり、此に於てか設計擴張の必要を生じ、當事者は乃ち擴張設計三案を調製し、既定の設計工事着手の節、即ち三十年二月を以て市會を開き、設計變更、國庫補助再願の議を開けり。其設計三案を調製したるは蓋し當事者苦心の存する事情あつて存するなり。市會は二月二日より五日に至る四日間、小會議を開きて審議を盡し、遂に擴張設計三案中、後日噬臍の悔なからしめんが爲めに、第一案を採用し以て國庫補助の再願を爲すに決したり。

既に布設の許可を受け、參拾萬圓の補助を得たる既定の設計に據れば、水源を布引、再度の兩溪水に取リ、市街高部に配水せん爲めには、北野町に、市街低部に配水せん爲めには諏訪山下に、滲過及び淨水池を設け、配水管の延長は、八十四哩に亘るものなり。然るに擴張設計第一案に據れば、水源を布引谷及び鳥原谷に取り、市街高部に配水の爲めには、北野町に、市街低部に配水の爲めには奥平野

村に、濾過及び淨水池を築造し、市街配水管は百四哩に亘るのみならず、前設計にては、水源貯水池堰堤は土質なりしを改めて、擴張設計に於ては市の將來を慮り、規模を大にし且つ堰堤を「コンクリート」構造となし、本邦著名の瀑布布引の雌瀧を攝取せんため、更に瀧下に取水場を設くるの計畫なり。斯の如く規模を擴張し、以て水道の基礎を安全ならしむるものなれば、其經費の増加せんこと萬已むを得ざるものあり。

斯くて一方には既決の設計を以て工事に着手し、一方には擴張設計を以て補助の再願を爲すに決し、三十年五月を以て政府へ左の稟請を爲せり。

水道布設計畫擴張の義に付稟請

當市水道布設の義は、去る明治二十六年七月を以て稟請し、昨二十九年四月を以て許可の御指令に相接し、爾來銳意事業の進歩を相務め居候處、爰に本事業の擴張を必要とすべき不測の止場合に立至り候。夫れ本水道の數年以前に設計したる時に在りては、人口未だ十五萬に達せず、故に將來の増殖を十萬人と見込は、時の實務に照し敢て不相當のことなかりしが、戦後諸般事業の膨脹と共に、當市の如きも商工の事業頗る進歩し、戶口の繁殖また比類罕なる狀況に赴きたると、加ふるに昨年新に接近村落を市に編入したる爲めに、市の面積は舊に倍加し、今や其人口十八萬餘となり、隨て將來人口増殖を見込むべきは勿論、新編入村落は姑く除外に擱くものとするも、方今舊市域のみに

て業に已に人口十七萬を超へたり、即前設計の十五萬に比し、今日にして疾くも二萬以上の超過を告ぐるとすれば、成工の曉更に之に倍加するに至るは、既往に徴して疑はざる所なり、是れ工事の擴張を要する第一の理由なり。

水量の供給を其需用に對して缺乏なからしめんこと、本事業の一大主眼にして、其經營上最も慎重に注意せざるべからず。然るに前設計の當時に在りては、水道の事業たる、尙本邦に實驗少く、従て水量に關する確説を得ること容易ならず。而して夫の土地の冷熱を異にし、生活程度の同じからざる外邦の例に適從するの難きは勿論、當時水道布設を終へたる横濱、長崎の水道に於けるも、實驗日淺く、隨て確乎たる標準とするに足らず、現に兩地水道の實況は、豫期の人口に超過し、已に給水缺乏せし爲め、前年來擴張の必要切迫し、横濱の如きは、過般政府の認許に接し、本年度に於て、愈々擴張の實施を爲さんとするに至れりと。本市が水道實施の時機、意外に遅延せしは、不幸不測に已に出づと雖も、而かも兩地の實驗成績を今日に見ることなからんには、蓋し本市も亦其轍を履みしや明かなり。故に各地水道に於ける給水の實例に鑑み、個人所用水量と、水源供給水量とに増加を圖りたるものにして、従て水源を變更し、貯水池、淨水池、配水管等、孰れも擴張を要する第一の理由なり。

擴張設計の止むべからざることを以上概擧するが如くにして、今の時機に於て之を計圖するは、事業

上急要なるを確認す。而かも其費額前設計百拾五萬圓に對し、貳百拾四萬圓の増費を免かれず、其詳細は別紙豫算書に明かなりと雖も、人口増殖の爲めに起る擴張費、物價賃金の昂騰、就中水源流域の豊かならざるは、極めて本事業の困難を感ずる所にして、爲めに既定水源布引、再度の内、小溪流たる再度を廢し、更に鳥原溪流を採用することとせり。然るに右等の溪流は、常に饒多なるにあらず、該溪谷には、巨大なる數個の貯水池を新築し、雨水を貯蓄する方法なれば、最其工事の堅牢を要す、之れ莫大の費金を増すべき一大原由とす。勞總費額に於て非常の増大を來すあるも、誠に勢ひの然らしむる處、如何共詮方なきを以て、斷然爰に決行を期する所以なり。蓋し本事業は此擴張に由て體面を保ち、又其失費を他日に免るゝことを得ん。然らば此業の信用と、經濟上利する所鮮少なからざるべし。尤も本工事は、今や施行の中途に在り、今回の擴張計畫に抵觸なきものは、若々其歩を進めつゝあり。茲くは事情御洞察、宜敷御詮議の上、速に御認可被成下度、別紙概要書類圖面添付、此段稟請候也。

明治三十年五月二十六日

兵庫縣神戸市參事會

市長 鳴 瀧 幸 恭

内務大臣伯爵樺山資紀殿

要するに擴張工事は、左の如き設計とされるなり。

給水區域。 神戸全市とす、但東は生田川、西は山陽停車場附近間、給水上百事完備す。而して其區域外は、必要の部落に向て、相當給水の裝置あるものとす。

水源。 現時布引、鳥原兩溪流を以て二十五萬人、天王、再度兩溪流を加へ三十五萬人の供給を爲すもの也。而して其水源には、巨大なる數個の貯水池を新築し、又は在來の溜池を増築し、常に雨水を溜留し置くものとす。

鐵管及給水量。 内徑四吋以上二十四吋に至る十二種にして、總延長凡百四哩、平均一日一人に付三立方尺(四斗六升三合)を給水し得べし。

淨水構場。 奥平野村に一ヶ所を設け、市街の低部(海面百尺以下を指す)に配水す。其人口現設計は二十三萬五千、將來擴張九萬五千人。又北野町二丁目に一ヶ所を設け、市街の高部(海面上百尺以上を指す)に配水す、其人口現設計は一萬五千、將來擴張五萬人迄とす。

沈澄池。 高部に配水するものは、北野淨水場構内に一個所を新設し、低部に對しては、鳥原清水谷貯水池の、沈澄池に兼用せるものを以て之に充る也。

海面と淨水構場。 其高低は北野町の方二百六十五尺、奥平野の方百六十五尺となすものとす。水道事業及布設費。 明治二十九年八月より、同三十三年一月に至れる三ヶ年間に竣工せしむるものにて、其費は既定百拾五萬圓、追加貳百拾四萬圓、合金參百貳拾九萬圓なり。

國庫補助及市費負擔。既定は明治二十九年度より同三十三年度に至る五ヶ年間、毎年六萬圓と補助増額三十一年度、三十二年度に參拾四萬圓宛、合金九拾八萬圓、即總工費の二割九分七厘強を得んとするなり。布設増費の市債に對し、工事中市費の負擔たるべきもの拾四萬圓となる。公債及給水料。元金は貳百貳拾參萬圓にして、利金は百分の六とし、三ヶ年以内に募集し、三十年より起算、四十八ヶ年以内に元利償還を了はるものとす。而して給水料は、毎年拾七萬參千百圓宛を收入するの見込たり。

斯の如くなれば、幸にして擴張工事費國庫補助の許さるゝあらんか、神戸市の水道は頗る完全なるものにして、千百年の大計、真に之に過ぐるはなきなり。

○第三百二十八節、市内の道路普請、兵庫港海岸石垣工事。道路橋梁の新設、國縣道の編入替、幅員更正、新市街地の設定、及び施工の公私等に關しては、明治十三年迄特に記すべき者なし、明治十四年兵庫縣會は、國道縣道及び其橋梁と、兵庫港修築を縣廳の主管に屬せしめ、湊川堤防修築費には、地方税五分の補助、一等里道修繕費には、地方税補助八分と決す。而して神戸元町通三丁目より、兵庫縣廳前に達する迄(此間三町)を三等國道に編入し、兵庫相生橋西詰より、相生町を経て柳原に達する二十町の道路を一等國道に編入し、兵庫小物屋町より同宮前町海岸迄四町の道路を三等縣道に編入の事行はれ、神戸兵庫の兩市に於て、地方税補助に係る道路は、北長狹通生田前より舊生田川迄百

九十五間、鐵道穴門より舊生田川迄四百間。三宮横通九十五間、海岸通四百九十間、宇治川西通、宇治野表通より鐵道柵まで六十間、鐵道柵西側有馬道の道路落合迄四百七十三間、同南側右落合より、工作分局迄二百八十二間二步、有馬街道筋鐵柵角より龍湯まで五十五間、上橋通有馬道より宇治川まで百一十一間四步、仲町通二百六十四間、裁判所前相生町より多聞通まで四十六間四步、楠社前通百十六間四步、古湊通百十六間、宇鎮臺筋三百二十一間、江川町通小物屋町より平安橋まで四百七十八間二步、三川口より町外れ新道迄百二十八間七步、同新道の分國道まで百十五間、永澤町新道の分百五十六間二步、同新道口より小物屋町まで百七十二間七步、魚棚町通小物屋町より海岸まで百六十間、米市場榮昌橋より大藏省米廩まで三百六十七間三歩、築島橋通七宮前を経て、湊川土橋まで四百二十九間、湊川土橋口昇口より鐵道柵西側迄九十間八步、大道筋鐵道西門より湊川迄百三十六間四步、湊川より小物屋町筋縣道出合まで三百六十九間六步となれり。而して此等の道路は、同年多少の修繕工事を施せり。明治十五年度に至り、加納町瀧道、中山手通瀧道、下山手五丁目より六丁目、城ヶ口、山本通一丁目より元町通一丁目居留地まで、鯉川筋元町一丁目より江戸湯まで、縣廳周圍道路、四宮筋、山本通四丁目より二番踏切を経て海岸まで、其他山手大道等、亦地方税補助道路に追加されて、各所に修繕工事を加べき。同年度區部縣會の決議を以て起工したるは、兵庫港西出町入江口より、曲折角迄の入江浚除、同港灣内周圍の堀浚、同港入江西側波除杭打込、一等國道湊川新橋より、郡部境

界までの道路、湊川字中道橋、宇新田橋の修繕、字中道橋の東詰石橋の架設、海岸道路及び其他數ヶ所の道路なりけり。爾後地方税補助歩合に於ては、年度によつて變更ありしと雖も、補助工事は年々施行されざるはなし。尙ほ此年に於て起りたる土工の最も大なるものは、兵庫港海岸石垣築造是れなり。此年八月四日より數日間、大暴風雨ありて、樹を折り、屋を發き、兵神兩港の海岸通路は、海水漲りて通行を絶ち、市中の建物等損害太甚なりし中にも、兵庫港に於ては被害最も甚だしく、和田岬船入場より川崎町入口に至るの間、石垣七百四十餘間を破壊さる。然るに從來神戸港海岸の國庫施工たるに拘はらず、兵庫港は同一の恩澤に浴すること能はず、去れば今斯くの如き大損害を被ふれる場合に於て、單に協議費を以て修繕せんこと、市民の負擔に堪はざるものあり、此に於て兵庫の戸長神田甚兵衛は、地方税補助の出願を爲し、其筋に於ては臨時區部縣會を招集し區部縣會は修繕費豫算參千百七拾參圓五拾錢の内、貳千貳百貳拾壹圓四拾五錢を地方補助として起工せしめたりき。尙ほ此際兵庫郡聯合町會議長生駒治左衛門は、將來兵庫港海岸も、神戸港同様國庫の施工を請ふとの町會決議を建議せり。又協議費の支出金貳百圓と有志者の寄附金とを合せ、經費參百餘圓を以て兵庫新川須佐の橋を架け換へありしも此年なりとす。

◎第三百二十九節、道路擴張工事大に起らんとす。明治十八年二月、神戸以東菟原郡打出村間の國道線を廢し、其北部に當れる往還(舊西國街道)なり、元此街道は、狹隘にして不便の故を以て、明

治六年に於て今回廢止となりし國道を修理せし者なりしが、此に至て復た舊街道を國道と爲すに至れるなり)を以て國道と假定す、蓋し此往還は舊道に修繕を加へたる新道にして、之を廢道に比すれば里程三十五間三尺六寸を増せり。此より後姑くの間、道路の新設計工事なかりしが、明治二十年に至り、道路擴張の施工は將さに各處に起されんとす、即ち同年三月二十五日を以て、左の如き布達の出るを見たり。

神戸元町通二丁目より六丁目に至る國道線路の儀は、狹隘にして不便不埒に付、向後漸次接續宅地を買上げ、道幅五間(下水共)取擴可致等に候條、自今該線に沿ふたる家屋を新築又は改造せんとするものは、前以て當廳へ届出、道幅等の檢定を受けたる後着手すべし。

又菟原郡荻合村小野新田道路に關し、布達して曰く、

菟原郡荻合村小野新田道路測量の上、將來改良及新設を要する個所相定標杭建設候條、自今右區畫に據り築設可致、依て該線路に沿ふたる家屋を新築又は改築せんとする者は、豫て戸長へ届出べし。

尙ほ神戸元町通土地買上に就て、豫め達して曰く、

神戸元町通取擴に係る濱地の義は、地券面記載の價格を以て可買上二等、尤も其實價に懸隔あるものは、最近地買價代價に比準し増減することあるべし。

此年新に道路の延長工事を施せしものは、荒田村川端延長十八間(工費拾壹圓參拾錢)、兵庫今出在家

町同四間(工費貳圓拾錢)のみ。

七二二

○第三百三十節、山手新道開鑿の議決、其他の擴張工事。 明治二十一年一月二十四日、三宮並に加納町地方、葦合村新生田川以西鐵道以北の地方へ、新市街開設町割を定めんが爲め、道路線に沿ふたる家屋の改築 區役所へ届出で、検査を受くべき旨を達し、同六月十九日元町通一丁目乃至六丁目、榮町通各町、海岸通各町、辨天町、三宮町、北長狹通各町、下山手通各町、中山手通各町、山本通各町、濱宇治野町、宇治野町、再度筋右五十一ヶ町を區域となして、聯合町會を開き、山手新道開鑿の件を議定せり。而して相生橋より相生町、湊町を経て、西柳原國道線及永澤町字外川より、鍛冶屋町海岸に至る道路の狹隘なるを以て、是れ亦漸次接續宅地を賣上げ、湊町通は幅員五間半(下水共)、鍛冶屋町通は四間半(下水共)に濶擴する事と決し、地價は券面價格にて買上げの等なれども、實價の懸隔するものは、最近地賣買價に準する旨を達し、家屋の新築改造者は、届出許可の上にて着手すべきを命ぜり。已にして明治二十二年に至り、兵庫新市街地設定の一大土工は、民費工事として起されたり。

○第三百三十一節、兵庫新市街地設立の一大土工。 抑も兵庫の津は、元外廓もとがらの溝内みち(殆んど現今の山陽鐵道線路筋に當る)に限られたる市街にして、南は真光寺を驅りとなし、北方の外部は一圓の畑地たり。故に野手八町、又は野添等の稱ありて、人家存在の地域にはあらず、而して既に上巻に於て記述せしが如く、明治十年六月、國道線路の築成あるや、國道以南の小部分には、既設道路に擬して

地盤を匡正し、數條の新道を設けて市街地と爲し、稱して新場と呼び、人家年を逐ふて建築せられ、漸く空地を見ざるに至れり。此に於て新築家屋は、漸次進みて國道の北方なる、田面を浸して建設するに至る。勢ひ斯の如くなれば、地主中の有志者は以爲らく、人家建設地の膨脹をして此儘に放棄せば、既に過去に於て目撃せしが如く、將來に於て亦た不規正なる市街を見んこと必せり、其期に臨みて市區改正を爲さんこと、寔に易々たる事業にあらず、將來の爲めに謀るに、寧ろ今日斷然市街區域を整理せんには若かずと。然れども新たに市街區域を設定するは、莫大の經費を要す、依て明治二十二年二月地主三百餘名の意見を確めんと議を生じ、有志は各地主に就て百万勸誘を試み、潰地及び工費負擔の議を轉めたり。而して設定市街地の面積は百六十町歩、縦横の道路四十八條、延長一萬三千六百餘間と爲すの設計案を調製せり、之が爲めに潰地となるものは十八町歩強にして、其地價拾六萬圓以上、而して此工事を全ふせんが爲めには、工費參萬圓を要する者たり。然れども各地主は、皆此工費を負擔するに同意を表し、遂に此一大土工を起されたり。乃ち其起工の着手、成功年月日、及び經費等は左の如くなりき。

工事第一着は、國道以北、中道通以南の部に於て、明治二十二年四月を以て起工し、同年八月を以て竣工せり。

一 地域更正合計反別五十六町九反九畝二十八歩

五百二筆

七二三

一道路溝渠潰地合計反別八町九反五畝十二步
 此總延長五千八百九十一間五分五厘、但里程二里二十六町十一間三尺二寸
 一更正費壹萬壹千五百參拾參圓九拾九錢壹厘

内譯

金貳千九百參拾四圓七拾六錢
 家屋移轉料
 金四千參百拾八圓九拾壹錢貳厘
 工事一切の費用
 金壹千五百九拾五圓〇貳錢七厘
 經常費
 金貳千六百八拾五圓貳拾九錢貳厘
 諸雜費

第二着は、山陽鐵道會社以南、駒ヶ林道以北の部に於て、明治二十四年四月を以て起工し、同二十八年二月に至て竣工せり。

一地域更正地合計反別三十八町六反六畝三步
 四百三筆
 一同市街宅地合計二千〇八十八坪五合四勺
 十筆
 一道路溝渠潰地合計反別五町三反一畝二十三歩
 縱橫九線
 此總延長四千九百十四間二分但里程二里九町五十四間一尺二寸
 一更正費合計九千五百參拾壹圓四拾七錢

内譯

金壹千四百參拾四圓九拾七錢九厘
 市街宅地新道路賣上費
 家屋移轉料
 金壹千參百七拾五圓七拾貳錢六厘
 工事一切の費用
 金參千六圓四拾貳錢九厘
 經常費
 金貳千貳百壹圓拾六錢壹厘
 諸雜費
 金壹千五百拾參圓拾七錢五厘

第三着は、中道通以北、會下山麓以南の部に於て、明治二十九年一月を以て起工し、同三十年十月竣工せり。
 二百二十五筆

一地域更正地合計反別三十五町二反四畝二十九歩
 二道路溝渠潰地合計反別三町五反一畝十七歩
 此總延長二千七百九十四間三分五厘但里程一里十町三十四間二尺一寸
 一更正費合計五千九百參拾圓四拾六錢貳厘(豫算)

内譯

金參千拾五圓九拾壹錢貳厘
 工事一切の費用
 金拾四圓八拾五錢
 家屋移轉料
 七二五

金壹千貳百拾五圓參拾錢

金壹千六百八拾四圓四拾錢

七一六

經常費

諸雜費

此工事に於ける事務長は、齋藤正之なるものにして、第一着工事委員は、岡田徳兵衛(委員長)、池長通(副長兼會計掛)、岡田元太郎、大原與左衛門、青野長兵衛、井上豊太郎、水渡甚左衛門、丹治儀左衛門、辰巳忠兵衛、池田岩右衛門、宮下源次郎、中谷忠兵衛、第二着工事委員は、岡田徳兵衛(委員長)、加藤治郎兵衛(副長)、池長通(會計)、大原與左衛門、水渡甚左衛門、宮下源次郎、青野長兵衛、辰巳忠兵衛、第三着委員は、岡田徳兵衛(委員長)、青野長兵衛(副長)、大原與左衛門(會計)、池長通、澤野定七、吉田政太郎、岡田元太郎、池田岩右衛門、丹治儀左衛門なりし。

○第三百三十二節、道路延長工事の施工、湊川鐵道隧道成る。尙ほ此年(二十二年)を以て、神戸中山手通四丁目に於て八間三分(工費七圓九拾錢)、同山本通一丁目に於て五十四間三分(工費貳百五拾壹圓六拾八錢)、山手新道(山本通、上山手通、大阪道、新田筋、天神筋、生田筋、西内筋、女學校筋、中山手通)二千八百六十五間二分(工費六萬四千五百拾壹圓六拾六錢六厘)、葺合村六十五間七分(工費七拾五圓貳拾七錢六厘)、及び兵庫港竹鼻三十六間(工費七拾七圓七拾六錢)の道路延長土工を施行す。而して明治二十二年度に於ける國縣道幅員更正繼續事業は、兵庫永澤町外五ヶ町の道路にして、其延長は三百十六間五分、要せし所の工費貳萬四千四百參拾五圓參拾九錢壹厘なり。相生橋の架け替

、山陽鐵道湊川隧道も、亦此年に成る。

(補)隧道工事は八千圓を以て、藤田與八の受負なりき。相生橋は從來の木板を變じて鐵橋と爲せしなり。

○第三百三十三節、明治二十三年以後の國縣里道工事、神戸市の面積。明治二十三年には、東川崎町七間三分八厘(工費四拾六圓拾錢)、宇治野山七十七間五分(工費九拾九圓貳拾參錢)、魚棚町十一間餘(工費八圓六拾參錢)の道路延長工事あり。而して此年度に於る國道幅員更正事業は、元町六丁目擴張道路延長百十七間七分五厘にして、此工費金壹萬貳千七百五拾貳圓六拾四錢貳厘とす。同二十四年相生町有馬道筋より中七橋迄、延長六十六間(工費八千八百參拾圓參錢四厘)、荒田村延長道路百十五間八分(工費九百拾五圓參拾壹錢五厘)と、相生町國道延長百十七間七分五厘の幅員擴張(工費壹萬貳千七百五拾貳圓六拾四錢貳厘)、縣道相生町有馬道より湊橋迄、延長七十五間の幅員擴張(工費八千八拾圓四錢五厘)、相生町裁判所前東角延長四十一間五分の幅員擴張(工費貳百貳拾參圓拾六錢)の工事を施せり。明治二十五年山本通二丁目の道路九間二分(工費八圓八拾五錢)を延長し、元町四、五丁目の國道延長二百二十間八分七厘(工費貳萬九千貳百八圓七錢)の取替り工事を起し、縣道に於ては、湊橋より藤の寺入口迄、及び湊町江川町の道路延長二百二十三間六分九厘(工費貳萬七百九拾壹圓五錢五厘)の幅員擴張工事を作せり。明治二十六年宮前町延長五十五間五分(工費千六百九拾六圓貳拾

七一七

壹錢五厘)。中山手通四丁目里道延長十二間六分(工費拾八圓五拾五錢)の延長工事あり。此年度に於ける國縣道幅員更正事業は、元町三丁目延長百十六間(工費壹萬參千八百九拾壹圓八拾貳錢)、江川町外三ヶ町延長二百五十七間(工費金參萬貳千七百七拾八圓五厘)なりし。明治二十七年船大工町、島上町延長四十七間(工費四千貳百拾七圓拾參錢)、湊川中橋より島上町迄延長三百八十七間七分(工費四萬參千九百四拾九圓拾七錢五厘)、荒田村延長五間四分五厘(工費八圓)、山本通二丁目延長十二間(工費貳拾七圓參拾五錢)、山本通一丁目延長九間九分五厘(工費貳拾貳圓貳拾參錢)、坂本村延長五間(工費貳圓參拾錢)、中山手七丁目延長七十五間三分(工費百拾四圓八拾錢五厘)の施工あり。而して國縣道幅員擴張事業は、元町一、二丁目、濱宇治野町に於て延長百八十間五分(工費貳萬四百貳拾四圓七錢七厘)の間に行はる。明治二十八年宮前町延長五間(工費參百七拾五圓八拾錢)、山本通二丁目延長九間二分三厘(工費七圓參拾錢)、同二丁目葺合村延長四十一間八分(工費貳拾五圓拾參錢)、中山手七丁目延長四間八分五厘(工費貳圓八拾五錢)、船大工町延長七間五分(工費百七拾七圓四拾六錢)の里道工事、及び此年度の國道幅員更正工事、西柳原町延長三百六十間(工費參萬參千參百參拾貳圓七拾七錢)の土工ありき。明治二十九年に於ては、東川崎町二丁目延長八間(工費凡八圓)、中山手通七丁目延長十一間三分餘(工費參拾七圓參拾九錢)、今出在家町延長十八間(工費貳百五拾壹圓拾四錢貳厘)、山本通二丁目延長百十八間六分(工費百拾八圓)、荒田町一丁目延長六十八間五分四厘(工費八拾壹圓參拾

錢)、西柳原町延長百十四間九分(工費百五拾九圓七拾貳錢五厘)、春日野葛地道延長千三百四十二間四分(工費六千參百四拾八圓七拾壹錢)、夢野葛地道延長九百九間(工費壹萬四千五百參拾七圓貳拾參錢六厘)の里道新築工事を施したり。斯の如くして神戸市は、延長六十二里二十四町三十九間五分八厘五毛(二十九年調)の里道、二里二十七町十七間七分(三十年調)の縣道、一里十八町五十五間五分(同上)の國道を有するに至る。即ち如何に道路は四通八達して、運輸交通の便を増進完備せしかを知るに足るべし。而して神戸市の面積は、明治三十年に至て二方里一四六九一の廣袤を有す。

○第三百三十四節、部落の編入と市域の擴張。神戸市が斯くの如く面積を擴張せるは、往々に元八部郡坂本村(現今の楠町)を合併して、八萬五千六百三十二坪餘を増加し。明治二十二年市制實施に際し、元菟原郡葺合村、元八部郡荒田村の兩村を市に編入して、百四十三萬六千百十三坪を増加し。更に明治二十九年四月一日以後、元八部郡林田村(現今の東尻池村)、外七ヶ村、湊村(現今の奥平野村外三ヶ村)、及び須磨村の内池田村を編入して五百萬坪を増加したるに因るものなり。

(補)菟原郡葺合村は明治十八年の頃より區に編入せんことを望み、其住民は神戸區會に向て編入を請願せり。然れども當時猶ほ市街の體面を具へずとして其請願は斥けられぬ。市制實施の日に至ては、葺合の戸數既に大に増殖し、即ち市の一部たることを得たり。湊村林田村及び池田村の編入は、葺合若くは荒田の編入と其事情を異にし、縣知事より市會に對する諮問案中にも、湊川附帯實行の

上に於て、該村落を神戸市へ編入するの便宜を指稱せり。故に神戸市會が其諮問に對する議事に於ても、編入を早しと論ずる者もありき。而して其編入を可とする者は、將來神戸市擴張の爲めに、今日編入するを必要なりと主張せり。反對議員の一人鎌田覺藏の如きは、湊川附替後を待つて編入するの市の利たるに若かず、何となれば湊川附替流域の如何に由ては、市の損害を招くが如き水難なきを保せざればなりと唱へたり。此際原案者の地位に立て市長は曰く、湊川新流域を會下山背後を通過せしむる時は、工費は豫算より貳拾五萬圓を増加すとの趣なり、故に山下を開くに決せりと云ふ、然るに地主總代よりは、山下を通過せしむるに於ては、一間半の堤防ならんには、如何にも手薄にして洪水汎濫、堤塘決潰の危険なきにあらず、依て堤防は七間と爲すべしと申込めり、然るに若し堤防を七間とせば、其工費は山後を開鑿すると撰ぶ所なき趣なり、今日に於て充分水利の點より安危を決せんとせば、附替設計者以上の人物をして調査せしむるの外なからん、故に水利の點湊川附替事件に關係せしものたるを見るべし。斯くて議員の多數は、湊川事件たる、港灣修築に關係すること極めて深し、一日も速に附替の實行を希望せざるべからず、而して之が實行を速かならしめんには、新流域を開くべき村落を市部に屬せしむるの便宜多きこと明かなれば、速に諮問を認可するに若かずとなし、遂に多數を以て編入を決議せり。而して此時に於ては、林田村内駒ヶ林と

野田の二村は編入以外なりしなり、然るに二十八年十一月林田村會の希望に依り、縣知事は全部編入を市會に諮問し、市會は同年十二月七日全部編入を可決答申せり。

湊村、林田村等の名稱は、明治二十二年に起れるものにして、同年二月二十二日町村區域名稱改正の事あり、舊町村名稱は大字として存せしむることとなり、八部郡に在ては、奥平野、石井、夢野、鳥原の各村及び荒田村の飛地を合稱して湊村と云ひ、東尻池、西尻池、長田、駒ヶ林、野田、御崎、今和田新田、吉田新田を合して林田村と名付け、板宿、大手、西代、池田、妙法寺、車、白川、東須磨、西須磨、多井畑の數村を須磨村と稱し、上谷上、下谷上、原野、福地、中村、東下村、西下村、山河、坂本の諸村を合して、山田村なる新名稱を附したるものとす。

○第三百三十五節、市街地名稱の新設と變更。神戸市街面積擴張の後、明治二十四年六月十三日を以て新町名を設けたり、即ち兵庫部新開の市街地に命名して、羽坂通(自一丁目至四丁目)、塚本通(自一丁目至八丁目)、大開通(自一丁目至十丁目)、水木通(自一丁目至十丁目)、中道通(自一丁目至九丁目)と云ふ。其命名の緣由は之れを知らずと雖も、羽坂、大開等古來同地に於ける古字中に存したりき。已にして明治二十七年一月十日市内に於る從前の郡村宅地を、市街地に組込みの令あり、此に於て同年九月神戸市に於ては、兵庫港西方の土地字本能寺の内を割きて兵庫南逆瀬川に編入し、又東西柳原町及び南逆瀬川町の内を割き、並に字濱ヶ崎、針ヶ崎、松原口、能添、渡瀬、本能福寺、川

田、玉の町、九十歩、芦原、町田、土取、和田野、豌豆、道場跡等の名稱を廢し、兵庫濱崎通（自一丁目至四丁目）、入江通（自一丁目至八丁目）、小川通（自一丁目至九丁目）、須佐野通（自一丁目至八丁目）、松原通（自一丁目至七丁目）、芦原通（自一丁目至六丁目）、住吉通（自一丁目至四丁目）、今出通（自一丁目至三丁目）なる新町名を設く。尙は大字名稱及び區域の變更は左の如くなりき。

新 名 稱

舊 名 稱

神戸三宮町(自一丁目至三丁目)	神戸三宮町(從前「イ」號「ロ」號「ハ」號に分る)
神戸下山手通六丁目、神戸花隈町	神戸下山手六丁目
神戸下山手通七丁目、八丁目	神戸下山手通七丁目
神戸元町通六丁目、北長狹通八丁目	神戸濱宇治野町
兵庫上橋通一丁目	兵庫上橋通四丁目
同 二丁目	同 五丁目
同 三丁目	同 六丁目
同 四丁目	同 七丁目
兵庫橋通一丁目、二丁目	兵庫橋通二丁目
神戸加納町(自一丁目至六丁目)	神戸加納町

兵庫今出在家町(自一丁目至三丁目)

兵庫今出在家町

兵庫東出町一丁目

兵庫東出町東組

同 二丁目

同 中 組

同 三丁目

同 西 組

神戸北野町(自一丁目至四丁目)

神戸山本通他字と區域の變更

同山本通(自一丁目至五丁目)

他字と區域變更の部

神戸加納町一丁目 山本通一丁目市街宅地九百九十七坪餘、字川端山内、郡村宅地三反三畝十一歩、

字布引山全部(川端山は加納町一二丁目及び北野町一丁目へ分割編、其字全滅)

同 二丁目 山本通一丁目市街宅地百五十二坪、川端山、郡村宅地二反八畝六歩、山林七反

二畝二十歩畑一反二畝二歩

神戸北野町一丁目 字川端山、郡村宅地二反九畝二十五歩、畑一町五反二十九歩、字卯新田全部及

び山林幾何(卯新田字全滅)

神戸中山手通二丁目 下山手通一丁目一番地内七坪八合三勺變入

同 二丁目 下山手通一丁目一、二、三番地九百三十四坪變入

更に明治二十八年一月三十一日に至り、大字名稱及び區域變更の許可を得し所左の如し。

兵庫東川崎町を割き、一丁目より七丁目を新設し、東川崎町の内を割き、相生町へ併せ、同町を割き相生町一丁目より五丁目を新設し、湊町を割きて一丁目より五丁目と爲し、永澤町を割き一丁目より四丁目と爲し、三川口町を割き、一丁目より三丁目を置き、南逆瀬川町を割き、一丁目二丁目を置く。

而して同年三月十一日、尙ほ又大字名稱區域變更、及び小字廢止の事あり。

坂本村の内を割き荒田村へ合し、荒田村を荒田町と稱し、一丁目より六丁目に至る、従前の小字は總て廢止。

元荒田村の内を割き坂本村へ合し、更に坂本村を楠町と改稱し、一丁目より七丁目を置き、以て従前の小字を廢す。

字久保、字風呂の谷の名稱を廢し、元坂本村の内を割き、従前の小字を廢して宇治川町と稱す。

已にして明治三十年五月二十五日其筋の許可を得て、更らに町名を新設し、小字を廢止するもの左の如し。

兵庫上澤通(自一丁目至八丁目)、同下澤通(自一丁目至七丁目)、同松本通(自一丁目至八丁目)、同大井通(自一丁目至三丁目)。

其廢止の小字は、兵庫字分樂寺、渦輪、太子免、徳地、糸木、原庵丁、八反長、會下山下、地藏柳、畔下、池の内、松本、池の下、高廻り等なりとす。

○第三百三十六節、溝渠浚渫、市街掃除、家屋取締等の規定。次に溝渠其他家屋衛生等の取締に關する施設を見ん。此等の取締奈何んは市街の體面と衛生に緊切の影響を及ぼすものにして、人文開發の程度を徴するに於て、輕々看過すべきにあらず。市街道路取締規則並に市街溝渠浚渫規則の制定ありたるは明治十二年七月にして、同年八月一日より施行せられたり。其規則の要領を摘載せんに、道路掃除は、地主、地借、店借を問はず、總て居住人の負荷と定め(空地は地主、空家は家主負擔)、居室前周囲の道路は、不潔ならざる様毎朝掃除を怠るべからずと命じたり。廁掃除は、必ず午前四時より同八時迄を限りとし、下水浚渫及び修繕等は、地主又は名代人の負荷すべきものとして、年々四度(一月、四月、七月、十月)郡區役所に於て浚渫の部分を指示することゝなる。明治十三年二月市街道路取締規則を市街掃除規則と改稱し、又同年十一月下水構造規則を發して構造標準を示し、又街路便所構造規則出づ。同月神戸糞尿汲取規則の發表ありて、翌十四年一月一日より實施されぬ、而して糞尿汲取は四月乃至九月は午前四時より八時迄、十月乃至翌年三月迄は午前五時より九時迄の制限となれり。明治二十年二月縣令を以て街路取締規則を發布し、市街の體面を齊整せん爲め、兵庫市中の軒端を斬る。而して明治十三年を以て發布せし市街掃除規則は此年五月を以て廢止せり。明治二十九

年六月には、街路取締規則を廢し、新たなる街路取締規則は出でぬ、均しく街路取締規則なりと雖も、其取締を要する事項に至ては前後の規則上に輕重の差を生じ、住家の周圍掃除を嚴命する等は、最早令せずして行はるゝに至りたれば、新取締規則に於ては、左の如き規定を挿入せり。

街路に旗柱、招牌、物干等を出すべからず、但し左の各項に係るものは此限にわらず。

(一)釣看板は、地盤を距る高さ一丈以上に限り三尺以内。(二)日除は支柱を用ゐず、綿布の類を以て爲す時は、地盤を距る高さ七尺以上に限り三尺以内。(三)掲燈は、地盤を距る高さ六尺以上に限り、一尺五寸以内。(四)國祭祝典及神佛祭儀等の爲に、街路に向け國旗其他旗幟、提灯等を出す事。街路取締上に於て、此類の規定を要するに至れるを見なば、人家の連齋如何に密接し、街區の繁盛如何に殷賑なるに至りしかを想察するに足るべし。

而して溝渠の浚渫の重なるものを略記せんに、明治十一年神戸兵庫の兩市街とも、下水溝大浚渫を行ふたり。其施行は縣廳土木課に於て之を施行し、神戸は貿易五厘金の存するありて、經費一切其支出に屬せりと雖も、兵庫に至ては然ること能はざるなり、是を以て特に縣廳は兵庫市民へ達するに、今回に限り浚渫費補助の旨を告げ、總經費九百八拾貳圓餘の内、其の半額、即ち金四百九拾壹圓餘を市民の負擔たらしめたり。其後市街溝渠浚渫規則の制定ありしより、同規則に據て年々實施せり。唯明治十一年に於けるが如く、一時の大浚渫を見ずと雖も、市街の擴張、戶口の増殖に伴ふて、衛生上

清潔を必要とするの度を加へ、深き注意は年々溝渠の浚渫に向けられたり。

家屋建築に關しては、明治二十年八月長屋裏屋建築規則の制定ありて、「神戸區内及葺合村に於て、裏屋又は長屋を建築せんとするもの、又は改造せんとするものは、着手の五日前に所轄警察署へ届出で、認可を受け、又落成の後も検査を経べし、長屋は棟造りに爲すを得ず、一戸の割三坪に下るべからず、家屋は瓦石其他不燃質のものに限る、各戸其道路に沿はざる一方に於て、他の建物より六尺以上の距離ある空地を存すべし」と定め、之に抵觸する家屋は、三ヶ年内に改造すべしと命せり、然れ共後更に三ヶ年間の猶豫を與へさ。明治二十一年七月よりは、右規則を荒田村へも施行し、坂本村の茅屋を瓦葺と爲すべきを命ず。而して家屋構造法の變遷に就ては、洋風模擬のものに在ては、往々構造の意匠に見るべきものありと雖も、固有の日本風家屋に於ては、構造依然として古風を改めずして、概ね不器用と不便との感なき能はず、單に貸家建築に於て然るのみならず、堂々たる大厦高樓にして、尙ほ建築上の批難を免かるゝこと能はざるもの多し、蓋し工匠の意匠なきと、家屋を新築する所の市民が、構造の雛形を一に市中在來の家屋に取るとに因るものなるべし。

○第三百三十七節、市内重なる公私の建造物。開港以來三十年間、市内に現はれたる諸現象、及び市形變更等より、諸般の施政は以上を以て其概要を盡したりと信ず、今や土地に關する記述を了るに因み、公廩と認むべきもの、建設等を略叙せん。

○第三百二十八節、明治十一年市内の諸官衙、山林局と裁判所の公廨は、兵庫縣廳(北長狹通四丁目)、神戸税關(海岸通)、郵便分局(相生町)、電信分局(東川崎町)、鐵道分局(榮町通)、工作分局(東川崎町)、山林局出張所(坂本村)、

(補)明治十二年縣下各官林は、内務省直轄となり、同年九月山林局出張所は神戸出張所と稱し、同十三年十月兵庫出張所と改稱せり。其後山林は農商務省の管轄となり、兵庫山林局の設けありて、明治十八年二月「兵庫局今般神戸區下山手通五丁目四十番地へ移轉候事」の違ありき。其後又兵庫大林區署管下摩耶派出所の設けありしも、明治二十四年六月神戸下山手通七丁目へ神戸小林區署を設け云々の違ありて、神戸市、菟原、武庫、八部、川邊の各官林は、此小林區署の管轄する所となる。大阪鎮臺分營(坂本村)、監獄本署(下山手通七丁目)、監獄本署未決監(橋通)、警察本署(橋通四丁目)、神戸警察署(相生町一丁目)、兵庫警察署(戸場町)、神戸裁判所(橋通)、和田岬消毒所等なりき。

(補)神戸裁判所の管轄區域は、神戸區、八部、菟原、武庫、川邊、有馬(以上攝州)明石、美莖、加東、加古(以上播州)多紀、水上(以上丹波)及淡路一圓にして、同裁判所内兵庫區裁判所の管轄區域は、神戸區、八部、菟原、武庫、川邊、有馬の一區五郡なりき。而して區裁判所に檢事局を置きたるは明治十四年十二月なり。尋で神戸治安裁判所、神戸輕罪裁判所なる新名稱となり、明治二十年一月二十一日神戸裁判所に始めて重罪裁判を開けり、

和田岬避病院及び消毒所は明治十一年内務省に於て建設したる者とす地は今和田新田に屬し四町一反九畝二十六歩の廣袤あり建物は明治十九年に至て一たび改造し更に明治二十八年に至り壹萬五千圓の大改築を加へたり。

而して神戸區役所は、北長狹通四丁目兵庫縣廳地内(八郡郡役所は、荒田村、菟原郡役所は住吉村)に在り、此年まで陸軍後備兵召集の際は、宇治野町に第一集合所なるものを存し、此に召集するの例なりしが、同十一年十二月を以て厄ヶ崎に移る。明治十二年神戸郵便局は榮町に建築され、東出町には海軍省出張所を置き、兵庫戸場町には、兵庫警察署の新築を見たり。

○第三百二十九節、警察署と議事堂の建築。明治十五年兵庫縣警察本署(橋通二丁目)の新築落成(警察沿革中に詳記す)を告げて、四月一日開署式を擧ぐ、縣令、裁判所長、大阪府警部長、縣官、縣會議員等七十餘名の臨場ありて、祝辭數番、警部長山田爲暄の來賓へ對する挨拶あり。同二十日又兵庫縣會議事堂落成式を行ふ、縣令森岡昌純、議長石田貫之助等の祝文等ありき。

(補)兵庫縣會は、此に至るまで議事堂を有せず、城ヶ口本願寺説教所等を借り、以て其議場に充て來りぬ、明治十二年の如きは、虎列刺病の流行ありて、勢ひ猖獗なりければ、摩耶山の寺院に於て開議せしが、今や新築成て始めて店借議會たるを免かる。落成式舉行後、新議事堂の樓上に於て、西洋料理の饗應あり、而して此西洋料理の饗應に與れる縣會議員一同は、本年始めて一同の申合せ

を以て、一齊に洋服を新調着用せり。

七三〇

○第三百四十節、警察本署と區役所の新築成る。明治十六年神戸警察署(相生町、即今の東川崎町兵庫警察署)の新築成り。同二十年七月九日下山手通四丁目(植物園内)に警察本部の新築落成を告ぐ、内海忠勝の祝詞、警部長寺田祐之の答辭等あり。是より先き一月二十八日神戸區役所の新築亦落成す、開所の式場に於て、當時の區長渡邊弘の朗讀せし一文は左の如くなりき。

曩に郡區制發布に方り、假に本區役所を縣廳内に設け(中略)、茲に九星霜を経たり。今や區部會の建議を採納され、更に中央至便の地をトし、客歲九月二十五日を以て廳舎建築の工を起さる、爾來管内有志者、亦奮て義金を醸し云々。

位置は東川崎町にして、敷地は前年鐵道局より購入せし所にして五百二十一坪一合あり、而して其建物は間口八間奥行十間の洋風二階建たり、現今の神戸市役所は即ち此建造物なりとす。

(補)落成式舉行の當日、賓客百數十名、洋和兩様の饗應あり、餘興としては海岸に煙火の打揚等ありき。區役所落成の月を以て、兩港三戸長役場を閉ぢらる。區役所建築費は地方税支辨にして、内部の裝飾其他の器具類は、總て市民の寄附に成りぬ。

○第三百四十一節、兵庫村の芝居の改築、市内劇場沿革。明治二十一年兵庫村の芝居と稱し、昔日より有名なりし劇場は、菊水某によりて改築され、新たに明治座と命名さる。

(補)村の芝居は、今より七十餘年前、文化年間に始めて設置を許されたるもの也。其村の芝居の稱あるは、創立の當時算所町の地の未だ市街中に入らざりしに由るなるべし。封建時代の昔に在ては、江戸、大阪等數都會の外は、劇場定座の許可はなかりしに、兵庫津なる村の芝居は、兵庫驛傳費用を補充せん爲めなりとの口實を以て出願し、特別の詮議を以て許可されたるものなりしと云ふ。其昔同劇場へは、大阪歌舞伎の上等俳優の來るありて、兵庫津に於ける誇りの一つなりしと云ふ。明治二十八年に及び、同座は更に豊田某の手に移りたり。

而して神戸市内の各劇場は、既に記せしが如く、その數を制限して六ヶ所と定められたれば、爾來劇場は其櫓株を讓與する事となり、今日存在する所の各劇場に櫓株の系統あり、今之を左に記せん。

劇場大黒座は、明治七八年の頃石本喜兵衛なるもの湊川神社内(墓碑の背部にて、現今神戸市在郷軍人會建物の存在地)に設け、喜兵衛は設置の意を表明して喜樂座と稱せしが、明治十三年に至りて之を現在の地に移し、同十五年三月淺海嘉祐之を讓受けて大黒座と改稱す、已にして明治二十三年八月大に改築の工を起し、以て今日神戸市第一位の演劇場となりしものなり。

劇場相生座は、明治三年の頃大西座と稱へ、元町六丁目に建設せり、明治八年の頃兵庫外辨天の地内に移轉し、更に明治十六七年の交に至り、湊川神社内(現時社内繪馬堂の南、畑地)に移して多間座と云ふ、其後五年足らずにして廢絶せしが、明治二十五年に至て此櫓株にて相生座なる劇場起る、

七三一

同座は神戸改良演劇株式會社の所有する所にして、明治二十九年湊川堤防決潰の際、偶に改築工事中なりしかば、浸水の爲めに礎石を緩められ、一日頽然として崩壊せり、依て更に其規模を擴張して建造す、大黒座と共に神戸市の大劇場たり。

劇場岩井座は、明治二十五年十二月七日菅合村に設置して加納座と稱す、脇濱村に存せし小芝居の櫓株を買受けたるなり、後明治三十年三月十八日に至り岩井座と改稱せり。同朝日座は、明治二十四年二月十二日を以て三宮社内に開場し、同日向座は、明治十八年兵庫西出町日向神社内へ諸興行場設置の事あり、此時に當りて始めて建設せられ、其後明治二十七年に至て改築し、改稱して日本座と云ふ。

○第三百四十二節、鐵道局、官林區署、電話交換所、測候所の建築。 明治二十二年三月、楠社大門筋街頭神戸停車場構内に於て、神戸鐵道局の新築成る、同局は元民部省鐵道寮出張所と稱し、明治四年神戸停車場成りて、同構内東川崎町の公廨（明治二十九年十月二十八日以後神戸市水道事務所となる）へ移轉せし迄は、居留地東南の濱地にありき。

明治十四年開局して神戸鐵道局と稱す。新築其功を終り後、同年三月七日東川崎町公廨より此新築局舎に移轉して事務を取れり。

（補）此年官線は、山陽私設線と聯絡し、官設神戸停車場を以て合併停車場と爲せしかば、大に場内

の區域を擴め、建物を改築し、以て今日の停車場となるに至れり。

明治二十四年一月宇治野山に官林區署の建築あり、同二十五年十二月八日東川崎町に於て神戸電話交換所の新築落成す。明治二十七年十一月神戸警察署（三宮町）の新築落成を告げ、十二月一日開署式を舉行せり。明治二十九年十二月中山手通七丁目宇治野山に、神戸測候所の新築あり。

（補）同所は、新築落成の月を以て直ちに測候器械を据付、測候を開始せり。而して其信號柱には、海上不穩又は海陸風雨の兆ある時は、晝は赤球、夜は紅燈を掲げ、暴風暴雨の虞ある時は、晝は赤圓錐、夜は紅燈二個を掲げて警報信號と爲す。抑も測候所設置の必要は、是より先き久しく唱へられたる所にして、縣廳に於ては、地を舊植物試驗跡にトして、建築せんと設計を立て、明治二十五年度の縣會に議案を提出せしが、同年は不幸にして否決され、更に二十七年度に至て提出し、復た又否決さる、依て二十九年度に於て三たび提出し、始めて經費三千百餘圓の支出承諾を得たり、此に至て始めて此設置を見るに至りしなり。

○第三百四十三節、秀觀堂、和樂園、兵庫諸問屋會所等の新設。 此他公私の建物建造及び遊樂所等の設置を録すれば、明治十五年三月十七日市内有志者の建設に係る、諏訪山公園の秀觀堂と稱する接待所開堂の事あり。同年七月下山手通七丁目へ、清國理事府の新築成りて海岸通より移轉し、同九月神戸貿易會所の人々は、和樂園を諏訪山に設く。明治十六年十二月には、下山手通五丁目巡査合

宿所の設置あり、同十七年四月兵庫假留監(須佐野通四丁目)地面八千四百坪、監房及び工場等数棟の建築あり、七月二十三日開監式を行ふ(後に兵庫監獄署分監となる)。同年八月兵庫商人は、諸問屋會所の新築落成式を舉行したり。

(補)諸問屋會所は米穀肥料を取扱ふ諸問屋が、幾年間蓄積したる手数料金を以て建築せし者にて、開所式は八月三日なりき。同日は諸船舶孰れも祝旗を掲げ、會所及び濱邊には、綺羅星の如く球燈を吊るし、附屬荷揚場には珍奇の古物を集め、意匠を凝したる飾物を作り、稱して馬鹿亂會と云ふ。會所前には清酒數樽を置て人の飲ひに任せ、兵神兩港の地位ある人々三百餘名を賓客と爲して饗應し、晝夜煙火の打揚など、兵庫に稀れなる盛典を行へり。

明治十八年十月公設東山避病院の建築成り、其二十二日を以て開院せり(翌十九年建増工事の必要を感じ市内有志者の寄附金を募る、十二月上橋通四丁目、兵神明道教會々堂成り、兵庫西出町日向神社内へは、各種の興行場を新設す。

○第三百四十四節、大藏省米庫、宮内省御用邸設置。明治十九年一月東税關と西税關の間には、公用電話の架設あり。同二月新川墓地取拂の上和田岬への道路を開きたれば其餘地に大藏省米庫の設置を見き。同五月には東川崎町神戸商業會議所敷地内へ、神戸俱樂部の新築あり、俱樂部は兵神兩港に於ける紳士の發起に成るものたり。同九月東川崎町へ宮内省御用邸の設けありき。

(補)御用邸の敷地は元高垣と稱する地にして、明治三年の頃、三井、小野、島田の銀行ありし所なり、明治四年專崎彌五平亦此地を購ふて家屋を建築せり、明治十年西南戦役の際は、運輸局を置かる。其後該地は、三井、專崎及び東京芝白金臺町柏村信の所有に歸し、三井銀行跡は、明治十一年より縣立醫學校として使用し居たり、明治十七年に至り、宮内省買上の沙汰ありて、醫學校建物は神戸商業會議所に下附せられ、今茲十九年に至り愈、御用邸と定められたるものなり。明治十二年後同地は數回の行在所となり、明治二十九年將さに宏壯なる建築あらんとし、從來の建物を毀壞し、同年十一月平均工事に着手し峯の音漸く高かりしが、明治三十年皇太后崩御の事ありし以來、何故にや工事は中止となりて今に及べり。敷地の面積は、四千二百坪なりと云ふ。

○第三百四十五節、神戸商業會議所の建築。同年九月十三日より海岸水上警察署構内には、暴風雨警報信號標の設けあり(二十九年二月廢止)。明治二十一年四月神戸商業會議所の新築成る。

(補)建物は、前節に記せし元東川崎町一丁目なる縣立神戸醫學校として使用せる者なり。醫學校は前年已に廢止され、敷地は宮内省御用地となり、建物も亦宮内省の所有に屬せしが、神戸商業會議所の出願に依りて無代價下附の恩命あり、此に於て會議所は、前年八月以來同建物を取毀ちて會議所敷地へ引取り、建築工事に着手して此に落成を告げたるなり。會議所敷地は、元鐵道局に屬する空地にして、千六百四十五坪一合餘あり、之を貳千九拾五圓を以て拂下を請ひ、幸に許可されたる

ものとす。而して宮内省より得たる建物は、二階造桁行七十一尺、梁四十六尺八寸、建坪九十二坪三合なりしと雖も、更に建繼を爲し以て總建坪百三十四坪餘と爲す、現今の神戸商業會議所の建物是れ也。落成式は四月十六日を以て舉行せり、當日の賓客には、高島大阪鎮臺司令官、北垣京都府知事、建野大阪府知事、英、米、佛、獨、瑞、清各國領事等にして、夜に入ては舞踏の催はしもありし。尙ほ建築の顛末等は、第五章商業會議所沿革中に記るさんとす。

○第三百四十六節、港長局の開設、海軍石炭庫の建設。 明治二十一年海岸通一丁目（後五丁目へ移る）に港長局を開く、是より先き英國人ジョン・マルシャル病弱の爲めに死去し、久しく其後任を缺き、隨て港長局を閉鎖せしが、此年英人ゼー、マルマンなる者を備ふて港長の任を授けたり、此に於てか此開局の事あり。同二十二年五月兵庫東出町の海岸川崎石堡塔の隣地に於て、海軍石炭庫の建築ありき。

○第三百四十七節、和田岬の和樂園。 明治二十三年五月和田岬に私設遊園地和樂園の設けあり、共済株式會社の營業事業に係る、此に至て神戸市は、風光絶佳の一遊樂境を有す。

（補）和樂園の開業式は、五月四日を以て舉行せり。當日二百三十餘名の賓客を招き、極めて鄭重に、頗る盛んなる祝宴を張れり。園内には生洲、釣魚場あり、商品陳列場あり、玉突場あり、其他遊技の諸具備はらざるはなく、孤亭、茶店等遊客の好みに隨て休憩の處を得べし。私立遊園なるを以て

料金を徴す、即ち一の遊覽場たるなり。明治二十八年第四回内國勸業博覽會の開設あるに際し、此地へ附屬水族部及び水族放養場を設け、和田岬水族放養場と稱せり。博覽會の終りたる後、同場保存の爲め、同地反別二町三反五畝六歩及び同地上に在る松樹一切を一旦市に拂下げ、更に之を共済株式會社々長武岡豊太へ拂下げぬ。其地代金は壹千貳百拾六圓八拾錢、樹木代は九拾圓四拾壹錢七厘なり。明治三十年神戸市に於て水産博覽會の開設さるゝに當り、同地は復た水族館たりき。現今も水族室は依然其形を存して縦覽に供せり。中央の高樓を眺望閣と云ひ、洋風の三層樓なり、遊客一たび其最高層に立てば、四方數十里の風光は一眸の中に入り來り、美感は忽ち造化の妙工に打たれて、筆紙を手より擲たざるを得ざるものあり。

○第三百四十八節、和田火藥庫の取除、川崎美術館の開館。 同年五月石油倉庫會社に於て、和田崎に倉庫二棟を建設したれば、將來危険の恐れありとして國有の和田火藥庫は取除けらる。市民川崎正造は、所藏の美術品二千餘點を納むるの一館を設け、之を川崎美術館と稱し、九月六日伊藤博文、高島柄之助等を始め、阪神の紳士等百數十名を招待して、開館の賀宴を開けり。

（補）川崎美術館は、加納町布引温泉の上方、川崎正造邸内に在り、三階建家屋にして、下階を數室に分ち、每室四間四方あり、其襖は總て應舉の筆なりと云ふ。毎年夏期を以て陳列品の縦覽を許す、其藏する書畫、器物、佛像等は孰れも珍品にして就中探幽筆寒山拾得二幅對、宋徽宗皇帝筆花鳥圖、

巨勢金岡筆佛書の如きは、稀世の名品なりとかや。

○第三百四十九節、湊川公園の管理、櫻樹の栽培。 此年七月兵庫縣廳の管理たりし、湊川堤上公園は、市會へ諮問の上市役所の管理に移り、將さに公園たらしむるの施工あらんとす。

(補)明治二十四年に至りて人工を施し、同年四月の頃始めて公園地たるの面目を具ふ、而して露店亦數個所の設けありぬ。同明治二十八年十一月神戸市水木通二丁目木村正實外十四名の發起にて、堤上に櫻樹植付を出願せり、其書に曰く、

公園の風景明媚、全國に名を轟かしたる、多くは花卉の培養と人工を加ふるに在り。然り而して當市湊川遊園地は、舊來水害の防禦たりしを以て公園の風致を缺けり。今や當市に關西府縣共進會の開設あり、加之、常に内外の船舶輻輳、商業頻繁なる五港の一にして、水害防禦的の公園地に甘んじ、人工を加へず、花卉の培養もなく、風流に富まさる人類の聚合體なりとの誹を招かんか、實に市の面目に關するを以て慨嘆する久し。爰に有志者の贊助を得、湊川公園地内新橋以北兩側内堤腹へ一間毎に櫻樹一千本(長一丈以上周り五寸以上)寄附仕度、培養方及監守は、發起人に於て擔當可仕は勿論、毎年兩度肥料を施し、枯死せし部分は更に植付、五年を待すして櫻花爛熳たる遊園地を、市の中央に來み云々。

明治十六年三月諏訪山公園に花樹を栽培せし事ありし外は、曾て此類の雅舉を聞かず。然れども此

出願は、頗る冷淡なる待遇を以て市會の許可を得たり。一議員は曰く、「櫻の花が咲いたとて賞觀せぬか知れませぬが、賛成は致しませう」と。斯くて出願發起者は、栽培に盡す所ありしと雖も、隨て栽うるや隨て盜奪するものあり、現今に至ては、殆んど一樹の存するなし。

○第三百五十節、石井村監獄成る、避病院敷地の反對運動。 明治二十四年六月八部郡湊村の内石井村に、監獄建築の工事成りて、宇治野町監獄より罪囚を移し、宇治野町監獄署は、姑く罪人に關する事務取扱所に使用し、後建物悉皆取拂の上、敷地は神戸市有として拂下げらる。

(補)宇治野町監獄の敷地は二百八十八坪二合六勺、監獄署敷地三千四十九坪八合七勺あり、明治二十九年に至り、三月九日を以て避病院敷地として、神戸市は市會の決議を以て之を購入せり、抑も神戸市の避病院は、東山と葺合との兩所に在り、然るに東山避病院を和田岬消毒所に合して、兵庫西南部の患者を入院せしめ、葺合避病院の外、更に此監獄署敷地跡を購入し、新に避病院を設置の上、湊川以東三宮以西の患者を入院せしめんとの議を生じ、市會は此議を決し、縣市當事間に敷地購入の交渉を開き、遂に一坪金四圓五拾錢を以て讓與の契約を締結せり。此に於て宇治野町民は勿論、下山手通七八丁目の地主等は、避病院敷地を目的とする市會の決議に反對し、有志會合して各町委員を選定し、市長其他市會議員を訪問して反對の情意を陳告して曰く、舊監獄署跡は、既に人家を以て其四圍を繞らし、前年監獄の存せし當時に於てすら、敷地の側面を流るゝ一大溝渠たる宇治野

川下流には宮内省の御用邸あり、去れば其上流に監獄等の不淨地あるは、或は衛生上由々敷大事を惹起すやも知るべからずとの論あり、かの監獄の移轉に決せしも此論與つて力ありしなり。然るに今此地に避病院を設置せば、汚物の院外地に溢出する恐れあるのみならず、將來市區の擴張に隨て、市街の中央に避病院を見るに至らん、若し果して然らば悪疫流行の季節に際し、住民は病毒感染の危険を思ふて附近に住居を欲せざるや必然にして、其極接近各町の衰微を招き、土地家屋の所有者は其損害を蒙らんこと必せり、斷じて該地を避病院敷地と爲すに反對なりと。然るに同地を市に購入する契約中には、必ず公共事業に使用すとの條件あり、而して市が同地を讓與されたる所以は、一に此條件に存するに由るものなれば、今近地々主の反對ありと雖も、市の施政當局者は之を奈何ともすべからざるなり。而かも反對の氣焰は愈々強く、瀬鴻莊左衛門、中谷清二郎、山口傳次、岡田泰藏、前田由松、間人魯吉、小西佐右衛門、藤野清八、東野桐太郎、片岡英一は、反對運動委員として選出せられ、市長に向て避病院敷地の目的取消を請願する所ありき。元來市會は、同地の避病院敷地として適當ならざるに氣付かざりしにあらす、然れども公共事業に使用するの口實を以てせざれば、縣會の讓與を肯んせざるべきを察し、避病院敷地を以て口實とせしもの、如し、故に今此手強き反對の現はるゝや、臨時市會は召集され、小會議は開かれたり、而して其結果は公共事業の趣旨を失はざれば、強ち避病院敷地に限らざることを明かなれば、使用の目的を變更し、高等女學校

設置敷地と爲すべしと決したり。此に於て縣市當事者間の交渉は開かれ、曩に讓與契約の書中、避病院敷地の文字を抹殺し、之に換ふるに高等女學校敷地の文字を以てす。乃ち市は該地獲得の希望を損せず、反對者は其目的を達するを得て、事全く落着を告げたりき。

○第三百五十一節、神港俱樂部と外人神戸俱樂部の建設、川崎石堡塔燒失す。明治二十四年一月、神港俱樂部(下山手通六丁目)の新築は成り、同年五月神戸俱樂部の建築亦落成を告ぐ、神戸俱樂部は居留地外國人の同志俱樂部にして、工費殆んど拾萬圓を以て、居留地遊園地附近に設けしものにて、同月二十八日落成を兼ねて、内外人三百餘名の祝宴を開き、舞踏の催はし甚だ盛んなりき。同七月三日、宮神社境内に劇場朝日座の建築成り、其十二日を以て開場興行あり、此年末に至り澁川尻石堡塔は、原因不詳の出火を以て燒失せり。

(補)川崎石堡塔は、曩に衛戍兵營所屬となり、同所々在地には、衛戍兵營附屬家屋の建設もありたりき。明治二十一年二月其家屋は既に公賣せられて、唯石堡塔のみ陸軍省所管に屬し居たり。今原因不明の失火に由り、内部大半灰燼となりたるを以て、明治二十五年三月に至り、大阪陸軍經營部付軍屬深江廣之助出張檢視の上、燼餘の木材用石等は、悉皆入札拂となし了んぬ。

○第三百五十二節、中華會館の新築。明治二十六年一月中山手通五丁目に於て、俗に南京俱樂部と稱せらるゝ、在留清國人の集議所中華會館の新築あり。又此年小劇場播半座(北長狹通六丁目)取毀

ちとなる。

七四二

(補)中華會館内には關帝の廟あり、會館の構造裝飾支那風にして、洒灑の雅致に乏しと雖も、而かも宏壯華麗と評するに足る。此年三月即ち陰曆正月を以て、盛んなる開館式を行ふたり。明治二十七八年の戦役に當り、我祖是なき童兒等の爲めに、構外より瓦礫を投擲せられ、玻璃障子等の破壊を蒙りたりしと雖も、明治三十年に至て大修繕を加へ、今は神戸市内煥美の一建造物と指稱さる。

○第三百五十三節、皇典講究所、葉煙草專賣所倉庫、射的會場設置と足切雀。

本通皇典講究所の新築落成し、四月十三日開所式を擧ぐ。同六月兵庫新川なる舊大藏省米廩五棟の入札拂ひあり、其敷地跡には葉煙草專賣所倉庫の建築を見る。同月奥平野村天王谷東原には、神戸放鳥射的場の設定ありて、日曜日毎に幾多鳥類の生命は、人間娛樂の犠牲に供せらる。

(補)同場は、江馬賤男、池垣幸三郎、井戸里吉、平野嘉壽郎、大槻貞夫、向正次郎等の發起に係る。場地奥平野村村田平左衛門より借る所にして、面積三段歩、頗る射的場に適す。而して同場の開設後幾程ならずして、一の奇談を生じたり。最初同場開設の際は、鳩、雀其他の放鳥を爲す等なりしも、鳩類に至ては之を求むるに費用多く、且つ多數を得ること難し、此に於て放鳥は、殆んど雀に限られたるの姿なり、而して射術の未だ未熟なるより射撃を過つもの多くして、同地近傍には俄に雀の數を増加じ、秋氣に至り田畑の農作を害すること甚だしきを致せり。去れば村民は大に苦情

を唱へ、場地の貸主たる村田に迫り、射的場設置の迷惑を訴へて止まず、村田乃ち射的會員と交渉を開けりと雖も、會員は官許の旨を主張して、村民の苦情を意に介せず、遂に多數の村民は、相率ゐて故障を提出せんとする勢ひとなりければ、今は全く其苦情を顧みざるに措くこと能はずして、射撃會員は同村附近の雀を再捕して放鳥と爲すべしと誓へり。然るに其後雀の減するを見ず、農民等は以爲く、是れ依然他處より雀を持ち來るに相違なしと、窃に之を偵ふに果して然り、此に於て再び他より持來れる實證を押へて故障を提起せしかば、種々交渉談判の結果、雀の片足を切斷して之を放つこととし、足切役は村方の者を備ふて疑念ならしむべしと定まりぬ。已にして足切の實行さるゝや、足切役に備はるゝもの、如何にも慘酷にして快からずとして辭するもの多く、又村民中には、片足のみにては其甲斐なかるべし、人間に之を見るも、大隈さんの如き、近くは神戸裁判所前の印紙屋の亭主の如く、片足を切斷したればとて、依然爲す丈の事は爲し得るなり、雀豈に片足なれば農作を害せざるの理あらんやと唱ふるあり、時に會員中の一人は應へて曰へり、人間には病院あり、切斷の治療を施せども、未だ雀の病院あるを聞かずと。斯かる滑稽的談判の末、遂に秋氣に至らば、鳥追を雇ふて以て被害ならしむる事となる。去れども、鳴詰めの案山子に鳥は恐れずとの俚諺もあれば、將來會員の射術熟達を加へ、射外し少なきに至るにあらざれば、苦情は必ず再發するの時あらん、去るにても舌切雀のお伽話は、曾て之を老婆より聞く、未だ足切雀の射的語

七四三

は、世間蓋し其例多からざるべし。

七四四

○第三百五十四節、火難は比較的に尠なり。建物の記述に因みて、市内に起れる出火を記せんに、人家稠密を加ふるに従て、出火の度数を増せしは勿論なれども、之を他の都會に比すれば、寧ろ其數の少なきを見る。然れども明治十年前後より、市内の出火を記録せし書類を得ざれば、其詳かなる數を知り難し、依て神戸市に於て發刊せし新聞紙等に就て之を探るに、明治十九年七月多開通に出火あり、其類焼の數少なからず、且つ其際貧民にして災に罹りたる者多く、之が爲めに仲町部戸長役場に於ては、相生小學校を以て、一時罹災民の救養場に充て、細民を救済すること五十餘名、市内の慈善者施與の舉ありき。同二十一年三月東川崎町濱なる石油倉庫の焼失あり、幸にして災害は市内に及ばざりしと雖ども、是より市民は石油倉庫の危険を唱へ、市外へ移轉せしむるの必要を唱ふる聲高し。同二十三年四月五日の夜、山本通四丁目中常盤樓より發火せり、折しも東風強かりしかば、忽ちにして其西隣井村某方へ延焼し、夫より吉田屋、西常盤樓及び大門を焼拂ひ、尙ほ常盤新店をも類焼せしめたりき。同五月下山手通六丁目字花隈百九十四番地中西某より失火、延焼三十餘戸に及び、中西一家は、親子三名焼死せり、其出火の原因は不明なれども、人或は中西の生計豊かならざりしを稱し、貧苦を脱せんが爲に、故らに火を放て焼死せしにあらざるかを疑ふたり。同二十七年二月十八日東川崎町兵庫倉庫會社の倉庫一棟を焼失す、當時庫内には日本火災保險會社に於て參萬參千圓、大阪

火災保險會社に於て參萬六千圓、明治火災保險會社に於て八千圓、合計七萬七千圓の保險貨物あり。然るに保險契約に據れば、倉庫は土藏又は煉瓦建瓦葺にして、庫内に於て喫煙すべからざるは勿論、引火若くは發火の性質ある物品を貯藏すべからざる筈なるに、大阪火災保險會社員來神して燒失の現狀視察を爲すに當り、倉庫は木造なるのみならず、燐寸の餘燼、パラフィン油の空罐を發見せりとの紛議を生じ、會社は現狀保全を神戸地方裁判所に出し、方さに訟廷の争ひたらんとす、當時松方伯爵は御影の別荘に滞在せしかば、仲裁の勞を取らんとするに至りき。斯くて一時は人聽を動かすの出來事と變せしが、後遂に示談を以て落着したり。同二十九年二月十四日(陰曆正月元旦)築町一丁目に大火を發す。同町より二丁目及び海岸通一丁目に延焼し、日本人住家四十二戸、西洋人住家四戸、支那人住家四十二戸、類焼の坪數一千三百四十四坪に亘り、其損害尠ならず、蓋し神戸市未曾有の大火災なりとす。同三十年一月三日午前一時築町通二丁目八十番地大島兵太郎新築中の建物と、八十一番清商怡和號の家屋間より發火し、清商の家屋四棟を焼失せり。同二月二十六日午前零時楠町一丁目七番地より失火し、全焼三戸にして一人の燒死二人の負傷者を出しき。以上は稍、大火として見るべきものゝみ、此外祝融氏の威力を逞うせずして已めるもの蓋し其幾回なるを知るべからざるなり。

○第三百五十五節、風水害の紀要。火難に比すれば風水害は、一層市民に荼毒を被ふらしむ。今神戸港創業時代よりの風水難に付、之を簡略に記述せんか、明治三年九月十八日午後五時頃烈風を起

七四五

し、猛雨を混へ夜半に至り、之れが爲め縣廳、囚獄、徒刑場、官宅東西連上所、借庫、病院、關門、電信局等の破損甚だかりき。民家及び民有建物等の被害数は、今之を詳かに知り難しと雖も、被害の少小ならざりしは明かなり。同四年五月十八日午後一時より暴風大雨あり、十二時に至りて風雨益々猛烈を極め、逆浪海岸を浸すこと五尺有餘、汽船の平地に吹上げられしもの七八艘に及び、居留地以西海岸一帶、殆んど諸建物の完さものに至れり、此際兵神兩港の被りたる損害は、溺死者二十四人(内死體不明十六人)、家屋潰倒二十三戸、荷番所潰倒三棟、運上所建物潰倒一棟、半潰倒及び破損は其數を知ること能はず、内國船破壊五百餘艘(内川蒸氣船七艘、外國汽船及帆船破損五艘、小船は其數を詳かにせず)、築造中の海岸波止場九分通、外國人居留地波除石垣九分通、諸庫波除石垣悉皆、海岸荷揚場棧橋石垣大破損を受く。

(補事の起原は判明せざれども、古來本邦沿岸各地に於て、難破船のありたる時浦仕舞と稱し、遭難者より遭難海岸地へ、船の大小、積荷の多寡に應じ、金圓を差出す無文法律あり、是れ恐らくは遭難海岸地に於て、跡形付の失費を要すと、一は被害の船頭等は、歸國に際し遭難を證明し貰はんが爲めの習慣なるべきか、然れども此習慣の存するが爲め、或沿海地方の如きは、暗夜風雨の際船の怒濤に漂蕩するを好機とし、海岸に出で、火光を漂蕩船に示し、之を誘ふて自村沿岸に破損せしめんとする惡弊風をすら生せしめたり、素より攝播沿海には、此惡弊なかりしと雖も、而かも浦

仕舞金を徴するの習慣は、古來より存したり、故に此年の如く、五百餘艘の難破船あるに際しては、兵庫の得べき浦仕舞金は、蓋し貳參萬圓にも上るべかりしなり、唯だ不幸なる被害者より、斯かる金圓を徴すること、人情を汲む者の忍ぶ能はざる所、此に於て區長神田兵右衛門は、縣令神田孝平に面して、此習慣の不仁なる旨を述べ、斷然廢止せんと請るや、縣令亦其意を嘉納す、神田乃ち被害者に此意を告げ、納金は各人の志次第らしむ、而かも遭難船員中徴志として差出したる金員は、參百餘圓に及びしか、此時以後兵庫に於ては、不仁なる此慣例を全く廢絶せりと云ふ。

同六年七月十三日風濤大に起り、八月十三日亦強風怒濤の難あり、之が爲め神戸港に於て、海岸石垣の破損する者數個所、再築費九百五拾九圓餘を要す。十月二日夜間より翌十三日に亘りて強風大雨あり、生田川は川床を損し、堤防諸所の破損を生ぜり。

同七年七月二十八日より八月三日の夜迄、暴風雨之が爲め生田川、湊川等孰れも満水して、堤防所々決潰し、田畝の荒蕪となるものあるに至る。八月二十一日暴風大に起り、海岸石垣數個所を損し、修繕費貳千七百貳拾九圓餘を要せり。

同十年五月十六日より十八日迄大雨あり、河水暴漲、其後數日降雨あり。八月二十六日暴風ありて、工兵第四方面鹿兒島表假兵舎建設用として、兵庫港より積出せし板類搭載は沖合に沈没す、十月十日夜又暴風屋を捲き、海水之が爲めに高し。

同十五年八月五日午前五時より東風強く、午後二時暴風雨となり、爾後二十二時間の久しきに亘る、之が爲め海上波濤十五尺を増し、潮沫民家の屋上を越え、和田崎にては潮水床上を浸せし民家あるに至る。右に係る兵神兩港の被害は、家屋流失三戸、巡查休息所一棟、家屋破損五十一戸、船舶流失一艘、海岸石垣破損一ヶ所(長七百四十一間)、道路破損四個所、材木流失二十二本、割木百二十掛(一萬六千貫)、而して石垣修築等の爲め、臨時縣會を開きたり。

同十七年五月十八日午前六時より暴風雨となり、翌十九日午前一時に至りて歇む、之が爲め海上怒濤高く、潮水十尺餘を増し、遂に波止場石垣破損十五個所(延長九十七間)、波除杭流失千九十本に及びき。又八月二十五日午後七時頃東風を起し、午後十時暴風雨を爲り、十二時より翌二十六日午前二時迄の間、最も劇烈を極め、海面平潮より高さ事十三尺、神戸海岸、兵庫宮内町海岸等は、逆潮陸地に上ること三四尺、到る所の人家破損せざるはなく、中には家族をして難を高地に避けしめたるものあり、四時に至り風雨西に轉じ、露で南となり、午後十一時全く静穩に歸せり、之が爲め神戸兵庫兩港に於て損害を蒙りしこと、建物破損四軒、内正午報館一軒、同浸水十五軒、船舶流失三艘、同沈没二十七艘、同破損十八艘(内獨逸風帆船一艘、警察蒸氣船一艘)、同積荷沈没(米七百石)、波止場石垣破損三十六個所(延長六百九十三間)、波除杭流失三千五百九十二本、第三波止場内船橋、小野濱根元石垣破壞數個所なり。

同十八年六月三十日より、翌七月一日に亘り強風大雨、海上逆潮高く、船舶破損三艘(但東税關前及兵庫港内に於て)、生田川堤防缺所八個所(延長二百五十間)の難あり。

同十九年九月二十四日東棧橋及び第一波止場入口石垣破壞數個所、第一波止場より第二波止場迄の波除杭にして、腐朽せし分盡く陸に打揚らる。水上警察附屬水夫死者一人、負傷者一人、破船乗組人の内行方知れざる者二人、破船四十八艘(内傳馬船十艘)の風難ありき。十一月十八日午後六時頃より北風強く、八時頃より勢ひ益々猛にして、九時頃最も激烈を極め、十一時頃より漸く靜穩に歸せり。此時坐死者溺死者各一人、將に溺死せんとして救助せられたる者四人、解船と共に押流され、救助されたる者二十五人、馬匹死二頭、負傷一頭、家屋潰倒四十一戸、破損七十二戸、塔壁破損三百五十個所、橋梁破損二個所、船舶流失十七艘、破壞九艘、破損十艘、漂着二艘、倒木二十七本の被害あり。

同二十一年七月二十二日午前十時頃より強風を起し、午後二時二十分に至り風勢益々加はり、怒濤海岸に激漲せり。兵庫島上町、船大工町、出在家町、新在家町、關屋町、松屋町、鍛冶屋町、匠町等、海岸接近の人家は、激浪將に及ばんとするを見て、各自家財を運搬して難を避けんとする等、一時頗る混雜を極め、島上町水上警察派出所の如きは、波濤所内に浸入し、暴風戸障子を吹破り、到底防禦の術なきより、一時他に引揚るに至れり。風勢夜に入りて漸く衰へ、翌二十三日早朝迄は稍々平穩に歸せしが、午前九時より午後一時迄の間に於て、再び大に東風を起し、三時南に變じ、四時四十五分西風

と爲り、六時半に至て全く静穩に歸せり。就中、最も激烈なりしは南風にして、石飛び波荒く、兵神兩港に於て船舶其他害を被る事少からず、即ち兵庫港(二十二日)島上町波止石垣二三個所崩壊、船大工町波止二個所破損、日本形五百七十石積商船及小船一艘破損(二十三日)船大工町波止九間、出在家町同一間破損、船大工町築島橋より東岸數個所破損、日本形六百八十三石商船一艘積荷の儘沈没、測量用足場一個所破損、納屋物置場各一棟、商店小屋二棟破損、神戸港(二十三日)居留地波除杭凡一町餘、第二波止場より第三波止場邊の間同數百本破損流失、辨天濱御用邸棧橋三分通破損、川崎造船所構内波止場石垣十一間、辨天濱石垣同若干破損、船橋一個所破損、日本形商船一艘、小廻船二艘、漁船二艘破損、米國帆船一艘帆樑折損、八月三十日復た暴風雨あり、神戸港にては船舶海岸に吹揚られたるもの一艘、破損二艘、家屋、職工場、揭示場等顛倒六個所、兵庫港にては船舶流失二艘、同破損一艘、同海岸に吹揚られたる者三艘(内西洋形帆船一艘)、建物顛倒二十三個所、同破損六ヶ所、橋の流失一個所、波止崩壊一個所、棧橋及び板流失二個所、柵垣、塀、板圍、日覆、雨覆、屋根、壁等顛倒又は破損五十個所の被害あり。十一月二十日午後六時東北風を起し、二十一日午前七時に至て鎮静せり。

同二十三年九月十二日より翌十三日に至る暴風雨の爲め、道路數個所破損。同月十八日より翌十九日に至り、暴風激浪あり、之が爲め兵庫港に於て、船橋破損二艘(長十五間、巾三間)、船舶破損十八艘、

破船乗組人溺死一人あり。

同二十三年中一月三十三日小廻船八艘、三月二十四日五百石以下商船三艘、舢舨六艘、計九艘。十一月十一日五百石以下商船五艘、同十八日五百石以下商船十八艘、小廻船一艘、計十九艘。十二月二十三日五百石以下商船二艘、舢舨二艘、計四艘、外に四艘、其外猶ほ、破損せし者多かりし、是れ強風の害なり。

同二十五年八月十六日午前八時頃より東北風を起し、午後九時頃南風に變じ、風力猖獗を極め、潮水は人家を浸し、船舶は相衝突し、又海岸に積置たる材木を流す等、其害を被るもの少からず。翌十七日午前二時頃風雨西風に變じて次第に衰へ、潮水亦漸次に減退し、同五時に至り全く静穩に歸せり。損害は死者三人、家屋流失四戸、潰倒二十七戸、同大破五十四戸、家屋床上浸水百四十七戸、同床下浸水七百五十戸、倉庫潰倒十八棟、工業場大破十六棟、道路破損二個所(延長五百八十九間)、港灣破損三十九個所(延長三百五十九間)、船舶流失四艘、全破損百六十四艘。九月十四日朝來東風を起し、漸次東西に變じ、午後一時頃より強大となり、怒濤人家を浸し、甚しきは床上に及べり。六時頃風雨西に變じ、次第に勢ひを減じ、九時頃初めて静穩に歸し、潮水も次第に減退せり。被害は負傷者五人、家屋潰倒六戸、同大破一戸、床上浸水九戸、床下浸水百三十六戸、道路破損四個所、延長三百十九間、用悪水路破損二個所(延長十四間)船舶破損三艘、用地損害百八十八町八反九畝歩、畑地損害八十五町

同二十七年九月十二日強風激浪の爲め、波止場破損七個所(延長十七間)、同道路破損二個所(延長五十間)、船舶の流失沈没破損十艘の被難あり。

同二十八年七月十七日暴風雨あり、兵神兩港にて家屋床下浸水百三十個所、道路破損十七個所(延長八十九間)、用悪水路破損二個所(延長五間半)の損害を受く。八月三日強雨あり、其間纔かに數時なれども、被害は家屋床下浸水二百五十七戸、堤防破損十個所(延長二百七十間)道路破損十八個所(延長八百八十一間)、用悪水路破損二個所(延長八十間)の被害あり。

同二十九年八月三十日未明より暴風猛雨起り、其勢益々猖獗を極め、三十一日午前六時の頃に至り平穩に歸せり、爲めに澁川堤防東手六十間餘決壊し、福原狹斜の地全く河身に變じ、仲町部の滿街一時全く濁水海の觀あり、而して相生町より神戸停車場前の如きは、市街横流の水深五尺以上、官民共に被難者の救助に勉むる等、爾後數日間は、其慘狀筆すべからず、此時仲町部の被害は死者三十八人、負傷者五十七人、家屋流失百十七戸、同潰倒四十三戸、同破損五百四十八戸、同浸水七千九百二十二戸、其他市内建物流失二棟、同潰倒二十二棟、同破損六十八棟、同浸水九十四棟、堤防決壊九ヶ所、道路破損百一個所、用悪水路破損九個所、橋梁流失十六個所、澁川は土砂を吐き出して淺瀬を擴張し、海底四尋線は、從來に比して四十尺の海中に押出されたり。

以上は明治三十年に至るまでの、風水被害の大なるものにして、波浪沿岸に昇り、殆んど海嘯とも名くべかりし者は、明治四年五月十八日、明治十五年八月五日、明治十七年八月二十五日、明治二十二年七月二十三日、明治二十四年八月十六日、及び同九月十三日の六回にして、水難は二十九年澁川堤防決壊の時を以て、最慘狀を極めたるものとす。

○第三百五十六節、人民の姓名呼捨て下馬下乗の廢止。以上節を追ふて記述せし所は、未丁年たりし兵神の兩港が、明治十年以降健全なる發達を遂げ、遂に堂々たる神戸市の名を以て、世界に知らるゝの法人と生長せしまで、前後二十年間の經過路に於て實見したる、諸般の現象を載録したるものとす。材料の蒐集纔に三個月餘、素より神戸市發達の狀勢を描き得たりとは信せず。特に其現象の多岐多端なる、一事一物因果の關係を明かならしむるに遑なきは勿論、屬文の上に於ても、記事の連絡を保たしむるを得ず。然れども各節を讀過して辭かに卷を閉ぢ瞑想せば、本史を閲する者、假令漠然ながらも神戸市發達の趨勢と、其模様とを推想するに足るべきか。而して編者の知り得たる事柄にして以上の各節中に挿入し能はざりし事實は猶ほ少なからず、之を編纂の體裁より云はゞ、將さに本章を終らんとするに臨みて开を載録せんこと、確かに適當の業ならざるを信す、而かも本史編纂の目的は、地方史として爲し得る限り細大の事實を記録して置かんと欲するに在れば、秩序蕪雜の諍りを冒して、其一二を録する所あらん。

大小の諸官衙に於て、吏民相接するの際、人民の姓名を呼捨るは、明治二十三年の頃を以て其極點に達したる、官尊民卑の佛として久しく存じ、所謂お役所風、お役人風として怪むものもなかりしが、明治十八九年に至り、政論沸騰の結果として、お役所風、お役人風を痛罵するの勢ひとなり、官吏を呼ぶに公僕を以てする世となりたれば、一世の風潮は官民應接の禮に一變化を與へ、神戸區役所の如きは、明治二十年十月より、人民の姓名を呼ぶに總て殿付とせり。同二十一年に至り、神戸裁判所は、十二月一日以後門前に於ける下馬下乗の制を廢止し、同二十四年門番受附を撤去して、出入者より一々名刺を差出さしめたるの煩例を止む。而かも今に至て尙ほ公判傍聽者をして、傍聽手續を爲さしめ、東京地方裁判所の如く、傍聽人の出入に自由を與へず。又兵庫縣廳に於ては、廳費節減の目的を以て、明治二十年廳内各課の吏員用煙草盆を一個と定め、以て從來の費用を半減し得たり。此例今に行はれて、吏員は喫煙用として樽寸を使用し、煙草盆に炭火あるは、只應接所に限れるが如し。

○第三百五十七節、雜居地外人への課税。居留地外雜居地に居住する外國人に地方税を課するに至りしは、明治二十二年度に始まる。抑も居留地條約に據るも、居留外人は町入費を拂ふ義務ある者にして、居留地外の借地人に地方税を課するは、正に是れ町入費たるものなり。明治二十二年度に至るまで此課税の事なかりしは、日本政廳に於て既得の權利を行使せざりしのみ。然るに外人は、此地方税徵課に對し苦情を唱へて止まず、然れども兵庫縣廳は斷然として實施を決し、同年二月十日外務

課員は其家屋調査を爲し、不納者に向ては、公賣處分を施すの議を採て動かさりし。

(補)明治二十五年中山手通に獨國人ライメルと稱する者の妾宅あり、家屋税の徵收に應せず、是を以て公賣處分を行はんが爲めに、執達吏をして動産の封印を爲さしむるや、ライメル大に憤はりて直ちに其封印を開破りぬ、依て獨國領事館に求刑して之は處分を爲せり。

○第三百五十八節、直間税署と公證役場の設置、浦役場。明治二十二年四月一日國稅收税法に據り、神戸市に於ては神戸市役所内を收稅屬出張と定め、六月十七日收稅部神戸出張所を市役所に開設せしが、明治二十三年に至て廢止の勅令出で、同年大藏省令第二十九號を以て、神戸直間稅分署を設くる事となり、同年十一月五日東川崎町に於て、神戸直稅分署及び神戸直間稅分署の設置を見たり。所得稅届出は、明治二十年七月より實施されき。同十九年法律第二號公證人規則の實施となり、明治二十二年六月神戸治安裁判所管内東川崎町(後多聞通二丁目)奥座市郎右衛門、兵庫西出町水越成章の公證役場開設を見る。明治二十五年四月區裁判所管内公證人島允恒は濱宇治野町に其役場を設く。浦役場事務は、戸長兼任廢止後、神戸區に於ては大日本海員接濟會神戸支部會員を雇ふて取扱ふたりしが、明治二十年七月以後、東川崎町に大日本海員接濟會神戸支會員寄宿所の設けあり、依て神戸海員雇入を廢止し、同寄宿所を以て事務取扱所と爲し之を神戸海員浦役場と稱したり。

○第三百五十九節、巡查の佩劍、憲兵屯所の創設。明治十六年七月以後、一般巡查帶劍の制とな

る、當時巡查の人民に接するや頗る横柄にして、特に神戸、兵庫に於ては鹿兒島出身の者多く、言語自から武骨にして、痛く市民の厭惡を招きぬ、明治二十一年の頃より人民に接すること、漸く懇切鄭重の風あり、然れども明治二十五年に當り、兵庫縣會に於て巡查廢劔論の出でたるを見れば、當時猶ほ地方に在ては、巡查の人民に對する威嚇の風ありしを察すべし。明治二十九年二月二十五日兵庫憲兵分隊首部、元町三丁目に設けられ、同時に元町屯所を置きて淡川以東を管轄し、四月一日淡川屯所の設けありて、淡川以西を管轄す、首部は第四憲兵隊(本部大坂市)に屬し、兵庫縣下を管するなり、而して神戸市の二屯所は、其後武庫及び明石の兩郡をも分管する事となりて今に至る。

○第三百六十節、街路の撤水と便所、電氣の街燈。 神戸に於て、街路撤水の實行されたるは、明治二十年八月にして、海岸通に始まれり。大便所を附したる辻便所の設置は、明治二十一年東川崎町に兵神汲取會社の設立あり、同會社は自費を以て辻便所設置の上、向ふ十五年間無代汲取の義を出願し、許可の上先づ宇治野石橋側に一ヶ所を設け、其後漸次建設して同年十二月其數二十五ヶ所を見るに至る、今市中に見る所のもの即ち是れにして、一ヶ所金貳拾五圓の經費を要せりとか。又市街に公設の街燈なきは、神戸市の一缺點なるべし、唯海岸通に十九基の電氣街燈ありて、明治二十二年三月二日の夜より點火されしものなり、此時までは相生橋の如きも橋上暗淡たりしなり。

○第三百六十一節、居留地の沿革奈何、居留外人數。 今や將さに記述の筆を改めて、神戸居留地

の沿革を描寫すべきの順序となれり、然るに居留地は治外法權を以て一城廓を爲し、明治五六年一たび其規模を確定せし以來、土地に關して格別の變遷なく、居留外人の動靜等に就ては、大に記するべきものなきにあらざる雖も、彼等大體の舉動は、既に内商との交渉事件を記するに方て其概要を述べたれば、殊さら節目を追ふの必要なく、加之、居留地商業會議所の記録書等を借覽し、若くは在留年久しき外人に接して、各般の沿革事情を質さんと欲したれども、時是れ金なりとして寸陰を借ひ彼等は憚らくは編者の希望を聽るすもの尠なし、而して編者は短少の日子を以て此書を作さんと欲せしかば、終に居留地内累年の諸現象を調査するの途なかりしなり。故に今は唯居留地外人數の増減表を掲ぐるのみを以て已まんとす、其表即ち左の如し。

神戸居留外人數年對照表

年次	國別													合計	前年比較											
	英	米	佛	獨	蘭	丁	抹	瑞	西	葡	布	哇	清			義	白	耳	伊	澳	匈	瑞	威	露	西	秘
明治四年	二六	一	一九	三	三	一	三	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
同 五 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 六 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 十 一 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 十 二 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 十 三 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 十 四 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 十 五 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 十 六 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 十 七 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 十 八 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 十 九 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 二 十 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 二 十 一 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 二 十 二 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 二 十 三 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 二 十 四 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 二 十 五 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 二 十 六 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 二 十 七 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 二 十 八 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 二 十 九 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一
同 三 十 年	三〇	一	一九	三	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一	三	一

神戸開港三十年史

第五章 重要沿革事類纂

○第一節、貿易五厘金の沿革。抑も神戸貿易五厘金の徴收は、横濱、長崎の例に倣ふたる者にして、此例たるや各國と條約を締結し、長崎貿易を開始したるの當時、幕府長崎奉行の考案に出でたる者にして、一種の外國貿易商人税と稱するも不可なきものなり。故に其當時英國公使は條約面に據り、海關税の外に、政府の徴税するは不當なりとの故障を提出したりしかども、幕府は此故障に對し、是れ政府の收入に屬するものに非らず、貿易商人等の協議に出で、彼等同業者の共同費用に充るものなりと稱し、貿易商人等をして、連印を以て其然るを證明せしめたり。又横濱に於ては、開港以來移住人漸く増加すと雖も、市中の人家猶ほ櫛比するに至らず、居民は皆一時の寄留者なれば、朝に去る者あり夕に來るものあり、町費を賦課徴收する方法に苦めり、依て萬延元年八月總年寄蒞部清兵衛なる者、外國人へ物品賣込を爲すものより、其賣込金高に應じ、幾分宛を出金せしめて町費に充て、尙は餘剩あらば之を蓄積し、以て外國商業の爲めに困厄せる者等を扶助せんと案を立て、遂に奉行所の認可を得て商人に説諭し、總て賣込金高の千分五を徴收したり。而して慶應二年に至ては、引取商よりも此歩合金を出さしむ。乃ち神戸港に於ても此等の例に倣ひ、神戸貿易商をして元組商社なる者を

組織せしめ、賣買金高の五歩と定め、之を五厘金と稱して徴收せしむ。而して元組商社の人員は、百足屋又左衛門、佐渡屋傳兵衛、布屋猶三郎、大黒屋六之助、泉屋清兵衛、大黒屋八次郎、小西平兵衛、小西作兵衛、小西喜兵衛、長崎屋安兵衛、日野屋走七、池田屋久兵衛、萬屋佐七郎、菱屋嘉七、小本屋猶次郎、近江屋清五郎、小野屋彌兵衛以上大阪商人、刀屋七郎右衛門、車屋勢三郎、炭屋重兵衛(以上神戸商人)松屋五郎右衛門(兵庫商人)島屋久次郎(大阪移住神戸商人)の二十一名なりき。組合員は即ち手代を雇ひ、外國事務局(東運上所)の一室を借受けて五厘金徴收の事務を執行せり。其徴收の方法たる、引取品に就ては買元外國商人誰、物品名稱、其員數、原價何程、販賣代價何程、又賣込品に就ては、賣先外國商人誰、物名、員數、代價等を單紙若くは通帳に記載して、歩合金取扱所に提出せしむ。取扱所に於ては手札と稱し、届出の如く書き記したる券狀を交附す。商人等は此券狀を運上所に差出して、物品運輸の免狀を請求し、此手札の裏面に檢印を受け以て荷改掛に渡すなり。此際價格を偽る者ある時は、取扱所は其届出金額にて物品を買收するの權利を有す、是れ詐偽届出を豫防せんが爲めなりき。引取品を大阪へ廻送の節は、大阪運上所へ該手札を示し、神戸運上所の許可荷たるや否やの検査を受たる後、始めて陸揚げ運搬を許さるゝなり。之を海荷改めの手續と云ふ。陸荷の方は、外務掛官吏、町年寄代人、元組商社手代の荷改所に出勤し居るあり、而して繼立運搬の引取品は免狀を要せりと雖も、海岸荷改所の如く嚴重なる取締にはあらざりき、尙ほ元組商社の事務責任と

しては、五厘金取立人の外に、荷改所手代及び目利人と唱ふる者を定め置き、關稅徴收の爲め、外商の輸出せんとする物品價格を評定するの務めに服せり、外商若し此評價に應ぜざるあらんか、商社は評價の價格を以て其物品を引受るべきものとす。而して徴收の五厘金は、引取五厘金の内、參厘を公費として運上所に積立、貳厘を商社の經費並に社中の配當に充てたり。賣込五厘金は公費として、悉皆運上所に積立るの定めとす。明治四年六月一日以後に至り其方法を一變せりと雖も、明治元年二月より同四年五月迄は、引取、賣込の取締は、全く此方法に據れるなり。

(補)明治三年の末に方り、町會所設立の議あり。同四年一月上棟式を行ひ、十二月二十五日に至りて落成す。是より先き六月一日より、貿易歩合金の徴收を町會所に委任せられたれば、假に貿易問屋會所を以て事務を扱へり、此時中山信彬權知事にして、歩合金事務に係る掛官は、外務局長少參事加藤祐一、少屬關戸由義等なりき。此年十二月二日内務局に勸業課の創設ありて、町會所は同課の監督に屬す。歩合金の町會所扱ひとなるや、引取、賣込の別を問はず、依然として五厘金を徴收し、其内參厘を公費とし、貳厘を以て町會所の經費となし、其剩餘は會所建設費を辨償し、尙ほ餘利を生ずれば利殖するの仕組とせり。而して町會所の設立と共に、神戸町を三組に分ち、走水を下組とし、二ツ茶屋を中組とし、神戸を以て上組と爲し、會所に出勤する名主、年寄、貿易頭取を左の如く定めぬ。